

2000-06-15 : 平成12年総務文教常任委員会 名簿

1

総務文教常任委員会

開 会 平成12年6月15日(木)
午前10時00分
閉 会 午前11時44分

出席者 議 員 9名

出席委員	委員長	北 村 幸 則	副委員長	北 村 磯 江
	委員	内 藤 陽 子	委員	長谷川 俊 子
	委員	岩 本 和 巳	委員	山 崎 光 男
	委員	松 野 満		
	議長	向 笠 茂 幸	副議長	鈴 木 幸 雄

欠席委員 な し

傍聴議員 1 番 富田幸宏議員、3 番 半川義輝議員、6 番 佐々木征坡議員
10 番 原田 洋議員、13 番 小澤眞司議員、17 番 丸山孝夫議員

説明のため出席した者の職氏名

教育長 木村昌夫 消防長 高橋光政 総務部長 露木高信 企画調整部長 鈴木 讓
教育次長兼学校教育課長 大石賢一 行政課長 高橋武文 庶務課長 青木 剛
収納課長 安藤雅章 政策課長 野間恵之 財政課長 高橋茂雄
防災課長 飛田 功 出納室会計課長 広枝 稔 社会教育課長 露木行雄
消防署長 三木甫昭 総務課長兼警防課長 山橋信治 税務課長補佐 山本恒雄
収納課副主幹 加藤秀人 政策課主幹 鈴木誠二 同副主幹 忠地愛男
学校教育課副主幹 室伏晃勇

書記 議会事務局長 穴水啓嗣 議会事務局長補佐 室伏光一

総務文教常任委員会

開 会 平成12年6月15日（木）午前10時00分

○委員長【北村幸則君】 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

富田議員、半川議員、佐々木議員、原田議員、小澤議員、丸山議員から傍聴の申し出があり、許可しましたので、よろしくお願いします。

それでは、議長からご挨拶をお願いします。

○議長【向笠茂幸君】 収納についても、ようやく本格的にこれから収納できる状況になってきたようです。その他、いろいろ案件もございますので、よろしくお願いします。

○委員長【北村幸則君】 それでは、報告事項（１）湯河原中学校生徒指導について、教育次長からお願いします。

○教育次長兼学校教育課長【大石賢一君】 湯河原中学校生徒指導状況について、ご報告申し上げます。

青少年問題は、毎日の新聞・テレビ等で報じられておりますように、極めて憂慮される事態で、社会問題化しております。先月には、小田原市内の女子中学生が仲間にリンチを加えたということで、補導されております。近隣の中学校でも様々な問題が起きているということは、耳にしておられると思います。

湯河原中学校については、学校全体が騒然となるような事態には陥っておりませんが、特に２年生の７名程度が学校の指導に従わず、問題行動を繰り返している状態にあります。その内容は、暴行・授業放棄・校内徘徊・授業妨害など、いろいろな範囲に及んでおり、特にU君は同学年生・高校生・小学生・教師にも暴行を加えており、授業放棄・校内徘徊・授業妨害などが目に余るために、５月１０日から２３日までの２週間、登校停止を命じ自宅謹慎にしております。

しかしながら、この登校停止期間中の５月１６日には下級生に暴行を加え、１９日には同学年生、さらに教師にも暴行を加えたことにより、やむなく６月６日までの２週間、さらに登校停止延長措置を講じております。

学校においては、これまで頻繁に、生徒本人及び保護者への指導を行ってきておりますが、なかなか指導が通らない状況にあります。こんな中、学校・教育委員会事務局・青少年相談室が一体となり、小田原児童相談所・小田原警察署と協議を重ねて対策を講じておりますが、U君が５月１６日に１４歳になったということから、少年法の適用を受けることになりました。先ほどいいました暴行を受けた生徒２名と教師から、小田原警察署に被害届けが提出され、小田原警察署から事情聴取を受け、説示を受けております。

U君は６月７日に保護者とともに登校し、学校長の指導を受け、現在は普通に登校しておりますが、目が離せない状況にあります。

この他、２年生N君の性的嫌がらせを受けた同学年の生徒が、不登校に陥ったことや、伊勢原市のN中学校の生徒６名が湯河原中学校に殴り込みにくるといった情報が、湯河原中学校３年女子から流され、湯河原中学校生徒約３０名が不穏な行動を取って、学校を抜け出して、吉浜海岸でN中学校の生徒と衝突する一歩手前までなりました。幸い、学校の早い対応で、吉浜派出所から巡査が駆け付けまして、大事には至りませんでした。湯河原中学校３年女子と伊勢原市のN中学校の生徒がメールを交換しあうメル友だったことから、故意に誤った情報を級友に流し、挑発したのが原因でした。

湯河原中学校では、N中学校と連絡をとりながら、関わった全生徒の保護者と連絡をとり、学校に来ていただき、指導をして解決しております。

また、城山学園に在籍する３年女子生徒が３月に行方不明になりまして、公開捜査の末、５月３１日に自分から中央児童相談所に通報し、保護されたこともありました。

以上が最近の中学校生徒の動向の一例ですが、この他にも様々なことで、多くの皆さんにご心配をおかけし

ている事実がございます。このような中ではありますが、3年生は5月20日から22日まで、京都・奈良方面へ修学旅行に、2年生は21日から22日まで山中湖で校外宿泊学習、6月4日には運動会が開催され、いずれも大過なく無事に終了することができました。関係された皆様には、本当に御礼を申し上げたいと思います。

湯河原中学校では、このような生徒の様々な行動に対し、教師が一丸となって指導に臨むこと、PTAを始め小田原警察署、小田原児童相談所、足柄下教育事務所などと連携を強化することを確認しております。

また、地域に開かれた学校を目指して、民生児童委員さんへの協力要請や、町民の皆さんにどなたにでも中学校の授業を見ていただきたいというような願いを込め、6月12日から23日までの間、授業公開を行っております。生徒指導の改善を図るために、様々な取り組みをさせていただいておりますが、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、湯河原中学校生徒の現状をご理解いただくため、本委員会の席をお借りして、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長【北村幸則君】 何かご意見等はございますか。北村礒江副委員長。

○副委員長【北村礒江君】 私は、まさかここまで湯河原中学校が荒廃していることに、実は愕然といたしました。登校停止になった生徒は、日常茶飯時に全教師を殴る、蹴る、ナイフを頬にあてていたようで、そういうことが現実にあるということを、我々町民はわかっていないといけません。そして、停学処分を受けた直後に、違う生徒が先生のズボンをナイフで切ったという話も聞いております。生徒の間では、教師を殴った生徒は停学処分になったのに、ズボンを切った生徒には何の処分もなく、おかしいじゃないかといったという話もしているようです。

そこで、あまりにも甚だしいので、教育長にそのお話をしましたら、逐一報告は受けているという返事がございました。ですから、これは他人事ではなく、我々も事実があるということは、認識していなければいけないと思います。教育問題は学校に任せておけばいいのではなく、健全育成のために何ができるのか、何をしなければいけないのかを皆で考えていかなければいけないと思います。

また、教育長のお話では、公開授業ということで、教育委員会の皆さんも授業を見に行ったそうですが、その中でたまたま問題児のお母さんがお弁当を届けにきて、下足のまま廊下に入り、教室へ行ったという話も聞きましたが、そういうときにどうして学校側では注意ができなかったのか、そんな疑問も残りました。

そして、教師の中でも何人も、両手で首を絞められるようなことが日常茶飯時にあったようです。教育現場の荒廃でいろいろな問題が浮き上がっておりますが、現実問題として、教師が生徒にいくら暴力を振るわれても、教師側は無力で黙ってやられていることの中で、ますます生徒がエスカレートする風潮があるのではないかと思います。中学校では総会などの席でも、そういう現実を赤裸々に保護者に報告すべきだと思います。各学級では、保護者に対してそういうお話がされるようですが、校長に関しては、総会の席ではあまりそういうことには抽象的な発言しかないようです。

たまたまテレビで、警察・医療・学校という組織は、自助努力が足りないもので、同じことが繰り返されるということを耳にしまして、なるほどと思いました。不祥事というのは外に出さず、隠蔽してしまうということが、どの組織でもあると思います。ですから、その辺のことを教育長も把握しながら、いったい何ができるかということを、真剣にみんなで考えていかなければならないし、我々もそういう現実が起きていることをしっかり認識すべきだと思います。

○委員長【北村幸則君】 他にございますか。山崎委員。

○8番【山崎光男君】 私もこの話は知っておりまして、学校の先生にも何人かお会いして、お話させていただきました。そしてこの保護者の方ですが、お話をさせていただきましたが、率直に言って、どうにもならない方です。いくらお話してもそれだけで、自分がスナックへ行ってお酒を飲んで、子供は歌を歌っているような家庭なんです。14歳になるのを待って、警察にお任せした方がいいと思います。教育委員長や大石次長が日頃一生懸命やっというのを知っています。幼児教育の段階から、家庭での教育が間違っていたと思います。今後は、皆さんで力をあわせて、そういう生徒が出ないような教育方針を考えていただけたらと思います。

○委員長【北村幸則君】 他にございますか。長谷川委員。

○4番【長谷川俊子君】 自宅謹慎になった生徒は、その間どうなっているのかとお聞きしましたら、先生もよく通ってくださっていたそうですが、自宅に行ってももぬけの空で、自宅にいない状況だと伺いました。自宅謹慎にさせるというのは、その生徒が学校に来ない間安心していただけであって、その辺の手当というのがないのではないかと思います。いろいろな案を出し合って、地域の力とかいろいろなことを真剣に考えていかなければならないと思います。

○委員長【北村幸則君】 他にございますか。

（なし）

○委員長【北村幸則君】 家庭・学校・社会の3つすべてが一緒になって、解決していかなければならない問題ですから、今後とも教育委員会はしっかりやってください。

次に4 閉会中の継続審査（所管事務等）申し出について、総務部長からお願いします。

○総務部長【露木高信君】 （資料No. 1 説明）

○委員長【北村幸則君】 それでは案件（1）コミュニティバスの運行状況について、政策課主幹からお願いします。

○政策課主幹【鈴木誠二君】 （資料No. 2 説明）

○委員長【北村幸則君】 説明が終わりましたが、過日の委員会でも初乗り200円と決定しておりますので、質疑等は省かせていただきます。

次に（2）湯河原町の文化財について、社会教育課長からお願いします。

○社会教育課長【露木行雄君】 （資料No. 3 説明）

○委員長【北村幸則君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。山崎委員。

○8番【山崎光男君】 「湯河原町の文化財誌」26ページに、子之神社飾り屋台が出ていますが、私が知る限り、鍛冶屋・吉浜・城堀の各地区にもあります。時代的なことは詳しくわかりませんが、同じようなものだと思います。各地区のものも、彫り物の色があせてきてしまっているのので、各地区のものも見ていただき、町で指定できるものは指定していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長【北村幸則君】 社会教育課長。

○社会教育課長【露木行雄君】 年に4～5回審議会が開かれますが、早速審議会にお諮りし、皆さんに見ていただいて、指定できるものであれば指定していきたいと考えております。

○委員長【北村幸則君】 他に何かご質問等はございますか。松野委員。

○16番【松野 満君】 福浦のものは結構色がはっきりしているので、彫り物はかなりそのまま残っています。吉浜に2基、鍛冶屋・城堀・門川にもあると思うので、審議会で指定するなら、色について、お金がどのくらいかかるかわかりませんが、町だけでなく、各氏子もいるし、やり方はいくらでもある。

以前、吉浜では置き屋台を飾っている場所のシャッターが潮風でだめになりましたが、各家庭で少しずつ寄附をお願いしたら、それなりに集まりましたので、せっかく指定するなら、各地域で少しずつ寄附を集めてやったり、町もお金を少し出してあげたり、お願いしたいと思います。

○委員長【北村幸則君】 他に何かご質問等はございますか。北村礒江副委員長。

○副委員長【北村礒江君】 子之神社の屋台というのは、修復しないでこれだけの色が出ているんですか。

○委員長【北村幸則君】 社会教育課長。

○社会教育課長【露木行雄君】 詳しいことはわかりませんので、審議委員さんにお聞きして、別の機会でご報告させていただきます。

○委員長【北村幸則君】 他に何かご質問等はございますか。長谷川委員。

○4番【長谷川俊子君】 木村美術館の庭に、立派なツゲか松があったと思いますが、あれは文化財とは全然関係ないんですか。

○委員長【北村幸則君】 社会教育課長。

○社会教育課長【露木行雄君】 ないです。

○4番【長谷川俊子君】 可能性はないですか。

○委員長【北村幸則君】 社会教育課長。

○社会教育課長【露木行雄君】 今年でしたか、西湘地区のトラスト会議で、湯河原町の古木という本が出ております。その中にもいくつも大きな木があります。ですから、そういうものも一緒に考えながら、審議委員さんに見ていただき、指定するものは指定させていただきたいと思います。

○委員長【北村幸則君】 次に（３）平成１３年度町税等の収納状況について、収納課長からお願いします。

○収納課長【安藤雅章君】 （資料No. ４ 説明）

経済情勢等、依然厳しい状態が続いておりますが、平成１２年度は収納体制・収納方法等を見直し、予算額の確保、収納率の向上に向けて鋭意努力いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、前回の委員会で資料提出の要望のあった内容のご説明をいたします。

（参考資料１・２ 説明）

次に追加資料ですが、湯河原町では町税の前納報奨金制度について、平成９年４月１日をもって廃止いたしました。これらの特定優遇措置を他の市町村では考えているのかというご質問が、前回の委員会でありましたので、調査結果をご報告いたします。

（資料 説明）

○委員長【北村幸則君】 説明が終わりました。

前回もご審議いただきましたように、平成１２年度末にはいまの予測では約１１億円の滞納が見込まれるということですね。

○収納課長【安藤雅章君】 「１２年度」ではなく、「１２年度を過ぎると」ですね、現年から繰り越す分が予算対比で２億程度ということになると、そうなります。

○委員長【北村幸則君】 何かご質問はございますか。松野委員。

○１６番【松野 満君】 前回の協議会で、５００万以上の滞納者一覧表の資料の提出をお願いして、秘密会として委員会でやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○委員長【北村幸則君】 ただいま松野委員から、資料提出要求がありました。

平成１１年度高額滞納者の状況については、委員会として資料の提出を求めたいと思いますが、賛成者の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長【北村幸則君】 賛成多数。よって、委員会として、１１年度高額滞納者の状況についての資料提出を求めます。

お諮りいたします。ただいま可決されました１１年度高額滞納者の状況については、秘密会にして審査したいと思います。

秘密会を開くには、湯河原町委員会条例第１６条の規定により、委員会の議決によると規定されております。直ちに挙手により採決いたします。

秘密会を開くことに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長【北村幸則君】 賛成多数。

よって、秘密会を開くことが可決されました。

誠に恐れ入りますが、総務文教常任委員、露木総務部長、安藤収納課長、加藤副主幹及び事務局職員以外の方の退席を求めます。

傍聴議員の方も申し訳ございませんが、秘密会にいたしますので、退席をお願いします。

なお、資料提出まで時間がかかりますので、暫時休憩します。 （午前１１時０５分）

秘密会 開会 午前１１時１４分

閉会 午前１１時３６分

○委員長【北村幸則君】 秘密会を解き、委員会を再開いたします。（午前11時37分）

松野委員。

○16番【松野 満君】 いま500万以上の滞納者を見せていただきましたが、まだ他にも300万、400万の人もいますし、小田原市でもこのような形を取っていますし、湯河原町議会でも、ぜひ収納対策特別委員会というような形でもって、ぜひ議長にお願いして、特別委員会を設置していただくことがいいと思います。それで、総務の関係ですので、総務文教常任委員に入ってください、あとは議長と委員長にご相談して、議会も対応した方がいいと思います。

○委員長【北村幸則君】 ただいま松野委員からご意見がありましたように、総務文教常任委員会だけではなく難しい問題がありますので、収納対策特別委員会を設置し、それには総務文教常任委員に入ってください、あとは議長、丸山経済建設常任委員長、二見民生常任委員長に入ってくださいとちょうど10名ですので、そんな形で議長いかがですか。

○議長【向笠茂幸君】 そうですね。ただ、ちょっと心配なのは、見渡したところ、一番滞納者の多い宮上地域の方が1人もいないかなと、あと言い方を変えるなら、同業者の方がいないかなと思うんですが。形としては、常任委員長2人と議長を入れるということでもいいと思います。

○委員長【北村幸則君】 入れるとすれば、温泉場の2人のどちらかに入ってもらえば。

○議長【向笠茂幸君】 いや、いいですよ。

○委員長【北村幸則君】 総務部長。

○総務部長【露木高信君】 町としては6項目ほどあります。まず第1はこういう形でいくと、いつまでたっても率等が上がらないということで、まず収納率を向上させていただきたい。

2点目は、善良な納税者に対する信頼性の確保のために、滞納額の増大を最小限に抑えたい。

第3は、納税に対して不誠実な者に対して、厳しく滞納処分等をやらせていただきたい。

第4は、滞納額は年々増えるとは思いますが、なるべく抑制・抑止したい。

それから、徴収不可能なもの、いわゆる不納欠損という形になりますが、資産がない場合は、国保や住民税については、町外へ行った場合は、なかなか集めても納められないというものが相当あるようです。それらの処分等の検討についても、この特別委員会でご審議していただき、今後の形について、行政サービスの低下につながらないような形で、効果的に実行するためをお願いしたい。

いずれにしても、これだけ厳しく対応することにより、住民の代表である議員さんのところに相談が必ず来ると思います。ですから、特別委員さんを中心にした形で、相談に見えたときに、これらの点も鑑みまして、議会の方のご協力も願って、収納率を上げていく形にもっていきたいというのが本音ですので、よろしくお願いします。

○委員長【北村幸則君】 そうすると、温泉場の方の議員を入れた方がいいという意見ですね。

入れるとなれば、常任委員長にこだわらずに、温泉場の議員さんに入ってくださいことを調整した方がいいですね。皆さんのご意見はいかがですか。松野委員。

○16番【松野 満君】 議長からそういう要望があるので、できましたら議長と委員長とで選んでくだされば、我々は委員として出席する形ですので、それで結構ですので、お二人にお任せいたします。

○委員長【北村幸則君】 それでは、松野委員がいわれるように議長と私に一任していただき、明日9時から議会運営委員会が開かれますので、そこで人選していただくということでよろしいですか。

（了承）

○委員長【北村幸則君】 それでは、他に何かございますか。

（なし）

○委員長【北村幸則君】 それでは、総務文教常任委員会を閉会いたします。

2000-06-16：平成12年議会運営委員会 名簿

1

議会運営委員会

開 会 平成12年6月16日（金）

午前9時00分

閉 会 午前9時22分

出席者 議 員 9名

出席委員	委員長	青 木 昭 久	副委員長	山 崎 光 男
	委員	土 屋 誠 一	委員	北 村 礒 江
	委員	二 見 康 男	委員	菅 沼 佑 二
	委員	北 村 幸 則		
	議長	向 笠 茂 幸	副議長	鈴 木 幸 雄

欠席委員 な し

傍聴議員 5番 岩本和巳議員、13番 小澤眞司議員

説明のため出席した者の職氏名

総務部長 露木高信 企画調整部長 鈴木 譲

書記 議会事務局長 穴水啓嗣 議会事務局長補佐 室伏光一

議会運営委員会

開 会 平成12年6月16日（金）午前9時00分

○委員長【青木昭久君】 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

なお、岩本議員、小澤議員の傍聴を許可しましたので、よろしくお願いします。

それでは、議長からご挨拶をお願いします。

○議長【向笠茂幸君】 総務文教常任委員会の中で、滞納者に対する議会の姿勢を見せた方がいいということで、収納対策特別委員会を設置した方がいいという意見になりましたので、きょう議会運営委員会にお諮りすることになりました。よろしくお願いします。

○委員長【青木昭久君】 案件（１）特別委員会の設置について、議会事務局長からお願いします。

○議会事務局長【穴水啓嗣君】 それでは、決議の内容についてご説明いたします。

（決議文案 朗読）

○委員長【青木昭久君】 委員会の定数は、１０名でよろしいですね。

何かご質問等はございますか。土屋委員。

○７番【土屋誠一君】 人数の構成については会派がありますし、議運のメンバーで委員構成を行なうのですか。

○委員長【青木昭久君】 菅沼委員。

○１５番【菅沼佑二君】 総務を中心に構成すればいいんじゃないかと思います。

○委員長【青木昭久君】 議長。

○議長【向笠茂幸君】 総務文教常任委員長からは、総務文教常任委員を中心というお言葉があり、なおかつ常任委員長があと２人、それに議長の私が入ったらどうかというご意見が出ました。そして、委員の皆さんからは、私と委員長の総意により、構成人員はお任せするという事になっています。

○１８番【北村幸則君】 民生常任委員会には、所管事項として水道、温泉が入っていて、経済建設常任委員会には、下水道が入っていますので、各常任委員長に入っていた方がいいだろうということです。それが一番いい方法ではないかということで、議運で申入れしておきますので、議論する方向でお願いします。

○委員長【青木昭久君】 ただいまのように、総務文教常任委員、民生・経済建設の各常任委員長、それから議長が入り、１０名の構成メンバーでよろしいですか。

（全員了承）

○委員長【青木昭久君】 委員会の正・副委員長はどうしましょうか。

○１５番【菅沼佑二君】 総務文教常任委員会が主管ですので、総務の委員長にお願いしてはどうですか。

○委員長【青木昭久君】 山崎副委員長。

○副委員長【山崎光男君】 私としては、同じ人選でいいと思います。

○委員長【青木昭久君】 それでは、収納対策特別委員会の正・副委員長は、総務文教常任委員会の正・副委員長でよろしいですか。

（全員了承）

○委員長【青木昭久君】 ほかに何かありますか。議長。

○議長【向笠茂幸君】 １２日に内藤議員から、本会議初日の発言の取り消しの届けがありましたので、きょう開議冒頭、本会議に入る前に、承認をいただきます。

○委員長【青木昭久君】 総務部長。

○総務部長【露木高信君】 町側からお願いがございます。現在議会には、事務服を着て出席しておりますが、男性用のものは相当古いので、これから私服で出席させていただきたいというものです。よろしくお願いします。

します。

それから、遅れて申し訳ありませんでしたが、きょうから本会議で答弁する際に、たとえば私でしたら、私が「議長」といって、議長から「露木総務部長」といっていただき、答弁するという形にいたします。

○18番【北村幸則君】 それは徹底してくださいね。

それから、特別委員会の委員の選任方法について、議運ではいいんですが、本会議場でどういう形でやるかをきちんとしておかないといけないでしょう。

○議長【向笠茂幸君】 口述書では「議長一任をいただいて」となっていたので、副議長に来ていただいてと思っていた。

それから、正・副委員長の選任についても、暫時休憩をして互選していただかないといけないですね。この会期中に、委員会の正・副委員長も決めた方がインパクトがあると思います。

○委員長【青木昭久君】 北村幸則委員。

○18番【北村幸則君】 きょうの全協の案件を知らないんですが。

○委員長【青木昭久君】 議会事務局長。

○議会事務局長【穴水啓嗣君】 (1) 足湯の名称について (2) (仮称) 真鶴斎場について (3) 神奈川県地震被害想定調査結果の概要について (4) 一般質問及び当初予算・決算質問について (5) 委員会等の傍聴について (6) その他となっております。

○委員長【青木昭久君】 土屋委員。

○7番【土屋誠一君】 議員が一般質問する場合ですが、議席番号をいって、登壇すればいいんですよね。

○委員長【青木昭久君】 ほかに何か。議会事務局長。

○議会事務局長【穴水啓嗣君】 先ほどご説明した決議については、本日の日程第1に追加させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長【青木昭久君】 北村幸則委員。

○18番【北村幸則君】 一般質問はどういう方々ですか。

○委員長【青木昭久君】 議会事務局長。

○議会事務局長【穴水啓嗣君】 丸山議員、半川議員、長谷川議員、小澤議員、佐々木議員の5名でございます。発言順序は違います。

○委員長【青木昭久君】 議長。

○議長【向笠茂幸君】 きょうは午前中に一般質問がありますが、午前11時30分を超えたら休憩します。

○委員長【青木昭久君】 他に何かございますか。

(なし)

○委員長【青木昭久君】 それでは、議会運営委員会を閉会いたします。

2000-06-16 : 平成12年第3回定例会(第2号) 名簿

1

湯河原町議会第3回定例会会議録

(第2号)

平成12年6月16日(金) 午前10時00分 開会

1. 出席議員 20名

議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
1	富田 幸宏	○	2	内藤 陽子	○	3	半川 義輝	○
4	長谷川俊子	○	5	岩本 和巳	○	6	佐々木征坡	○
7	土屋 誠一	○	8	山崎 光男	○	9	杉本 光明	○
10	原田 洋	○	11	北村 礒江	○	12	鈴木 幸雄	○
13	小澤 眞司	○	14	二見 康男	○	15	菅沼 佑二	○
16	松野 満	○	17	丸山 孝夫	○	18	北村 幸則	○
19	青木 昭久	○	20	向笠 茂幸	○			

(出席○ 欠席● 遅刻△)

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠

町 長	米 岡 幸 男	○	助 役	横 井 彦 之	○
収 入 役	稲 吉 義 雄	○	教 育 長	木 村 昌 夫	○
総 務 部 長	露 木 高 信	○	企画調整部長	鈴 木 讓	○
民 生 部 長	畑 敏 明	○	経済建設部長	小 澤 稔	○
行 政 課 長	高 橋 武 文		庶 務 課 長	青 木 剛	○
税 務 課 長	丹 羽 英 男		収 納 課 長	安 藤 雅 章	
政 策 課 長	野 間 恵 之	○	財 政 課 長	高 橋 茂 雄	○
防 災 課 長	飛 田 功		福 祉 課 長	朝 倉 繁 行	
保 険 課 長	柏 木 高 史		保健センター 所長	長谷川 憲 次	
住 民 課 長	柏 木 昭 夫		公営企業課長	菅 沼 信 行	○
観光産業課長	村 田 義 秋		土 木 課 長	野 崎 征 男	

			経済建設部下水道		
都市計画課長	渡 辺 正 和		担当次長	柏 木 一 彦	○
			兼下水道課長		
出納室会計課長	広 枝 稔		議会事務局長	穴 水 啓 嗣	○
消 防 長	高 橋 光 政	○	総務課長	山 橋 信 治	
			兼警防課長		
消 防 署 長	三 木 甫 昭		教育次長	大 石 賢 一	○
			兼学校教育課長		
社会教育課長					
	露 木 行 雄				
兼図書館長					

4. 出席した議会書記

議会事務局長 穴 水 啓 嗣 議会事務局長補佐 室伏光一

5. 議事日程

別紙のとおり

6. 会議の状況

別紙のとおり

平成12年第3回湯河原町議会定例会会議録

平成12年6月16日（金） 午前10時00分開議

○ 会議に付した事件

1 議事日程

- 決議第2号 収納対策特別委員会設置に関する決議
- 議案第46号 湯河原町固定資産評価委員会委員の選任について
- 議案第47号 湯河原町固定資産評価委員会委員の選任について
- 議案第48号 動産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）
- 議案第49号 動産の取得について（高規格救急自動車の購入）
 - － 平成11年度湯河原町一般会計繰越明許費繰越の報告について
 - － 平成11年度湯河原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越の報告について
 - － 平成11年度湯河原町一般会計事故繰越しの報告について
 - － 平成11年度湯河原町水道事業会計継続費精算報告について
 - － 各委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査申し出の件について

一般質問

- 17番 丸山孝夫 議員
- 3番 半川義輝 議員
- 5番 佐々木 征 坡 議員
- 4番 長谷川 俊 子 議員
- 13番 小澤 眞 司 議員

開 議 午前10時00分

○議長【向笠茂幸君】 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お諮りいたします。内藤陽子議員から、6月7日の本会議における発言について、取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【向笠茂幸君】 ご異議なしと認めます。

よって、内藤陽子議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

先般、追加案件等について、議会運営委員会を開いておりますので、委員長からその結果の報告を願います。19番 青木昭久議員。

（19番 青木昭久議員 登壇）

○19番【青木昭久君】 先般、議会運営委員会を開き、協議いたしました。

その結果、追加案件として議会側から、決議1件を追加することに決定いたしましたので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

○議長【向笠茂幸君】 ただいまの委員長報告にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【向笠茂幸君】 ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、追加することに決しました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、6番 佐々木征坡議員、7番 土屋誠一議員の2名を指名いたします。

日程第1

○議長【向笠茂幸君】 日程第1、決議第2号「収納対策特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

事務局をして決議を朗読いたさせます。

（事務局長 朗読）

○議長【向笠茂幸君】 提出者から提案理由の説明を求めます。19番 青木昭久議員。

（19番 青木昭久議員 登壇）

○19番【青木昭久君】 決議第2号「収納対策特別委員会設置に関する決議」の提案理由を申し上げます。

平成11年度の町税等の収納状況は、景気低迷の影響を受け、引き続き厳しい状況であります。担当職員の努力により、数年来の収納率低下に、やっと歯止めがかかってまいりました。

しかしながら、年々増え続ける滞納額は10億円を超え、これへの対応はますます難しくなっております。

よって、議会におきましても、町税等の収納対策について調査・検討をし、収納率向上に資するため、特別委員会の設置を提案するものでございます。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長【向笠茂幸君】 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長【向笠茂幸君】 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより決議第2号を挙手により採決いたします。

本決議は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長【向笠茂幸君】 全員賛成。

よって、本決議は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました収納対策特別委員会の構成人員について、その選任方法につきましては、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

○議長【向笠茂幸君】 「議長一任」の声がありましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【向笠茂幸君】 ご異議なしと認めます。

よって、選任方法については、議長にお任せ願うことに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。副議長さん、お願いいたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時07分

○議長【向笠茂幸君】 休憩中の議会を再開いたします。

収納対策特別委員会委員の選任につきましては、議長に一任されましたので、副議長と相談の結果、2番 内藤陽子議員、4番 長谷川俊子議員、5番 岩本和巳議員、8番 山崎光男議員、11番 北村礒江議員、14番 二見康男議員、16番 松野 満議員、17番 丸山孝夫議員、18番 北村幸則議員と20番 向笠茂幸、以上10名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【向笠茂幸君】 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名を、収納対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。

ただいま設置されました収納対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、その付託された調査結果を議会に報告し、議会が特別委員会の終了議決をするまで継続する特別委員会にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【向笠茂幸君】 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会中も調査できるものとし、議会が終了議決するまで継続する特別委員会とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に収納対策特別委員会を開催し、正・副委員長を互選したいと思いますので、委員の方は議会協議会室にご参集願います。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時14分

○議長【向笠茂幸君】 休憩中の議会を再開いたします。

休憩中に開かれました収納対策特別委員会において、委員長に北村幸則議員、同副委員長に北村礒江議員が当選された旨の報告書が委員長から提出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第2

○議長【向笠茂幸君】 日程第2、議案第46号「湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

ただいまから議案を配布いたします。

(職員 議案配布)

第 26 回小田原市市税滞納審査会議事録

◆日 時 平成 29 年 8 月 22 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分

◆場 所 小田原市役所本庁舎 6 階 602 会議室

◆出席者 13 名（委員：4 名 事務局：9 名）

〈委員〉

大田和 俊彦 小原 英輔 中江 博行 本田 耕一

〈事務局〉

和田総務部長 佐藤総務部副部長

齊藤市税総務課長 蓑宮市税総務課副課長

横山納税係長 齋藤主査 吉越主査 内藤主事 柿崎主事補

◆欠席者 4 名

〈委員〉

清野 幾久子 高井 正

〈事務局〉

笠原徴収指導員 前田徴収指導員

◆議事録

事務局

皆様、こんにちは。市税総務課の齊藤と申します。
ただいまから第 26 回小田原市市税滞納審査会を開催いたします。
はじめに、部長の和田から皆様に御挨拶をさせていただきます。
よろしくお願いします。

挨拶

皆さんおはようございます。総務部長の和田でございます。
久しぶりに小田原でも晴れ間がのぞいておりますけれども、本当に
皆様にはお忙しいところ、小田原市市税滞納審査会に御出席いただき
まして、誠にありがとうございます。

この審査会は、今回で 26 回を迎えることとなります。

皆さん当然御存じのとおり、この審査会は小田原市の市税の滞納に対する特別措置に関する条例の市長の諮問機関として設置させていただいております。

日頃から、この会の運営及び本市の税務行政に、多大なる御協力を賜っておりますことを厚く感謝を申し上げます。

ところで、最近日本の経済もいろいろとありますけれども、私どもの数字にも出てきており、若干、回復傾向を示しています。私どもの市税の徴収に関しましても、28年度現年度分につきましては99%、過年度分を含めると24年ぶりに96%を超える数字になってございます。おかげさまで上昇傾向にあるという状況でございます。

一方、実は先日来より私ども小田原市と南足柄市が合併に向けての協議を進めております。これまで市の中で分析等を進めており、それを今後、市民の皆様方にお示しをして意見を聞いていくといったステップを予定しておりますが、その市の分析の中で市の将来の財政推計についても分析を行いました。

その結果、御存じのとおり小田原市も人口減少が続いており、特に将来的には生産年齢人口が減少すること、さらに、福祉関係の扶助費が大幅に増加することが見込まれております。そのような関係から、これから平成34年度まで14.5億円、平成42年度には累計で40数億円の収支不足になるという推計結果が出ております。そういう意味でも、一般財源であります市税の公然適正な課税と納付推進が今後ますます大切になっております。

そのような状況下、私どもとしても納税の強化に向けて、所管として精一杯頑張っているところですが、中でも納付し忘れた方に対して、民間委託により設置しております市税等納付促進センターによる納付勧奨も一定の効果を上げている要因とも言えます。

いずれにしても私どもなりには努めておりますが、専門的な委員の皆様は御意見・御教示をいただきながら、市税の徴収等に取り組んでまいりたいと思います。今後とも是非とも御協力をお願いします。

簡単ではございますけれども、開会に当たりまして私の御挨拶に代えさせていただきます。

この後、今年度の事務局の職員体制について紹介を行った。

以降、議事進行を会長に委ねた。

会長

それでは、まず会議の成立要件について確認させていただきます。

まず「小田原市市税滞納審査会規則」第5条第2項には「審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」とありますが、本日は清野委員と高井委員が所用のため欠席しておりますが、委員の2分の1以上の出席があることによって、本日の審査会は成立することと確認させていただきます。

次に、議題に入る前に、今回の審査会の公開について皆様にお諮りしたいのですが、本日の会議案件につきましては、市税の収納状況ということで、その内容から非公開にする理由がないように考えられますので、傍聴を許可しようと存じますが、許可してよろしいでしょうか。

<各委員から異議なしの声>

御異議がないようでございますので、会議を公開したいと存じます。
事務局に申し上げます。傍聴希望者がいらっしゃいましたら、入室させていただきます。

事務局

傍聴希望者はございません。

会長

それでは、ただいまから「次第 2 議題」に入ります。
はじめに (1)「平成 28 年度市税収納状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明に入ります前に、本日お配りしました配付資料の確認をさせていただきますと存じます。

まず次第でございます。

次に資料 1 委員名簿

資料 2 平成 28 年度市税のあらまし

資料 3 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例について

資料 4 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例

資料 5 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則

資料 6 小田原市市税滞納審査会規則

資料 7 小田原市市税滞納審査会傍聴要領

以上でございます。

事務局

それでは、市税の収納状況等について、資料に基づき説明いたします。

「資料 2 平成 28 年度 市税のあらまし」をご覧ください。

お開きいただきますと目次がございますが、「平成 28 年度概況」から始まり、「調定額」、「収入済額」、「収入未済額・不納欠損額」、「収納率」、「滞納者数」、「督促状発付件数」、「差押件数」、「税充当額」、「滞納条例施行後の状況」、最後に「行政サービス制限」といった内容になっております。

それでは、1 ページ、「平成 28 年度 市税の調定額・収入済額等の状況」をご覧ください。一番下の合計欄、網掛けのある欄でございますが、平成 28 年度の予算額といたしましては、現年課税分が 323 億 2,998 万円余、滞納繰越分が 3 億 7,901 万円余、合計で 327 億 900 万円となっております。

調定額といたしましては、現年課税分が 330 億 8,062 万円余、滞納繰越分が 13 億 9,399 万円余、合計で 344 億 7,461 万円余、それに対しまして、収入済額は、現年課税分が 327 億 5,737 万円、滞納繰越分が 4 億 4,965 万円余、合計で 332 億 702 万円余でございました。

二つ飛んで、収納率でございますが、現年課税分が 99.02%、対前年度比 0.13 ポイント上昇、滞納繰越分は、32.26%、対前年度比 3.68 ポイント上昇でございました。市税全体では、96.32%で、対前年度比 0.74 ポイントの上昇となっております。

おめくりいただきますと、2 ページが調定額、3 ページが収入済額の平成 19 年度以降の推移をグラフ化したもので、いずれのグラフも網掛け

部分は滞納繰越分、白い部分は現年課税分として、棒グラフで表したものでございます。

まず、2 ページのグラフですが、調定額については、平成 19 年度のいわゆる三位一体改革に伴う所得税から住民税への税源移譲の時期をピークに、リーマンショック等に起因した景気後退の影響により減少、ここ 5 年間は全体的に見ても、345 億円前後となっております。しかし、現年課税分（グラフの白い部分）の調定額は、平成 25 年度以降、わずかではございますが、増加に転じております。税制改正に伴う法人市民税の税率引下げなど、調定額減少を見込む要素は多分にあったのですが、緩やかな景気回復を受けた企業業績の改善により、雇用・所得環境も徐々にではあれ、回復している傾向にあると見てとれます。

この調定額に対して、実際にどれだけ収納されたかという数値が、3 ページのグラフになります。おおむね調定額のグラフと同様の推移となっておりますが、ここ数年の状況をみますと、現年課税分について、平成 24 年度において、調定額は前年度比で 2 億 4 千万円ほど減少したのに対し、収入済額の減は 1 億 5 千万円に留まっている状況でした。平成 25 年度からは、調定額・収入済額ともに、前年度比で増加となっておりますが、いずれの年度も収入済額の増が、調定額の増を上回っている状況です。

また、網掛け部分の滞納繰越分につきましては、収入済額では、3 ページのグラフのとおり、平成 25 年度には、6.5 億円の過去最高額を徴収しました。平成 28 年度は、4.5 億円と前年度比で僅かに減となったものの、調定額自体が減少傾向の中で依然、高い水準であると考えております。

4 ページをお開きください。「平成年代の主な税目別収入済額の推移」でございます。一番濃い網掛けの固定資産税につきましては、3 年に一度の評価替え年度（直近は平成 27 年度、3 の倍数）を境に多少の増減はございますが、近年では、おおむね一定した状況で推移しております。個人（薄網掛け）と法人（網掛けなし）を合わせた市民税と固定資産税との比較では、バブルとバブルの余波の残る平成 5 年度までは、市民税が固定資産税を大きく上回ってございましたが、平成 6 年度以降は、市民税が減額傾向で、平成 10 年度以降は、固定資産税の割合が大きくなっております。

また、薄い網掛けの個人市民税につきましては、税源移譲により平成 19 年度に大幅に増額となりましたが、23 年度までは右肩下がりが続き、24 年度以降は、先ほどご説明しましたとおり、個人所得の減少に歯止めがかかり、おおむね 115 億円前後で推移しております。

法人市民税（網掛けなし）につきましては、平成 21 年に起きたリーマンショックによる景気悪化に伴い、大幅な減となっていましたが、こちらの方も平成 24 年度以降、若干持ち直している状況です。

次に 5 ページをご覧ください。「収入未済額と不納欠損額の推移」でございます。（棒グラフで収入未済額を左軸、折れ線グラフで不納欠損額を右軸で表しています。）この収入未済額が、翌年度の滞納繰越分になるわけでございます。

収入未済額は、税源移譲等により調定額が増加したことにより、平成 19 年度以降、22 年度まで増加してございましたが、近年の滞納整理の取組の成果により、23 年度以降は減少してきております。（これらの要因につきましては、後ほど「収納率の推移」で、御説明申し上げます）

また、折れ線グラフで示されています不納欠損額は、近年では、平成 25 年度まで増加しておりましたが、これは滞納処分を行わず 5 年時効を迎えたものが増えたというのではなく、所在不明の者、換価価値のある財産が見つからない滞納者や生活困窮である滞納者など、納付が見込めない者に対して行いました滞納処分の執行停止の処理を着実に行ったことによるものでございます。平成 26 年度以降に減少しておりますのは、執行停止の処理が進み、該当事案が減少してきたことによるものと推測しております。なお、執行停止した事案については、通常の 5 年時効ではなく、3 年経過後に納税義務が消滅いたします。

6 ページをお開きください。「収納率の推移」でございます。一番上の実線が現年課税分、真ん中の点線が滞納繰越分、一番下の太い実線が市税全体の収納率でございます。

先ほどから、近年では現年課税分・滞納繰越分とも収納額が増加傾向にあること、また、収入未済額が減少傾向にあることを御説明してまいりましたが、これらの状況を端的に表しているのが、こちらのグラフになろうかと思います。

市税全体では平成 22 年度、現年課税分につきましては平成 21 年度を底として以後上昇しており、平成 28 年度は、市税全体では 96.32%と 24 年ぶりに 96%を超え、また現年課税分も 99.02%と、平成 2 年度以来の 99%超えとなりました。

また、滞納繰越分の収納率は、平成 24 年度及び 26 年度に前年度比で下降しておりますが、おおむね 19 年度以降、右肩上がりの状況にあり、昨年度には、32.26%と、平成に入って初めての 30%超えとなりました。

これらの要因といたしましては、現年課税分については、市税の納付環境の整備として、平成 23 年度からコンビニエンスストアでの収納を開始したこと、また、平成 25 年度には、口座振替の申込方法を改善し、従来、金融機関の窓口で手続きを行う必要があったものを、納税通知書に口座振替申込書のはがきを同封し、これを市に郵送することにより、口座振替の申込みを可能とするなど、納税者の利便性の向上に努めてきたことや、平成 24 年度には、主に現年課税分の滞納者を対象として、電話で納付勧奨を行う市税等納付促進センターを民間委託により開設したことなどの取組の成果と考えております。

また、滞納繰越分については、市税等納付促進センターの開設により、職員が滞納整理に専念できる環境が整ったこと、また、後ほど御説明いたしますが、県との不動産共同公売に参加するなど、不動産の差押え及び公売を強化したことにより、公売の売却代金を滞納市税に充てたり、あるいは、公売前に、滞納者が不動産を任意売却し、滞納市税が納められたりといったことなどが、収納率上昇の要因と考えております。

7 ページをご覧ください。「平成 28 年度神奈川県内 19 市の市税収納率」でございます。小田原市は、市税全体で 19 市中 9 位と、昨年度の 10 位から順位を 1 つ上げました。

内訳としては、現年課税分では 10 位から 9 位へ、滞納繰越分については、8 位から 6 位へと、共に順位を上げております。

8 ページをお開きください。「滞納金額別の年度別滞納者数の推移」でございます。各年度、出納閉鎖時点の人数であり、翌年度へ繰り越した人数でございます。左上の図-1、全体としての滞納者数は、平成 21 年度をピークに年々減少しております。図-2 以降は、滞納金額別の人数でございますが、図-2 から図-5 までの 100 万円以上の高額事案の滞納

者数、また、右下の図-6の100万円未満の滞納者数、いずれも、近年大幅に減少しております。これは、先ほどから申し上げております差押え等処分を強化したことなどによって完納につながったことが大きな要因であるとともに、市税等納付促進センターによる電話での納付勧奨を、滞納となった早い段階から行うことにより、滞納の累積を抑制し、初期滞納額を増やさない取組の成果であると考えております。

次に9ページをご覧ください。こちらは「督促状発付件数の推移」でございます。一番上の太い実線が市税全体、そして、その下は、上から順番に個人市民税、固定資産税・都市計画税、一番下が軽自動車税でございます。いずれも、おおむね平成20年度、21年度あたりまで増加傾向にありましたが、それ以降は減少に転じております。これは、平成18年度税制改正に伴い、老年者非課税制度が廃止され、年金受給のみの高齢者が課税されることになったこと、また、平成19年度の税源移譲により、低所得者層の個人市民税の税率が上がったことにより、平成20年度、21年度は増加いたしました。平成21年10月から公的年金からの特別徴収が開始されたことに加え、口座振替の促進やコンビニエンスストアでの納付を開始するなど、納税環境を整備したこと、さらに、市税等納付促進センターによる納付勧奨などの取組により、納期内納付率が高まったことに伴い、督促状の発付件数が、年々減少しているものと考えております。

10ページをお開きください。こちらは「税目別の督促状発付税額合計の推移」でございます。先ほどの件数に比例し、税額も減少傾向にございます。

次に11ページをご覧ください。「年度別・対象（財産）別による差押件数の推移」でございます。平成19年度の所得税から住民税への税源移譲に伴い、滞納者数が増加したことにより、差押え等の滞納処分を強化してまいりました。差押えの対象財産でございますが、濃い網掛けで示している預貯金や生命保険、給与などの債権の差押えが多くなっております。近年では、納期内納付をしている多くの市民との税負担の公平性を確保するため、自主納付しない滞納者に対しては、差押え可能額を調査した上、給与の差押えも積極的に行うようにしております。

また、先ほど御説明いたしましたとおり、平成25年度以降、グラフ上部の白色の不動産差押えの件数が増加しております。

なお、平成27年度に、動産の差押え及びインターネット公売を実施したところですが、平成28年度は、適当な財産が見当たらなかったため、実施に至っておりません。しかしながら、動産の差押えやインターネット公売については、今後も必要に応じ、積極的に活用していきたいと考えております。

12ページをお開きください。「公売又は債権取立て・交付要求による税充当額の推移」でございます。こちらは、差し押さえた財産を公売により換価したり、債権を取り立てたりして、滞納となっている市税に充てた額の推移でございます。

網掛けが公売又は債権取立てによる税への充当額、白い部分は、交付要求によるものでございます。交付要求については、滞納者の財産について、例えば、競売や破産手続といった強制換価手続が行われた場合には、裁判所や破産管財人等に対し、市は交付要求いたします。そして、執行機関が財産を換価した際、交付要求に対する配当を受け、税に充当

した額でございます。

グラフ内に記された件数は、増加傾向にありますが、1件当たりの単価（税充当額／件数）は平成26年度をピークに減少傾向となっております。これは、滞納額が少ない滞納者であっても、滞納処分に積極的に取り組んでいるためであると考えられます。

13ページをご覧ください。「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例施行後の状況等について」でございます。

平成12年7月の条例施行後、市では、様々な取組を行ってまいりました。「1 主な取組等」の最近の状況といたしましては、一部繰り返しになりますが、平成23年度からコンビニエンスストアでの収納を開始、平成24年度に納税促進センターを開設し、翌平成25年度には、取扱債権に国民健康保険料を追加し、名称を市税等納付促進センターに変更しております。また、県と県内市町村による不動産共同公売に積極的に参加するほか、平成27年度には、軽自動車等の動産の差押えを初めて実施し、これらの換価のためにインターネット公売を実施しております。

次に14ページをご覧ください。2といたしまして、本市と同様に、滞納者の氏名公表及び行政サービスの制限・停止に関する条例を制定している自治体は、福井県の美浜町（みはまちょう）をはじめ、本市以外に11団体ございます。

また、3に記載しましたとおり、本条例に関する視察や資料請求は、最近においても多くはありませんが、ございます。

最後に15ページをご覧ください。本市における「滞納者に対する行政サービスを制限する事業一覧表」でございます。これらの事業は、「市税の滞納に対する特別措置に関する条例」の規定に基づくものではなく、各事業について規定する条例や要綱等において、「市税の滞納がないこと」を条件として定めているものでございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

会長

どうもありがとうございました。

ただ今、市税全体について御説明いただきました。

滞納状況は改善しつつあるとのご報告でありました。また、収納率も上がっているとのことでした。加えて滞納者に対する制限制度を持っている市町村や、小田原市において制限を設けている事業などについても説明いただきました。

全体を通して、皆様から質問等ございますでしょうか。

副会長

固定資産税の滞納分がずっと平均しているみたいですけど、固定資産税の滞納の中身ですけど、よく言われている空き家問題が影響するのでしょうか。それとも人は住んでいるけど払ってないのでしょうか。

事務局

最近空き家がいろいろと問題になっておりますが、それも固定資産税の滞納の一つの原因となっているとは思いますが、それだけが固定資産税の滞納の原因ではありません。固定資産税独自の滞納要因を分析したことはありませんが、おそらく滞納の理由としては他の税目と同様かと思えます。ただし、他の税目と違いますのが、土地・家屋という

不動産財産を所有していることによってかかっている税金ですので、債権等があればそこから差押えをいたしますけど、調査した結果、他に市税に充てるような財産がなければ、不動産を差し押さえて最終的には公売にかけて税に充てる、そういった流れにせざるを得ないのかというふうに考えています。

空き家問題は要因の一つではありますが、必ずしも大きな要因ではないと考えています。

会長

そうすると、差押え件数という 11 ページのグラフで 100 件を超えるような形で積極的にしているようですが、差押えは固定資産税が多いということですか。

事務局

市民税等を滞納されて差押えするケースもありますけれども、固定資産税を納められなくて固定資産を差し押さえるケースも当然多いです。

先ほど申し上げた不動産を差し押さえる効果として、滞納者との折衝の中で最終的に未納市税を回収できない場合は当方も公売せざるを得ないという話をする中で、国税に比べて市町村はそこまでしないだろうといった感覚は今でも滞納者にはある模様です。ただ、我々は毅然とした態度で、滞納処分に取り組んでいることを伝えることで滞納者の方の考えも変化し、自主的に不動産を売却して、税を納めますといった事案がこのところ増えております。

ただし、不動産の差押えに関しては慎重に行わないと塩漬けになる可能性があり、不動産差押えをしますと後々困ってしまうことがありますので、慎重に調査しながら検討し、差押えをしております。

副会長

国税の場合、消費税等の滞納でよく納税者から分割納付にしてほしいということがあるのですが、市民税の場合も分納などの対処という方法をとることがあるのでしょうか。

事務局

分割納付は受け付けます。ただ、おそらく国税と同じでしょうが、原則一括での納付を前提としております。ただし、どうしても納められない、一括で納められない事情があるときに限り、分割納付を認めますといった手順で相談を受け付けます。中には納付できるはずなのに分納を希望される方もおりますが、それは認めておりません。特別に納付が困難な事情がある場合に限り、分割納付を認めています。ただし、これも国税と同じで原則一年間で完納していただく、やむを得ない場合に限りさらに一年間延長をして、2 年間で納まるといった計画を策定します。少額分納を希望される方、高額な滞納があるのにもかかわらず月 5 千円、1 万円、なかなか完納の見込みのない滞納者の方もいらっしゃいますけれども、それは原則として我々は認めておりません。当然、自主的に納付されるものを拒否できませんので、自主的に少額分納をされる方はいますけれども、我々としては認められませんので、増額要請をその都度行っているところでございます。

事務局

分割納付を認めるに当たり滞納者の状況を聴取した上で判断をしているところですが、先ほどの 7 ページに収納率の高い横浜市や川崎市といった政令指定都市では、聞くとところによると、それでもなお、税が納まらない場合には、小田原ほど丁寧な納税折衝を経ずに法制度上差押えができることになっていますので、差押えに直ちに移行するというような状況があるというふうに聞いておりまして、そのような取組によって収納率が高いことにつながっているということを聞いております。

横浜、川崎は国税よりも厳しく取り組んでいるのではないかと思います。

副会長

滞納がずいぶん少なくなって平成 10 年と比べ 1/3 になっている。

1 兆円弱、9,000 億円くらいの滞納がなくなっている。

それでもお客さんによっては、特に消費税が多いですけど、一括での納付はすぐにできないから何回かに分けたものの、仕入れとかの代金を優先して支払ってしまうために納税が遅れ遅れになってしまう例をよく目にしています。そういうのは納税を優先してもらった方がいいのかなという気がします。

悪質な案件というのはあるのですか。

事務局

悪質滞納者の定義づけは人それぞれ感覚が違いますから、なかなか難しいと思います。

少なくともこれまでにこの条例に該当する氏名公表者はいないですけども、悪質というのは法定の手続きを踏んでも、なお滞納が解消されないなどかなり限定的になってしまいます。まずは当然のことながら地方税法や国税徴収法など法定の手続きをきちんと行い、それでも滞納が解消されないという事案となると、財産を意図的に隠している例などは明らかに悪質だとは思いますが。ただ隠されているわけですので財産を隠している事実を知りえない限りはいたちごっこになります。隠しているのをわかっているが、探したけれど見つからない。そういうケースがあればそれは悪質になるのかと思います。

委員

我々が仕事上でやっている差押えとかの感覚からすると、差し押さえて強制競売をする際に市税とか国税の差押えが入っているとほぼ諦める場合が多いです。多分そういう滞納者はそれ以前にいろいろと抵当権が入っているような、そういう事案が多いのではないかと思います。実際にそのような事例で差押えをしようとして配当があったという事案は結構あるのでしょうか。

事務局

当然、不動産の差押えを慎重に決裁した上で決めるのですが、まずは、抵当権の状況を第一に調べます。抵当権が入っていないければ、これは直ちに差押えを行います。抵当権が入っている場合でも債権額が現時点で残っているのかを調査した上で差押えの可否を判断します。いくらだったら差押えできるのかというところですが、御本人が住宅ローンの月々の返済を進めることで債務は減っていきますので、必ずしも今仮に差押えして配当見込みがなくても時間が経つことによって配当見込みが出てくる可能性があります。今現在の債権額だけではなく将来的な見込みの中で、配当見込みのあるものについては積極的に差押えをしていく状況です。

どうしても不動産の差押えは慎重になりますため、なかには抵当権が入っていると差押えを行わない自治体もあるようです。本市でも明らかに債権額が大きくていくら待っても抵当権の債務が切れないなということであればこちら無理に差押えは行いません。しかし、ある程度の返済額であれば当然額が減っていきますので、差押えを入れることができます。

先ほどの不動産の話に絡んで固定資産税の滞納についてですが、我々が対応している中で住宅ローンがあるから税金を納められませんかという人が非常に多いですね。これはもう本末転倒な話ですけど、滞納者はまともなことを言っているつもりなんですね。中には税金を滞納しながら、

家を建ててしまう人もいます。このようなケースについては差押えを執行し、公売をするという話を滞納者にしたとしても住宅ローンがあるので税金までお金が回りませんという人が非常に多いですね。それは違うと思います。税金をきちんと納めて家の購入を我慢している人がたくさんいるわけです。生命保険も同じですね。生命保険があるので税金が納められませんというのは、それは逆だと思います。よくある話です。

会長

今お話があった不動産差押えとは対照的に、債権差押えは抵当権がないから比較的優先的に行っているのでしょうか。

事務局

まず滞納処分の差押えの優先順位として、換価しやすいものから差押えをするという原則がありますので、当然、不動産となるとその後の手続きがはかどらないので、それ以外の預金や生命保険の債権があれば差し押さえて換価して取り立てをしております。そういったものがない方については、致し方ないので不動産の差押えをする。あるいは債権の取り立てをするのですが、取立額が追い付かないので不動産を差し押さえるということです。当然換価しやすい債権があればそちらの方から差し押さえております。

あとは滞納の初期段階から差押えに入っていくというのが近年多いですね。以前は数年間未納がたまった段階で差し押さえるというのがあったのですが、最近は現年課税分についてもその年度中に差押えを進めておりその結果件数が増えているのかと思います。

会長

関連して動産差押えについて、平成 27 年度は軽自動車の差押えが 3 件くらい、昨年度はなく、恒常的に行っているものではないのでしょうか。

事務局

この数字には表れていないですけど、平成 28 年度につきましても普通自動車の差押えを実施しております。普通自動車は滞納処分の区分としては不動産の中に入りますので、ここに表れておりません。普通自動車については車両登録を差し押さえる方法で行っており、車両自体は市に引き上げてはおりません。ただ差押えにより使用に関しても制限がかかりますので、日々使われる方は差押財産の使用等許可申立書を提出いただいております。平成 27 年度については、4 輪の軽自動車と原動機付自転車、オートバイを差し押えて、公売にかけました。このうち 4 輪の軽自動車は、割と新しい車で、公売に出したところ事前の参加申し込みが何件かあったのですが、滞納者の方がぎりぎりになって完納したということがありました。実際に入札したら完納にはならなかったもので、結果的には一番良い解決の仕方になりました。そのほかの原動機付自転車とオートバイにつきましても公売を実施し、売却益を未納市税に充てることができました。平成 28 年度も実施をしたかったのですが、なかなか適当な事例が見当たらず実施に至りませんでした。とはいうものの、インターネット公売につきましても本市としても公売できるものがあれば実施していきたいと思っています。

委員

10 ページのところの、年度税目別の督促状発付税額合計の推移について、例えば法人市民税とか全体的な数字はそんなに多くはないですけど、何件分とか、固定資産税は何件とか平均してみても一人当たり何件分とかいった分析はあるのでしょうか。

事務局

すみません。先ほどの滞納者の人数につきましてはグラフで説明をしているところですが、実は件数というのは出し方に基準がなく、表現が難しいところです。

例えば、固定資産税の課税を例に挙げると、共有名義と単独名義あるいは土地家屋別によって件数の違いが生じます。滞納者をカウントする場合に先ほどの複数の税目を滞納していても一人と数えますが、件数の場合は他の市町村の統計を見てもかなり違う数字が出ていまして、おそらく出し方が違う、計算の仕方が違う、カウントの仕方が違うことがあるので難しいのではないかと考えております。件数についての分析も必要だと思いますが、なかなか難しいのが実情です。

委員

例えば法人市民税のように、ある一定要件の中で不納欠損があるように見受けられますが、滞納の傾向は何かあるんでしょうか。

事務局

今のお話のように税目によっての違いはあります。

特に法人市民税の徴収に関しては当方も特に力を入れております。法人市民税に関しては税務署に行くとか法人の決算書などいろいろなデータが確認でき、それを手掛かりにして滞納整理を進めるといった流れで現在対応を強化しております。税務署の繁忙期などには配慮する必要がありますが、法人経営の実態や所有財産などが分かってくるので、それを手掛かりに売掛金の調査を行うなど、近年、従来以上に力を入れて対策しています。

なお、法人に関して説明はいたしましたが、神奈川県全体の取組として、県の音頭取りのもと県内の33市町村の住民税の特別徴収を推進するという取組を行っております。平成28年度が一つの区切りでしたが、特別徴収を事業所に対しても、特徴義務者の指定をしていただいで推進しております。当然100%にはなりませんけれども、特別徴収により給与から差し引いて事業者が自治体に納めることが進めば全体の収納率も上がるのではないかと考えております。

ただ、なかなか事務が煩雑ということで、全国的になかなか普通徴収のままとなっている傾向もあります。確か静岡県が取組が発端となり、それをきっかけとして今、全国的に広がり、平成28年度を区切りとして神奈川県でも実施しました。その何年も前から段階を踏んで事業者の皆さんにお願いをし、事前の案内をして、平成28年度にある程度ですけれども特徴義務者の率が上がっています。平成29年度には東京都が住民税の特別徴収を6月から始めていますが、神奈川県にも影響が少なからずあると思っています。一方で企業が滞納する場合も今後増えてくることが考えられますので、先ほど法人市民税の話と同様に企業の納付、滞納の対策をこれからしていかなければいけないと考えております。

委員

普通徴収から特別徴収に変わった人はどのくらい増えたのですか。具体的な数字があれば教えてください。

事務局

具体的な数字については本日準備しておらず、申し訳ありませんが、数年前ですと給与所得者の7割に満たない方が特別徴収でしたが、この取組によって、おおむね8割前後の方が特別徴収になりました。この取組によっても個人住民税の収納率が上昇する要因となりました。

委員

私どもは協力申し上げないといけないなと思っているのです。昨年来から取組がありまして特徴に切り替えになって、だいぶ落ち着いた様にも伺えます。

5 月にあったケースですが、静岡県のある事業主さんの、会社が変わり、その特別徴収を引き継ごうと納付書の発送をお願いしたものの、なかなか送ってもらえませんでした。理由を尋ねたところ、既に前の会社宛てで納付書を発行済みだからと発行を断られました。それでは納税義務者や事業所が困ることを強めに主張したところ、最終的には異動届を F A X 送信することで解決できました。

やはり、過渡期だと思うので、それぞれ大変だとは思いますが、みんなが取り組めるようにやっていますので、ご協力をいただきたいと思いますと思っています。よろしくお願いします。

事務局

国税の場合は一か所で納めればそれで足りるけれども、地方税はそれぞれの自治体ごとに納付書で納めなければならないというふうに、従業員の住んでいる自治体ごとに納付しなければならない、煩雑な事務ゆえに特別徴収への移行に難色を示す事業所も見受けられますが、これを解消するべく国税が電子納税の仕組み作りに向け動き始めております。電子納税で一元的に事業者さんごとに納付すると、従業員の自治体に振り分けられるような運用構想がある模様です。これを先にやってくればよかったんですけども、技術的にもいろいろと障壁があるのではないかと思います。ただ、これがうまく機能し始めると大分納税環境も改善されていくのではないかと期待はしているところです。運用開始は平成 31 年度を予定しているとのこと。なお、国が考えている地方税の電子化に関しては、まず事業者のメリットの大きい事業者自身の納税対策の電子化を、その後個人の納税電子化について検討を行う予定でいる模様です。

会長

いずれにしても収納率はアップしたということで、それから滞納整理についてはご尽力いただいて、税の公平負担について担っていただければと思います。

それでは議題 1 につきましては以上とし、議題の 2、その他について、何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

事務局

委員の皆様におかれましては来年の 6 月 30 日が任期満了となりますので、会議は特段の案件がなければ、今期は本日の会議が最終となります。来年の 7 月以降につきましては改めまして個別にご連絡差し上げたいと思いますので御承知おきください。以上です。

会長

ありがとうございます。

それでは、本日の審査会を終了いたします。ありがとうございました。

2005-01-14 : 平成17年総務文教常任委員会 名簿

総務文教常任委員会

開 会 平成17年1月14日(金)
午後2時15分
閉 会 午後3時37分

出 席 者 議 員 7 名

出 席 委 員	委員長 土 屋 誠 一	副委員長 北 村 幸 則
	委 員 半 川 義 輝	委 員 二 見 康 男
	委 員 小 澤 眞 司	
	議 長 北 村 礪 江	副議長 原 田 洋

欠 席 委 員 8 番 山崎光男議員

傍 聴 議 員 1 番 露木寿雄議員、2 番 高橋延幸議員、3 番 室伏重孝議員
4 番 富田幸宏議員、9 番 杉本光明議員
11 番 佐々木征坡議員、14 番 松野 満議員
15 番 丸山孝夫議員、17 番 青木昭久議員
一 般 傍 聴 笠間スミエさん、藤原文子さん、小林美登子さん

説明のため出席した者の職氏名

収入役 高橋光政 教育長 木村昌夫 消防長 畑 敏明 総務部長 露木高信
企画観光部長 鈴木 譲 福祉健康部長 高橋茂雄 都市整備部長 小澤 稔
環境農政部長 穴水啓嗣 庶務課長 鈴木祥雄 税務課長 丹羽英男
政策課長 柏木 晃 同課副主幹 新磯一寿 行政課長 岩本知三
行政課主幹 剣持保男 収納課長 五十嵐喜太郎 同課副主幹 朝倉礼彦
収納課副主幹 菅沼浩行 財政課長 高橋 正 教育次長 大石賢一
社会教育課長 高橋昌幸 同課副主幹 櫻井和仁 水道温泉課長 青木 剛
参考人： 小林昭夫さん、小林儀作さん、金子春江さん

書記： 議会事務局長 野間恵之 議会事務局副主幹 松野善一

総務文教常任委員会

開 会 平成17年1月14日（金）午後2時15分

○委員長【土屋誠一君】 ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

なお、露木議員、高橋議員、室伏議員、富田議員、杉本議員、佐々木議員、松野議員、丸山議員、青木議員から傍聴の申出があり、許可いたしました。

また、一般傍聴として、笠間スミエ様、藤原文子様、小林美登子様、小林儀作様、小林昭夫様、金子春江様に来ていただいております。

それでは、案件に入らせていただきます。（１）付託案件〔陳情審査〕ですが、３月定例会において、委員長報告をさせていただきますことを申し上げておきます。

まず、１６陳情第１２号 郵政事業民営化反対の陳情について、各町村の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局副主幹【松野善一君】 １６陳情第１２号 郵政事業民営化反対の陳情につきまして、県内１８市町村に状況を確認いたしました。同じ内容の陳情は、１６市町村に提出されておりました。

その結果、委員会付託は１３市町村、即決は１町１村、机上配布は１町となっております。

なお、委員会付託した市町村の審議結果は、採択４、趣旨採択２、継続審査６、その他１となっております。

○委員長【土屋誠一君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

（なし）

○委員長【土屋誠一君】 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

それでは、本陳情の取扱いについて、どのようにいたしましょうか。小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 これは国会でももめておりますし、郵政民営化というのは四つに分かれるというようなことで、利用者の角度から、全然審議されていないというような状況ですので、国に対して、民営化反対の陳情の採択をすべきだと考えております。

○委員長【土屋誠一君】 小澤委員から、採択すべきとのご意見がございましたが、他にご意見はございませんか。二見委員。

○１２番【二見康男君】 前回は継続審査だったんですか。

○委員長【土屋誠一君】 そうです。

他にご意見はございませんか。副委員長。

○副委員長【北村幸則君】 １点は継続審査にして、国の方向を見定めて、意見書を出す方がいいと思います。早々と町が出す必要はないと思います。その理由ですが、私などの考えとしては、配達・貯金・簡易保険の郵便三事業があるわけですが、国民から集めた３５０兆からのお金を、国が全部管理して、特殊法人等に全部使っているわけです。この特殊法人自体も道路公団から何から改革している時期でしょう。

ですから、２１世紀というのは、国民のお金が本当に地域で生かされるような方向を考えるべきです。戦後５０年、日本を画一的に経済成長の活性化を図るためにやってきたのが中央集権的なシステムです。ですから、国がすべてで、その下が県で、その下が市町村ということで、上下関係があったわけです。

しかし、２１世紀はそれでは無理であるということで、地方分権一括法ができて、合併問題もいま全国的に大きく進行しているわけでしょう。そういう時代的な背景もありますので、郵便貯金を含めて国が集めることはどうなのか、特殊法人に使うことはどうなのか。配達にしても、いま小学生でも携帯電話を持って、いままでは信書と言われましたが、はがきを出すよりも携帯電話をかけた方が早いわけです。ですから、信書そのものの価値も徐々に下がってきていますよね。では簡易保険はどうかというと、民間の保険会社の方は一生懸

命、大変な努力をしていますよね。

ですから、一つずつ見てみると、今後郵便事業を継続したときに、本当に町民・国民のためにプラスになるのか、マイナスになるのか、きちんと検証しなければいけないと思います。ですから、あまり軽々に採択をして、反対の陳情を出すということは、私は賛成できないので、継続審査とした方がいいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 半川委員はいかがですか。

○5番【半川義輝君】 私も継続でいいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 二見委員。

○12番【二見康男君】 継続でいいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 それでは、継続審査の意見が多いですので、16陳情第12号については、継続審査といたします。

次に16陳情第19号 国に対し、「私立高等学校等への助成金の一般財源化に反対し、国庫補助金の増額を要望する」意見書の採択を求める陳情書について、各町村の状況について、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局副主幹【松野善一君】 同じ内容の陳情は、13市町村に提出されておりました。各市町村においての取扱いは、委員会付託11市町村、机上配布3町でございます。

なお、委員会付託した市町村の審議結果は、採択3、趣旨採択4、不採択2、継続審査1となっております。

○委員長【土屋誠一君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

(なし)

○委員長【土屋誠一君】 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

それでは、16陳情第19号の取扱いについて、どのようにいたしましょうか。半川委員。

○5番【半川義輝君】 趣旨はよくわかっておりますので、趣旨採択でいいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 半川委員から、「趣旨採択」というご意見がありましたが、他にご意見はございますか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 県知事宛のものについては採択し、地方自治法第99条に基づいて、意見書を提出しておりますので、これも地方分権の趣旨からして、国から私学補助金をしっかり出させるという角度から、採択すべきだと考えております。

○委員長【土屋誠一君】 他にご意見はございますか。二見委員。

○12番【二見康男君】 前回、県に対して意見書を出しておりますので、国には出さないのはおかしいと思いますので、採択すべきだと思います。

○委員長【土屋誠一君】 他にご意見はございますか。副委員長。

○副委員長【北村幸則君】 採択と趣旨採択という意見がありますので、3月定例会でもう一度議論して、どちらにするか決めたいかがですか。

○委員長【土屋誠一君】 そのようにしてよろしいですか。

(了承)

○委員長【土屋誠一君】 それでは、継続審査といたします。

次に16陳情第21号 私立幼稚園振興についての陳情書について、何かご意見等はございますか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 前回、このことについて、もう少し行政側で調べていただきたいという質問をしたと思いますが、ご報告をいただきたいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 教育長。

○教育長【木村昌夫君】 下郡には、私立幼稚園振興についての陳情書は出ていないということでございます。町内の私立幼稚園からこのような陳情が出たわけでございます。私立幼稚園では、いろいろな面で工夫はしているんですが、少子化に伴い、非常に苦しい状況であることは、町でも把握しているわけでございます。宮上幼稚園では、3歳児から受け入れており、また延長保育的なこともやっておりますが、絶対数が足りない

ということで、非常に苦しい状況であるということは私も理解しておりますので、その辺を委員の皆様方がどのようにとらえてくださるかということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長【土屋誠一君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 この陳情が出てくる背景には、少子高齢化という問題が絡んでいると思います。行政として、少子化対策をどうするのかというようなこと、この陳情には直接町に対するそういう要望は出ておりませんが、そういう角度からも行政として調査検討していただきたいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 それでは、この件については、もう少し調査をするということでよろしいですか。

(了承)

○委員長【土屋誠一君】 それでは、16陳情第21号については、継続審査といたします。

次に16陳情第22号 コミュニティバスの運行続行を求める陳情書についてです。この陳情については、審議の充実を図るため、陳情書の提出者である参考人の出席を求めています。

ただいまから、参考人の意見を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【土屋誠一君】 ご異議なしと認めます。

それでは、参考人の方はご意見をおっしゃる際は、氏名を名乗ってから説明をお願いします。

○参考人【小林昭夫君】 今回、7月よりコミュニティバス兎沢線運行に関しまして、住民一同を代表して、厚く御礼申し上げます。

1) このたびの件に関して、最大のお願いは、現行の6本の試験運行の継続をお願いします。

2) さらに増発していただける状況でしたら、地域の母親・老人たちの要望で、湯河原中学校に通学する生徒が増えますので、朝真鶴発の始発をお願いしたい。また老人の要望として、熱海・小田原方面の上下鉄道を利用して、病院通いや買物帰りの朝1本、夜1本の増発をお願いしたい。

3) 真鶴駅までの運行ができない場合、下兎沢にて折返し運転でもよいので、これをお願いしたい。(案) またその場合は、川堀周りの16本と現在の6本、計22本を折返し運転にしていきたい。

以上3点でございます。

○委員長【土屋誠一君】 いま小林昭夫さんからの意見が終わりましたが、何かご意見はございますか。半川委員。

○5番【半川義輝君】 行政側ではいまの参考人のご意見について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○委員長【土屋誠一君】 政策課長。

○政策課長【柏木 晃君】 町長側にも要望書が出されたときに、住民の皆様とお話をさせていただき、さらにもう一度具体的なお意見を頂戴いたしました。

ルートにつきましては、下兎沢バス停での折り返しがどうかということで、検討させていただきました。現在ログハウスがある東隣の、オレンジヒル湯河原東という分譲地のところの道路が幅員6m、兎沢線が7m、そこからの進入路町道吉浜20号線が6.6mの幅員でございます。待避所を設けなくても、この分譲地を周回することにより、折り返しは可能ではないかということで、クリアできるのではないかと思います。

それから本数の問題ですが、6本の継続をということで、そのままでしたらということでありますが、増発につきましては、事前に箱根登山と調整させていただいておりますが、折り返しということで、所要時間が延びます。そうしますと、6本を超えとなりますと、押せ押せで行って、現在1人で運転しておりますので、2人必要になりますので、それだけ経費の増額につながるということです。

いまの6本の中で何とか抑えられないか、朝夕の学生等の利便も考えなければいけないので、検討させていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、できるだけご要望の趣旨には沿いたいと思いますが、3)の本数というのは、現実的には難しいのではないかと思います。

いずれにしても、今後検討させていただきたいということでお願いいたします。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。二見委員。

○12番【二見康男君】 以前の資料では、開始した当初は乗車人数が少なかったんですが、町で廃止しようとしたら、急に乗車人数が増えました。それは間違いないですね。

○参考人【小林昭夫君】 間違いないです。

○12番【二見康男君】 今後もそのように考えてよろしいですか。

○参考人【小林昭夫君】 はい、どんどん増えております。

○12番【二見康男君】 わかりました。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 いま言われた3項目についてですが、現状では運行が日中しかないわけですね。朝夕の増発を図れば、もっと利用が増えてくるといことが考えられます。

そういう意味で、陳情趣旨の「兎沢地区は現在新興地として、住民が急速に増加しています。老人と一人暮らしの住民が大勢おり、子供たちも時間帯によっては通学に利用しようと思っている」ということです。特に中学生は、中学校から一番遠くにあるわけですし、そういう子供たちもクラブ活動等で遅くなるわけです。

そういったことから、行政としては増発を考慮して、コミュニティバスの運行を継続していただきたいと思っております。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。

予定では現地調査をすることになっておりますが、資料に現地の写真も載っておりますし、時間も押しておりますので、現地調査は中止とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(了承)

○委員長【土屋誠一君】 それでは、本陳情の取扱いについて、どのようにいたしましょうか。半川委員。

○5番【半川義輝君】 まず、現行の1日6本をそのまま続けるのか、それともお年寄りや中学生等の利用の目的で増発するのか、どちらにするか決めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長【土屋誠一君】 二見委員。

○12番【二見康男君】 まずはこの陳情について採択をして、それからそういったことについて考えるべきだと思います。

○5番【半川義輝君】 わかりました。

○委員長【土屋誠一君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 バスを増発することについては、陸運局などの手続きが必要なんですか。

○委員長【土屋誠一君】 政策課長。

○政策課長【柏木 晃君】 分譲地を回りますと、ルートの的には新しくなりますので、新規の申請が必要になります。

○委員長【土屋誠一君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 皆さんが要望された6本については、試験運行中の間と4月以降をどのように皆さんの要望に応えるかという行政側の努力が、このコミュニティバスにはかかっていると思います。

そういう意味では、現状の4項目について採択して、それ以降行政側が努力するという方向で検討していただきたいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 小澤委員は採択ということですね。

○13番【小澤眞司君】 そうです。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。二見委員。

○12番【二見康男君】 私も採択すべきだと思いますが、乗車人数が減らないように、町にご負担をかけないように、ぜひがんばっていただきたいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。副委員長。

○副委員長【北村幸則君】 私は採択していいと思います。陳情の項目の中で、「現在の試験運行中のコミュニティバス兎沢線が、12月をもって停止するのです。今後とも運行の継続を要望します」というのが陳情項目なんです。増発はまたあとのことですので、まずここを採択してあげるということです。

それから、陳情者の方たちが熱心に来られているわけですが、以前オレンジラインの方が、コミュニティバ

スの試験運行として、先に出ています。厚生年金病院から大景、アポロ荘、孫込住宅のルートの人たちからも出ているのを、まだきちんとしていないんです。本来ならそちらを先にやるんですが、今回は陳情者が非常に熱心にやってくださっているので、これは採択していいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 それでは、本陳情を採択することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○委員長【土屋誠一君】 全員賛成。

よって、本陳情は採択することに決定いたしました。

なお、審査報告書は、5 その他で報告させていただきます。参考人の方、ご苦勞様でした。

○委員長【土屋誠一君】 次に(2)上・下水道及び温泉使用料の未納状況について、収納課長から願います。

○収納課長【五十嵐喜太郎君】 (資料No. 1 説明)

○委員長【土屋誠一君】 説明が終わりましたが、何かご質問等がございますか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 納付状況について、「少額納付、分納中、交渉中」とありますが、給水停止フローの結果、交渉中の方の給水停止というのは、先々どのように考えていますか。

○委員長【土屋誠一君】 収納課長。

○収納課長【五十嵐喜太郎君】 まず少額納付というのは、納付はなされておりますが、全体的に現年に使った分まで納付がされていないので、今後増額を交渉したいというものでございます。

分納中については、分納の確約等をしていただいて、現年に使う量よりも減ってきている方は、分納中と分けさせていただいております。

交渉中についても、なるべく多く払っていただけるように、いま交渉しているところでございますが、そういう約束がとれていないものでございます。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。二見委員。

○12番【二見康男君】 1番でも14番でもいいんですが、少額納付の方ですが、年間使用料に対して、どのくらい払っていただいているんですか。

○委員長【土屋誠一君】 収納課長。

○収納課長【五十嵐喜太郎君】 それぞれ何%くらいというのがございますので、ここでは細かい資料は持ち合わせておりません。

○委員長【土屋誠一君】 二見委員。

○12番【二見康男君】 1番と14番で、年間どのくらい使っているのか、そうでないとどうやって取り立てをしたらいいのかわからないでしょう。そのくらいの数字を把握していないんですか。調べてください。

○委員長【土屋誠一君】 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後2時51分

○委員長【土屋誠一君】 休憩中の委員会を再開いたします。

収納課長。

○収納課長【五十嵐喜太郎君】 1番につきましては、調定額190万2,548円でございまして、そのうち16年度の収入分が96万8,351円でございますので、約50%の収納でございます。

○委員長【土屋誠一君】 二見委員。

○12番【二見康男君】 50%だと、どんどんどんどん増えていってしまうんですよ。その徴収をどのようにしたらいいのかというのが一番の問題だと思います。少しずつでも払ってくれているからいいという問題ではないと思います。

それで、しっかり頭に入れておいていただきたいのは、巷でどういう噂が立っているかということです。私が聞きましたのは、滞納していてもこれという罰則がないから、払う必要がないんだということで、そういう噂が飛び交っているのが事実でございますよ。

それから、行政課と相談し、プライバシーに関することなので、個人名は出さないということですが、6年

くらい前に秘密会で、名前を公表していくと決めた途端に、どっとお金が入ってきた経緯があります。ですから、行政課と相談してどうのこうのではなくて、個人情報の審議会というのものもあるわけですから、出せるか出せないか、そちらに一度諮っていただきたいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 総務部長。

○総務部長【露木高信君】 おっしゃることはわかるんですが、使用料の料金関係につきましては、先の決算の本会議のときも、たしか補正で質問が出て、10月1日から収納課の方に一緒になったということで、いまのご質問でいきますと、現年度分の納付状況よりも、少額納付でするので増えてきます。

この資料ができたのが10月末でございますので、ここで納付交渉をして、だめなものは給水停止予告をして、給水停止するんだという強気で行くような算段をしております。

それから、個人名の公表につきましては、個人情報保護運営審議会に出しましても、たぶんだめだという結論が出ると思います。理由自体がはっきりした形で認められるような状況ではないということでございます。

その点は別問題として、今後水道・温泉・下水道につきましては、そろそろ2月末ごろで1回目か2回目で、何件か給水停止をするような状況もあります。3月定例会の常任委員会のときにそういった状況報告もさせていただきますので、その結果を見て、今後どういう形の対応を収納課職員がしているかということで、判断していただきたいと思います。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 三つの料金の未納で、同一者は相当いるんですか。

○委員長【土屋誠一君】 総務部長。

○総務部長【露木高信君】 ほとんど同一でございます。

また、この資料には税は出ていませんが、税もそうでございます。ですから、税の方はいままで収納でやっておりますので、差押えで、脅かしではなく、実際に競売にもっていくよという形でいきますと、払っていただけることが多いです。

ただ、水道・温泉・下水道は、止めるということもなかなかできませんので、税法に基づいた形でやるわけですが、下水道に基づいた形でも、税がほとんど差押えが入っておりますので、下水道については、30万以上が47件もありますので、中には借家住まいの方もありますので、どういう形にするかということで詰めていって、下水道料金については、さらなる詰めが必要だという考え方でございます。

○委員長【土屋誠一君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 水道もそうですが、特に温泉が売上げの半分近くが未納ですよ。行政としては大変かと思いますが、損金に落とさずに、しっかり徴収していただきたいと思っております。

○委員長【土屋誠一君】 総務部長。

○総務部長【露木高信君】 不納欠損の関係ですが、会社が倒産しているのは、水道では2件、温泉では1件、下水道でも何件か、また下水道では所在不明もあります。破産というのは個人の破産でございます。それらについては、不納欠損とさせていただきたいと思っております。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。副委員長。

○副委員長【北村幸則君】 まず個人情報保護条例というのは、きちんと守らなければいけません。委員会であろうと何であろうと、個人情報を公開するということは、決していけないことです。議会も個人情報保護条例を制定した以上は、それに対する責任がありますので、守らなければいけないということです。

それに代わるものとして、給水停止というのはすごい罰則です。水がなかったら、人間は生きていられないし、生活できないんです。それを停止するというのは、大変な罰則です。給湯停止も、旅館を営んでいるところがそれをやられたら、その企業はだめになりますよね。下水道の差押えというのは、あまり厳しくないですよ。

でも、水道と温泉は大変厳しいもので、それをどういう形でやるのか、それはよく検討して、慎重にやった方がいいと思います。特にこれは税ではなく、料金ですから、税と違って幅があるんです。本当は、将来は水道料金でなくて、水道税などになるともっと違うんですが、いずれにしても、これは慎重にやらなければいけない。

それから、下水道関係の接続が、1,000件も接続されていないということで、分科会で言いましたが、アウトソーシングと言って、本当に営業のできる人、民間ですと営業畑で来たような定年になったような人たちに委託をするという方法も、全国的には始まっているんです。たとえば、膨大な給料計算を委託しているなどです。職員がやるよりも、その方が安く上がるんです。

下水道に行った職員が、営業も何もやったことがない人が行って、1年以内につなげば10万助成します、3年たったなら1万5,000円ですよというような交渉をして、1,000件の未接続が進むと思っていないんです。

ですから、収納体制もいまのままでいいのか、お金があって払わないのか、そういう個人の事態もよくつかんで、その上で慎重にやってほしいと思います。これは要望いたします。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。二見委員。

○12番【二見康男君】 私も個人情報保護が大事なのはよく理解しておりますが、個人情報の審議会というのがあるんです。そこに諮って判断していただくべきだと思います。それはいますぐには無理ですよ。

○委員長【土屋誠一君】 その件につきましては、総務部長が否定的なお話をされていたんですが、お聞きになっていませんか。

それでは、行政課長から詳しくご説明をお願いします。

○行政課長【岩本知三君】 滞納者の氏名を委員会で公表するかどうかということについてですが、滞納者についても、滞納する行為は様々でございます。その要因がいろいろあるわけでございますが、滞納者を直ちに悪質であると判断することは考えられません。

なお、個人情報保護運営審議会に聞くことはできるわけですが、仮に聞きましても、そういった理由から、開示することは難しいと判断しております。

○委員長【土屋誠一君】 副委員長。

○副委員長【北村幸則君】 二見委員に反論しておきます。個人情報保護条例ができる前に、委員会での秘密会というのはありましたが、議会で個人情報保護条例を議決した以上は、議会として今後は、個人のそういう問題に対して、秘密会であろうと何であろうと、やるべきではないんです。

○委員長【土屋誠一君】 二見委員。

○12番【二見康男君】 それじゃあ何のために、個人情報の審議会があるのかということです。いま行政の考え方としては、審議会に諮っても、たぶん無理でしょうというご意見ですよ。

でも、払わなくてもいいんだという考え方が蔓延してしまっているんです。そういうのがどんどん広がったら、町は成り立っていかなくなりますよ。

○委員長【土屋誠一君】 先ほど総務部長から、10月に新しいチームができて、一生懸命努力して、3月に結論を出すと言われておりますので、3月定例会にもこういう未納状況が出てくると思います。行政側でも努力しておりますので、いま個人情報の開示といっても、行政課長から言われたように、取扱いができないんです。要するに、収納状況が高まればいいわけですから、3月まで少しお待ちください。

それでは、次に4 報告事項(1)湯河原町鍛冶屋地区出土鉄滓及び鉄器の分析結果について、社会教育課長からお願いします。

○社会教育課長【高橋昌幸君】 (資料No.2 説明)

○委員長【土屋誠一君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

(なし)

○委員長【土屋誠一君】 それでは、5 その他に入ります。消防長。

○消防長【畑 敏明君】 消防出初式の際は、ありがとうございます。天候のお陰で、いい出初式になったと考えております。

その出初式の10日深夜に火災が発生しましたので、ご報告させていただきます。今年に入って初めての火災でございます。10日(月)23時02分ごろ出火した見込みでございます。消防への通報は23時10分、場所は真砂橋東側の集落の中の古い小屋でございます。以前は住居であったものが、その後倉庫として使われていたところでございます。全焼の建物は36㎡、12坪弱と、すぐ脇の倉庫12㎡、約4坪弱が類焼で

ただいまの〇〇〇跡の総務部長からの報告について、何かご意見等はございますか。二見委員。

○12番【二見康男君】 金額的にはそんなに高いものではないと思いますが、鉱泉地も購入できるということですが、毎分でどのくらい出ているんですか。

○委員長【土屋誠一君】 それでは、すぐにはわからないようなので、先に審査報告書についてやらせていただきます。

事務局からお願いします。

○議会事務局副主幹【松野善一君】 （審査報告書 朗読）

○委員長【土屋誠一君】 この報告書は、3月定例会において、委員長報告といたします。

二見委員。

○12番【二見康男君】 先ほどのご報告では、災害時に利用できるとか、温泉場振興のために、駐車場用地として使いたいというお考えでございます。

ただ、山林の部分について、ああいう急傾斜地で大丈夫なんでしょうか。崩れてこないという保証があるから、災害時の避難場所として使おうということなんですか。

○委員長【土屋誠一君】 総務部長。

○総務部長【露木高信君】 ですから、宅地の部分だけの評価額で金額を決めさせていただきましたということです。

それから、山林についてですが、35度の勾配のところがないんです。宮上の温泉場地区というのは、東海道線から上については、35度以下ですと、安息、安全角に当てはまりますので、平らな部分から上に道路がありますが、地目が山林になっている部分については、ある程度安全だという解釈です。それから、その下側の宅地の部分で、たとえば避難場所にするとところについては、面積が広いですから、一番安全なところを考えております。

○委員長【土屋誠一君】 二見委員。

○12番【二見康男君】 理論的なことはいいんです。35度というと、強い地震が来たときに、耐えられるかということです。

○委員長【土屋誠一君】 総務部長。

○総務部長【露木高信君】 理論上は耐えられます。

○委員長【土屋誠一君】 二見委員。

○12番【二見康男君】 私が9月に一般質問させていただいて、17年度予算はどうやって組むのかとお聞きしたところ、町の土地を売って財源に充てたいという答弁が、町長からも担当からもありました。

確かにこれは必要だと思いますが、いまの財源が苦しいときに、何で買うのかなと、もう少し延ばせないかなと思います。財政が裕福だったら、こういうものは買ってあげて、駐車場や防災のために使うべきだと思いますが、こんなに財政が苦しくて、予算が組めるかどうかと言っている時期に、ちょっと時期尚早ではないかと思っております。

○委員長【土屋誠一君】 鉱泉地のことについて、水道温泉課長から説明をお願いします。

○水道温泉課長【青木 剛君】 ○○○のところでございますが、源泉が3本ございます。毎分26リッター、毎分47リッター、毎分11リッター出ているものがあります。実際には2本が使えるのかなと思います。

○委員長【土屋誠一君】 他にございますか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 ○○○○○○○○○ということで、二見委員が言われるような問題があると思いますが、町がどういう計画でどういうふうにして、将来的にいくらぐらいの整備費が発生するのか、その辺はまだ白紙の状態ですか。それとも、具体的にお考えですか。

○委員長【土屋誠一君】 総務部長。

○総務部長【露木高信君】 相手方と公図上で折衝中で、実際に正式に金額が決まったのも、口頭で○○○○○○○○○という形で返事を聞きました。来週、土地所有者の関係者が来られまして、いま小澤委員がおっしゃったような図面をある程度作成しながら、あれだけの面積ですから、左岸側に5mにするか6mにするか、都計上の街路の6mにするかということで、今後詰めていくという形です。

○委員長【土屋誠一君】 それでは、二見委員よろしいですね。

○12番【二見康男君】 きょうはいいですよ。

○委員長【土屋誠一君】 それでは、総務文教常任委員会を閉会いたします。

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。
Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

2011-07-15 : 平成23年総務文教・福祉常任委員会 名簿

総務文教・福祉常任委員会

開 会 平成23年7月15日(金)

午前10時00分

閉 会 午後1時25分

出 席 者 議 員 8名

出 席 委 員	委員長	露 木 寿 雄	副委員長	室 伏 友 三
	委 員	村 瀬 公 大	委 員	長谷川 俊 子
	委 員	杉 本 光 明	委 員	松 野 満
	委 員	室 伏 重 孝		
	副議長	小 澤 眞 司		

欠 席 委 員 な し

傍 聴 議 員 1番 山本俊明議員、5番 佐藤 恵議員、7番 高橋延幸議員
8番 内藤陽子議員、10番 原田 洋議員、12番 丸山孝夫議員
14番 土屋誠一議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木 剛
教育長：下田精一郎 消防長：秋山榮作 総務部長：北村 満
総務部行政課題担当部長：高橋 正 福祉部長：鈴木誠二
まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三
(秘書広報室) 室長：松野善一
(徴収対策室) 室長：朝倉礼彦 副課長：須藤裕明
(地域政策課) 課長：柏木高史 副課長：菅沼利幸 副主幹：田中亮逸
主任主事：小野瀬孝敏
(財 政 課) 課長：平澤喜代司
(庶 務 課) 課長：長田 勲
(税 務 課) 課長：佐藤吉弘
(福 祉 課) 課長：菅沼浩行 主幹：池谷良二
(介 護 課) 課長：富岡 清
(保健センター) 所長：櫻井洋一 副所長：窪井吉美
(住 民 課) 課長：力石浩一 主幹：新磯一寿
(学校教育課) 課長：山浦雅一
(社会教育課) 課長：丸山愛一郎
(消防本部総務課) 課長：川口庄二

書記： 議会事務局長 高橋茂雄 議会事務局主幹 開沼 靖

総務文教・福祉常任委員会

開 会 平成23年7月15日（金）午前10時00分

○委員長【露木寿雄君】 おはようございます。ただいまから、総務文教・福祉常任委員会を開会いたします。

山本議員、佐藤議員、高橋議員、内藤議員、原田議員、丸山議員、土屋議員から傍聴の申出がございました。ご報告いたします。

それでは、町長からごあいさつをお願いします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、おはようございます。

大変お暑い中を、またお忙しいところ、本日、総務文教・福祉常任委員会、定例的に開催をいただいておりますが、このたびも開催、正・副委員長をはじめ、委員各位にはご出席ありがとうございます。

また、昨日も開かれた議会という中での、一般会議が催されたということでございます。その活動に敬意を表するわけでございます。

本日の案件につきましては、総合防災訓練、また本来の町税等収納状況の報告についてでございますが、防災訓練につきましては、3月11日に、ああいった大きな震災があったということで、それぞれに委員各位におかれましても、お考えがあらうかと思えます。ぜひともご協力、またご理解いただく中で、訓練の実施に向けてのご協力をお願い申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【露木寿雄君】 ありがとうございます。

次に、議長からごあいさつをお願いします。

○議長【室伏重孝君】 皆さん、おはようございます。

梅雨が明けて、本当に暑い日が続いております。また、節電もいま行っている最中でございますけども、お体の方には十分注意されて、過ごしていただきたいと思います。

そのような中、総務文教・福祉常任委員会の開催に、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

内容につきましては、防災訓練、また税の収納状況等についてでございます。よろしくご審議のほどお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

○委員長【露木寿雄君】 ありがとうございます。

それでは、7月1日付け人事異動がございましたので、総務部長の方から職員の紹介をお願いします。

○総務部長【北村 満君】 7月1日付けで人事異動がありましたので、当委員会に関係する部・課等の副主幹以上で、異動または昇格等のあった職員を紹介させていただきます。

（職員紹介）

続きまして、消防長から消防職員の紹介をいたします。

○消防長【秋山榮作君】 （職員紹介）

○委員長【露木寿雄君】 それでは、案件に入らせていただきます。

（1）平成23年度湯河原町総合防災訓練について、菅沼地域政策課副課長からお願いします。

○地域政策課副課長【菅沼利幸君】 （資料No. 1 説明）

○委員長【露木寿雄君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 23年度の訓練というのは、以前と違った大きな点というか、そういうものが例を挙げられれば、挙げていただきたいと思います。いままでと違った大きな点。

○委員長【露木寿雄君】 菅沼地域政策課副課長。

○地域政策課副課長【菅沼利幸君】 今回、新たに付け加えさせていただくのは、津波の避難訓練の中で、各区の方で実際に避難経路を通っていただいて、避難に要する時間ですとか、避難者数を計測するということと、それとあわせて、避難施設設置・運営訓練の中で、今回新たに、簡易パーテーションの設置訓練として、実際に避難された方に対してのニーズ調査を行ったり、その他町職員が、被災地への緊急消防援助隊等の活動の報告等をパネル展示等で紹介したいと考えております。

○委員長【露木寿雄君】 柏木地域政策課長。

○地域政策課長【柏木高史君】 いま説明にありましたが、例年に比べますと、津波避難訓練が加えられた主なものでございまして、たとえば2ページのウ(オ)、(キ)、(ク)、また(2)津波避難訓練のイの部分について、イ(ア)、(イ)の内容について、今年度新たに加えたという内容でございます。

○委員長【露木寿雄君】 他にございますか。松野委員。

○15番【松野 満君】 今回実施する日にちが8月中で、津波、海水浴場はまだやっているの、海水浴場組合に協力してもらうような形、そういうのはないんですか、今回。

○委員長【露木寿雄君】 柏木地域政策課長。

○地域政策課長【柏木高史君】 ご指摘の点につきましては、海水浴場組合とライフセーバーの方に、まだ具体的ではないんですが、概要については話をさせていただきますので、きょうの委員会終了後に調整させていただきたいと思います。

○委員長【露木寿雄君】 他にございますか。室伏重孝委員。

○16番【室伏重孝君】 海拔区分図の中に海拔10m、15m、20mと、黄色、緑、青の線とありますけれども、海拔表示板、あれはこの黄色の中で、10mだったら、このところの湯河原の中に結構線が引いてありますけれども、この線の中に、だいたいどのくらいの数を付ける目標なのか、10mの位置に表示板を・・・。

○委員長【露木寿雄君】 柏木地域政策課長。

○地域政策課長【柏木高史君】 具体的には、図面があるんですが、この20m以内の中で、東電柱に付けるのは42か所、主要道路に海拔表示板を付けるのは21か所、橋の欄干一新崎橋と真砂橋のところにそれぞれ1か所、それと公園とか駅、コンビニ、金融機関等がこれがだいたい20数か所付ける予定で、現在準備を進めている状況でございます。

○委員長【露木寿雄君】 室伏重孝委員。

○16番【室伏重孝君】 いまの説明ですと、駅と言ったけど、駅は、20mを超えているでしょう。

○委員長【露木寿雄君】 柏木地域政策課長。

○地域政策課長【柏木高史君】 駅につきましては、乗降客等が多く、目立つということで、20m以上ですが、ここは海拔何mですよと表示しようということで、海拔表示板は付けたいということでございます。

○委員長【露木寿雄君】 室伏重孝委員。

○16番【室伏重孝君】 いまの電柱なんかのとき、表示板、どういうふうなものかわからないけど、公園、道路、橋、看板を付けるところは違うんですか。電柱は、・・・

○委員長【露木寿雄君】 北村総務部長。

○総務部長【北村 満君】 いま、そのようなお話が出ていますので、色別に表示しますが、いまアイデアと言いますか、現時点でのデザインですが、ここは海拔約何mですよというものを、道路等にポールで固定する。

そして電柱の方は、東電広告というところがつくって設置するんですが、電柱の表面に、色はブルーのみなんですが、やはり同じように表示をして、電柱に巻き付けるという形で、42か所、設置場所については、すでに決定しているということでございます。

○委員長【露木寿雄君】 菅沼地域政策課副課長。

○地域政策課副課長【菅沼利幸君】 海拔表示板とあわせて、今回、津波避難ビルの指定につきましては、このような表示板を付けさせていただいて、一時的に避難する施設ということで、指定を考えております。

現在、7件程度のご了解を得ておりますので、順次、交渉を進めて、設置の方を進めていきたいと考えております。

○委員長【露木寿雄君】 暫時休憩します。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時25分

○委員長【露木寿雄君】 休憩中の委員会を再開いたします。

柏木地域政策課長。

○地域政策課長【柏木高史君】 これとだいたい似たような形ですが、小さくて申し訳ございませんが、これが東電柱にやる、電柱の42か所で、これが両面、裏側に海拔表示を、だいたい1.2mから1.5mの高さで取付けます。

それと、あといま、菅沼副課長が説明しなかった避難ビル以外に、コンビニ、金融機関、スーパー、エスポート、ガソリンスタンド、郵便局にも海拔の表示板を付けようと考えておりまして、その場所・場所によってなんですが、シールになるか、板になるかは別にして、こういうだいたい同じような形で、表示板を付けさせていただこうと考えております。

それと、津波の避難ビルにつきましては、15m以下の場所に、全部で24か所の避難ビルがございます。15m以下、3階以上で屋上を有しているところと交渉したんですが、先ほど副課長が申しましたように、そのうちの7件が前向きな回答をいただいておりますので、そこには避難ビルにご協力をいただけるということですので、避難ビルの設置看板を設置させていただくように考えております。

以上でございます。

○委員長【露木寿雄君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 避難行動訓練の中に、1ページの最後に、「災害時要援護者名簿」というのが出ていますが、これは各自治会でもって掌握して、なかなか掌握が難しいということを聞いていますけども、現在、どのぐらいの名簿、割合というと、実際にいらっしゃる人数のどのぐらいの名簿が整っているんでしょうか。これからも整えていくんだろーと思いますけども、いまの状況はいかがでしょうか。

○委員長【露木寿雄君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 ただいま、手元に資料がございませんので、すぐ調べさせていただきますして、本委員会の中でご報告いたします。

○委員長【露木寿雄君】 他にございますか。

(なし)

○委員長【露木寿雄君】 次に(2)平成22年度町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長からお願いします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 (資料No.2 説明)

資料の説明は以上でございますが、平成23年度の収納対策といたしましては、これまで実施してまいりました差押え等の滞納処分、給水停止、電話催告等の早期着手、インターネット公売・不動産公売等の換価処分につきましても、引き続き検討を進め、収納率の向上に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長【露木寿雄君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

村瀬委員。

○3番【村瀬公大君】 ただいまのご説明で、全体の収納とか滞納状況がわかりました。

さらに詳しく協議・審議していく上で、可能であれば、滞納者のリストを出していただきたいというふうに思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○委員長【露木寿雄君】 ただいま村瀬委員から、滞納者に関する資料等の提出要求がございました。

滞納者の状況につきましては、委員会として、資料の提出を求めたいと思いますが、これに賛成の方の挙手

を求めます。

(挙手全員)

○委員長【露木寿雄君】 全員賛成。

よって、委員会として、町側に、滞納者に関する資料等の提出を求めることに決定いたしました。

それでは、資料を用意する時間もございますので、その間に、4 その他を先に行いたいと思います。

菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 先ほど長谷川委員からご質問がございました、災害時の要援護者名簿の人数でございますが、現在、6月末で787名ということになってございます。

○委員長【露木寿雄君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 それで、率としてはどうなんですか。

○委員長【露木寿雄君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 率までは、ちょっと把握してございません。

○委員長【露木寿雄君】 委員の方、他にございますか。

(なし)

○委員長【露木寿雄君】 それでは、行政側から何かございますか。柏木地域政策課長。

○地域政策課長【柏木高史君】 2点ほど報告させていただきます。

住宅リフォーム助成事業と住宅用太陽光発電設備設置費補助金についての2点でございます。

まず、住宅リフォーム助成事業につきましては、大変好評でございまして、すでに6月下旬で、当初予算並びに補正予算でお願いいたしました、助成額300万円をオーバーいたしております。申請件数につきましては、昨日7月14日時点で、49件を数えております。

また、住宅リフォーム助成事業に係る対象工事費につきましては、8,500万円を超えており、地域経済対策の一環として、町内の経済の活性化及び住環境の向上の面からも、一定の効果は生じているものと考えております。

このため、9月定例会におきまして、補正予算をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

現在、住宅リフォーム助成事業の申請につきましては、申請を受ける際に、助成金の支払いは、9月の補正予算の成立を受けてからとなりますので、その旨を申請者に伝えまして、ご理解を得た上で、申請を受付けているという状況でございます。まず、リフォームについての報告でございます。

続きまして、住宅用太陽光発電設備設置費補助金についてでございます。

住宅用太陽光発電設備設置費補助金につきましては、平成23年度当初予算での予算措置12件につきまして、すでに予定届が出されておりますので、受付けを停止しておりましたが、県の補正予算案では、当該補助金について、6,000件分を増額しておりまして、7月15日、本日には、県の議会で成立をする見込みでございますので、本町におきましても、9月補正で、県補助金分を歳入で見込みまして、歳出の補正をお願いする予定であります。よろしくお願いいたします。

なお、住宅用太陽光発電設備に対する関心が高まっていること、着工前の予定届が補助要件であることなどから、予算措置に先行して、7月1日から、予定届の受付けを再開させていただいております。

今後も、町のホームページなどを利用して、広報をしていきたいと考えております。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長【露木寿雄君】 他にはございますか。森本まちづくり部長。

○まちづくり部長【森本真純君】 私の方から、1点報告させていただきます。

3日のやっさパレードの中止と、花火大会の時間の変更についてでございますが、やっさまつりと花火大会につきましては、6月15日の全員協議会におきまして、計画停電が実施される場合は、計画の変更があるということで説明させていただきましたが、その後発表された、東京電力の計画停電予定表により、関係機関との協議を踏まえまして、6月24日にやっさまつり実行委員会を緊急開催し、計画停電に対応すべく行事について、再検討いたしました。

その結果、来場者及び参加者の安全確保を最優先にすることから、3日のやっさ踊りパレードは中止とし、3日に予定しておりました、やっさ踊り新曲部門は、2日のパレードに組み込むことになりました。

なお、花火大会は、3日20時の開催を15分繰り下げ、20時15分の開始と、変更になりました。

この件につきましては、すでに6月24日の実行委員会終了後、直ちに、全議員にファックスにて、情報提供をさせていただいたところですが、今回、所管の委員会ではございませんが、再度、ご報告させていただきました。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長【露木寿雄君】 他にございますか。櫻井保健センター所長。

○保健センター所長【櫻井洋一君】 保健センターの方から、ご報告させていただきます。

保健センターでは、これから防災行政無線を使いまして、住民に対しまして、熱中症の注意喚起をする放送をしたいというふうに考えております。

この放送のタイミングでございますけれども、このほど気象庁の方で、7月13日からだったと思いますけれども、気温が35℃以上になると予想される場合に、高温注意情報というのを気象庁の方で発表することになっております。これを受けまして、私どもの方で、注意喚起をする放送をしたいということでございます。

以上でございます。

○委員長【露木寿雄君】 他に何かございますか。杉本委員。

○9番【杉本光明君】 ただいまの熱中症の注意喚起の放送の件なんです、現在、湯河原町では、熱中症にかかった方はいらっしゃいますか。

○委員長【露木寿雄君】 秋山消防長。

○消防長【秋山榮作君】 6月・7月とも、湯河原町ではいまのところ、1件もありません。

○委員長【露木寿雄君】 他に何かございますか。

(なし)

○委員長【露木寿雄君】 それでは、ないようでございますので、4 その他を終了いたします。

先ほど決定いたしました、滞納者の状況に関する資料等の審議につきましては、内容を勘案いたしますと、秘密会とすることが妥当であると判断いたします。

秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。

よって、滞納者に関する資料提出後の審議につきましては、秘密会といたしたいと思いますが、皆さんのご意見をお伺いいたします。

何かございますか。

(なし)

○委員長【露木寿雄君】 それでは、お諮りいたします。

秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長【露木寿雄君】 全員賛成。

よって、これより先の滞納者に関する資料等の審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

ただいま、秘密会とすることに決定いたしましたので、湯河原町議会会議規則第91条第2項の規定に基づき、これから申し上げます方以外の方の退席を求めます。

つきましては、町議会議員、町長、副町長、公営企業管理者、総務部長、福祉部長、徴収対策室徴収担当の副主幹以上、税務課長、住民課長、福祉課長、介護課長、水道課長、温泉課長、下水道課長及び議会事務局職員以外の方の退席を求めます。

(対象者以外退席)

○委員長【露木寿雄君】 次に、秘密会の開会に当たり、2点ほどお伝えいたします。

1点目は、秘密の保持についてでございます。

湯河原町議会会議規則第92条第2項に、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らして

はならない。」との規定がございます。このことに反した場合には、議員におきましては、懲罰の対象となり、職員におきましては、地方公務員法に基づく罰則の適用を受けることになることをご承知おきください。

2点目は、議事録についてでございます。

秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議録の性質上、議事の記録をとりますが、湯河原町議会会議規則第92条第1項の規定に基づき、公表はいたしません。

以上、委員長から申し上げます。

それでは、これから秘密会を開会いたしますので、総務文教・福祉常任委員会は、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午後 1時24分

それでは引き続き、休憩中の総務文教・福祉常任委員会を再開いたします。

委員の皆様には、多岐にわたってご意見をいただき、本当にありがとうございました。この委員会の結果を受け、今後も職員の皆さんには、町税の徴収には全力で当たっていただき、また議会も協力をして、チェックをしていきたいと思いをします。

長時間にわたりまして、ご審議大変お疲れ様でした。これにて、総務文教・福祉常任委員会を閉会いたします。

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。

Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

2011-08-25 : 平成23年議会運営委員会 名簿

1

議会運営委員会

開 会 平成23年8月25日(木)

午前10時00分

閉 会 午前11時5分

出席者 議員 9名

出席委員	委員長	高橋延幸	副委員長	山本俊明
	委員	室伏友三	委員	露木寿雄
	委員	長谷川俊子	委員	原田洋
	委員	土屋誠一		
	議長	室伏重孝	副議長	小澤真司

欠席委員 なし

傍聴議員 3番 村瀬公大議員、5番 佐藤 恵議員、8番 内藤陽子議員
9番 杉本光明議員、12番 丸山孝夫議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 消防長：秋山榮作 総務部長：北村 満

書記： 議会事務局長 高橋茂雄 議会事務局主幹 開沼 靖 副主幹 佐藤恵子

議会運営委員会

開 会 平成23年8月25日（木）午前10時00分

○委員長【高橋延幸君】 おはようございます。ただ今より、3週前の議会運営委員会を開会いたします。

傍聴議員の申出がございます。村瀬議員、佐藤議員、内藤議員、杉本議員、丸山議員、以上でございます。ご報告申し上げます。

今日は、案件が多数ございます。なるべく早めに終わるようにと思っておりますが、皆様ご協議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず富田町長より、ごあいさつをお願いいたします。

○町長【富田幸宏君】 おはようございます。

早朝より議会運営委員会の開催、正・副議長、また本委員会の正・副委員長をはじめ、委員各位には、お忙しい中をご出席、ありがとうございます。委員長お話のとおり、3週間後に9月の定例会という、こういったところに来ております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

あいさつの中で、8月夏季行事等々も、お陰様であと1週間を切って、8月が終わるわけですけど、おおむね順調に開催できたのかなと思っております。花火大会への、JRの乗降客は、昨年より1,000人増えたというようなことも聞いております。本当にそういったご判断をさせていただき、皆様方にもご協力をいただいたことを、良かったなと思っております。

また、昨日の地域的な雨によって、町内で若干側溝が溢れたというようなことを聞いておりますが、いろいろ今調査を進めておりますが、現段階で、大きなダメージは確認をされておられませんので、この辺のご報告をさせていただく中で、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【高橋延幸君】 ありがとうございます。

続きまして、室伏議長からごあいさつをお願いします。

○議長【室伏重孝君】 皆さん、おはようございます。

今、町長も申しましたけれども、夏季行事、おおむね終了したんですけれども、そこまでは、天気がよくて、良かったんですけれども、ここへ来て、昨日も急に大雨が降るという中で、心配しておったんですけれども、何とか被害がなくて済んでいると。何か気候的にも変化が起きている中で、いつ起きるかわからない状況に、いろいろな状況が迫っているのかなという思いもいたすところでございます。

報告なんですけれども、議員派遣という形の中で、気仙沼の方に、私、また副議長、それから長谷川議員、原田議員、佐藤議員に、議員派遣という形で行っていただきました。被災地の気仙沼の市長にもお会いしたんですけれども、本当に向こうの状況というものは、本当に思っていた以上のものがあって、私達もそれを痛感してきた状況じゃないかと、今思っているところでございます。

これは市長も言っていっぱいしましたけれども、まずは、津波が起きたら、高台に早く逃げるということと、やはり逃げる方向を、ちゃんとあらかじめ持っているという、この教訓をやはり私達も、これからの地震・津波に対する教訓として、持っておかなければいけないのかなということを、痛感したところでございます。

今日は、そのような中、3週間議運ということで、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。いろいろな案件が多いので、あいさつの方も簡単にさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長【高橋延幸君】 ありがとうございます。

それでは、案件に入らせていただきます。（1）平成23年第5回湯河原町議会（9月）定例会の日程等について、1）提出予定議案等について、資料No.1を北村総務部長からお願いします。

○総務部長【北村 満君】 おはようございます。

資料No. 1、平成23年第5回湯河原町議会（9月）定例会提出予定議案等について、ご説明させていただきます。

議案第40号は、専決処分の承認について（スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）です。

議案第41号は、湯河原町税条例の一部改正について、議案第42号 湯河原町福祉会館条例の一部改正について、議案第43号 湯河原町湯河原観光会館条例の一部改正についてとなっております。

議案第44号から議案第47号は、補正予算4件ですが、ただいま査定中です。

議案第44号 平成23年度湯河原町一般会計補正予算（第4号）、議案第45号 平成23年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号 平成23年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号 平成23年度湯河原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

議案第48号から第56号は、決算の認定9件となっております。決算の認定で、会計名の前に、それぞれ「平成22年度湯河原町」という冠が付きます。議案第48号 一般会計、議案第49号 国民健康保険事業特別会計、議案第50号 下水道事業特別会計、議案第51号 老人保健医療特別会計、議案第52号 介護保険事業特別会計、議案第53号 公共用地先行取得事業特別会計、議案第54号 後期高齢者医療特別会計、議案第55号 水道事業会計、議案第56号 温泉事業会計です。

議案第57号・58号は、人事関係2件です。

議案第57号 湯河原町教育委員会委員の任命について、議案第58号 湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。

整理番号20から23は報告4件、整理番号20 平成22年度湯河原町土地開発公社決算について、整理番号21 平成22年度有限会社コミュニティサービス決算について、整理番号22 平成22年度湯河原町健全化判断比率について、整理番号23 平成22年度湯河原町公営企業の資金不足比率についてでございます。

以上、町側からは専決処分の承認1件、条例3件、補正予算4件、決算の認定9件、人事2件、報告4件の合計23件となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長【高橋延幸君】 ありがとうございます。

委員各位、何かございますでしょうか。

（なし）

○委員長【高橋延幸君】 次に、2) 会期の日程について、資料No. 2を高橋議会事務局長からお願いいたします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 （資料No. 2 説明）

○委員長【高橋延幸君】 ありがとうございます。

委員の皆様、何かご質問等はございますか。

（なし）

○委員長【高橋延幸君】 それでは、次に、（2）決算審査特別委員会の設置について、資料No. 3を高橋議会事務局長からお願いします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 （資料No. 3 説明）

○委員長【高橋延幸君】 それでは、各会派の代表者の皆様、後ほど、会派代表者会議において委員のご選出をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（了承）

○委員長【高橋延幸君】 それでは、よろしくお願いいたします。

次に、（3）新たな特別委員会の設置について、資料No. 4を露木副町長からお願いいたします。

○副町長【露木高信君】 7月15日でございますけれども、総務文教・福祉常任委員会でもお願いしましたが、厳しい経済状況の中、収納率を向上させるために、以前にも設置させていただきました、収納対策に関す

る特別委員会の設置をお願いできればと。

それから、7月15日過ぎで、7月下旬だったと思いますけども、神奈川県税徴収の執行者会議がございまして、主に住民税でございまして、政令都市を含めまして、県下で市町村最下位というようなことが出てきましたので、ここでぜひとも、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長【高橋延幸君】 高橋議会議務局長。

○議会議務局長【高橋茂雄君】 それでは、資料No. 4をお開きいただきたいと思います。

特別委員会の設置についてでございます。

名称につきましては、後ほど審議していただくということで、以前、収納対策という特別委員会が設置されました。ここでは、仮称とさせていただきます。

審議事項につきましては、町側の方で調整していただきまして、(1) 税等について、この中で、滞納について、財産調査及び差押えについて、不動産公売等の換価処分の実施についてでございます。

(2) 水道料金・温泉使用料についてということで、未収金について、給水停止及び配湯停止の実施についてという内容でございます。

後は、設置の期間をご審議いただきまして、一番大事な点につきましては、名称、人数、それをこの議運で決めていただきまして、後ほど議運終了後に、先ほどの決算審査特別委員会と同様に、会派代表者会議をもちまして、メンバーを決めていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長【高橋延幸君】 説明が終わりました。ご意見はございますか。

まず名称について。このままでよろしいですか。

高橋議会議務局長。

○議会議務局長【高橋茂雄君】 ちなみに、過去に開かれました特別委員会につきましては、まちづくり対策特別委員会とか、そういったものができていたんですが、同じ名称を使っているというのは、ちょっと見受けられないんですが、若干変えて、特別委員会を設置しているというのが慣例でございましたので、このまま収納なのか、あるいは徴収対策室というのがございますので、そういう名称を使うのか、その辺もご審議いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長【高橋延幸君】 露木委員。

○4番【露木寿雄君】 徴収対策特別委員会でしょうか。

○委員長【高橋延幸君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 私も「徴収」がいいかなと思うんですけど、収納と徴収の違いは、ありますか。考え方の、意味合いの違いと言うか・・・。

○委員長【高橋延幸君】 北村総務部長。

○総務部長【北村 満君】 申し訳ありません。はっきりとは分かりませんが、徴収ということになれば、対人間的に、対面なり連絡をして、いただくような感じがします。収納と言えば、逆に受け止める。ですから、どちらかという、徴収の方がアクティブというんですか、行動を伴った、そういう税等の徴収になるのかなという、要するに、徴収の方はですね、積極的に関わって、徴収、集めてくると。収納というのは、どちらかという、来たものを受け取るというイメージがあります。

○委員長【高橋延幸君】 室伏議長。

○議長【室伏重孝君】 設置されると、名前が新聞に載るわけですね。ですから、前は何でしたっけ。前の特別委員会のときは、名前は何でしたっけ。収納対策。ですから、私は、今、言われた「徴収」で、あと「強化」と、もう少し何か、一生懸命やるという意味を、徴収だったら、「徴収対策強化特別委員会」とか、何か少し変えた方がいいんじゃないかなと思いますけど、どうですか。

以上です。

○委員長【高橋延幸君】 山本副委員長。

○副委員長【山本俊明君】 いきなり、徴収か収納とかってきても、町民の感覚からして、分からないのかなと思うんですけど、頭に「税等の」とか、まあ使用料とかも入ってくるんですけど、そういう部分も入れた方が、分かりやすいのかなと思いますけど。

○委員長【高橋延幸君】 露木委員。

○4番【露木寿雄君】 今、山本副委員長が言われたように、それは、いいことだと思うんですけど、町の方の徴収対策室でしたっけ。頭にそういう目的とか、何かあるんですか。

○委員長【高橋延幸君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 徴収対策、前は、収納対策というような形で、1つの班で。滞納が多くなったということで、課をつくったりしたことがあります。それで良くなって、それからまた、ここに来て悪くなったもので、今度、徴収対策室というような形になったという。

それでまた、先ほども言いましたように、ここに来て、今まで大体、住民税が県下で最下位の方だったんですけども、最下位ではなかったんですね。今年初めて、横浜市・川崎市も含めまして、最下位になってしまったというようなことで、そんな経過です。

○委員長【高橋延幸君】 皆さんのご意見をお伺いして、町税等徴収対策強化特別委員会とか、皆さんのご意見をお伺いします。

暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時28分

○委員長【高橋延幸君】 休憩中の委員会を再開いたします。

今、様々なご意見をいただきまして、名称につきましては、「町税等徴収対策強化特別委員会」という名称でよろしいでしょうか。

(了承)

○委員長【高橋延幸君】 それでは、そのような名称といたします。

次に、メンバー構成ですが、8名でよろしいですか。それとも7名。

露木委員。

○4番【露木寿雄君】 これ、いつまで続くんですか。

○委員長【高橋延幸君】 いつまでというのは、とりあえず任期中しか、今のところできないですから、3月までですね。その後また、設置しなければいけない。

特別委員会ですから、全員は・・・。7名か8名ですね。

室伏議長。

○議長【室伏重孝君】 正・副議長を含めてという形で、委員に数えるのか、正・副議長を委員としてではなく、入れておくという形なのか、その辺ちょっとははっきりしておいた方がいいんじゃないんですか。

○委員長【高橋延幸君】 構成メンバーは、8名でよろしいですか。

土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 今、議長が言われたように、それだったら、その他に議会選出の監査委員を入れておいた方が、短期間の、来年3月まででしょう。だから、監査委員のいろいろな部分で、町の財政上、見ている部分もあるので、入れておくのも1つの手かなと思います。

○委員長【高橋延幸君】 構成メンバーに。正・副も構成メンバーに。

○14番【土屋誠一君】 だから、やはり意気込みとしては、短期間で特別委員会の成果を出したいんでしょう。議長は、オブザーバーの方がいいんじゃないんですか。

○委員長【高橋延幸君】 では、考え方として、今の土屋委員の考え方を吸い上げさせていただくならば、8名の構成員、議長は、オブザーバーという形で、できるならば、監査委員に入っていていただいてという形でやってということではよろしいですか。8名という形でいかがですか。

議会事務局長。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 今の土屋委員のご提案でございますが、監査委員という言葉じゃなくて、やはり1人、委員として入っていただいた方が、公平・公正ですから。その方がいいかなと思っています。

ですから、あと8名で、議長がオブザーバーであるということであれば、副議長もメンバーに数えられるということで、後ほど決めていただければと思います。

(「じゃあ、7人ということ？」の声あり)

○議会事務局長【高橋茂雄君】 人数は8名ということで。人数だけ決めていただいて、後で決定しますので、会派代表者会議で決めていただければと思います。その中に、長谷川委員も入ったり、小澤委員も入ったりということは、全然問題ないと思います。よろしくお願いします。

○委員長【高橋延幸君】 それでは、委員会構成は8名ということでよろしいでしょうか。議長はオブザーバーという形で。

では、後ほど会派代表者会議の中で、メンバーを決めていただければと思います。よろしいですか。

(了承)

○委員長【高橋延幸君】 それでは、そのようにお願いをいたします。

次に、(4) 湯河原町議会基本条例の一部改正について、高橋議会事務局長からお願いします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 (資料No. 5 説明)

○委員長【高橋延幸君】 資料No. 5について、何かございますでしょうか。

(なし)

○委員長【高橋延幸君】 (5) 湯河原町議会委員会条例の一部改正について、資料No. 6を高橋議会事務局長からお願いします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 (資料No. 6 説明)

○委員長【高橋延幸君】 説明が終わりました。

前回の議運で、皆様にお諮りさせていただいたことが、文書化されたという内容でございますが、何かございますか。

(なし)

○委員長【高橋延幸君】 それでは、次に、(6) 湯河原町議会運営申合せ事項の一部改正について、資料No. 7を高橋議会事務局長からお願いします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 資料No. 7の湯河原町議会運営申合せ事項の一部改正についてでございます。

新旧対照条文で、ご案内させていただきます。

こちら、先の傍聴規定とあわせまして、常任委員会・特別委員会におきましては、委員長の許可ということになっております。

今まで、議会運営委員会及び全員協議会につきましては、傍聴はできない規定でございました。それを5項の2号に入れさせていただいた中で、「議会運営委員会及び全員協議会については、委員会又は協議会に諮ってこれを決定する。」という内容で、こちらが開かれた議会を目指すという改正でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長【高橋延幸君】 説明が終わりました。何かございますか。

(なし)

○委員長【高橋延幸君】 次に、(7) 議会報告会について、資料No. 8を高橋議会事務局長からお願いします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 資料No. 8でございます。

平成23年度の第3回・第4回議会報告会実施要領(案)でございます。資料右側に、日程のシミュレーション(案)を記載してございます。

10月5日の9月定例会最終日から始まりまして、11月28日の12月定例会初日まで記載してございます。この日にちで追っていきますと、だいたい10月13日が議会報告会の第1回打合せ、19日に第2回、25日にリハーサル、そして27日(木)、28日(金)に、第3回・第4回の議会報告会として、位置付け

させていただければと思っております。

いろいろな議会の用務等を検討した中で、こういうスケジュールになるのかなと思っております。

ちなみに、前回、土曜日に開催させていただきましたが、あまり住民の方が来られなかったことも踏まえまして、今回は、平日の夜でどうかと思っております。

会場については、前回と同様の文化福祉会館と湯河原町役場の第2庁舎を予定してございますが、こちらについては、事務局で前回のものを載せたものですので、ここでご審議いただきまして、この議運で日程と場所をお決めいただいて、会場の方を予約したり、あるいは町の広報にスペースを予定してございますので、こちらに記事を載せなければいけない都合がありますので、こちらを決定していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長【高橋延幸君】 説明が終わりましたが、ご意見はございますでしょうか。

まず順番にいきます。

日程等については、10月27日（木）午後7時から、10月28日（金）午後7時から、この日程でよろしいでしょうか。

（了承）

○委員長【高橋延幸君】 続きまして、会場ですが、これはダミーで入れてございます。どちらで行いましょうか。ご意見はございますでしょうか。

できることならば、別の場所がいいのではないかとと思っております。というのは、第1回目と第2回目は、吉浜・中央でやりましたので、川堀・福浦、宮下のエリアでとか、そういうふう考えた方がいいのではないかと思います。駐車場のことも加味しますと、可能な場所は、福浦か鍛冶屋、あるいは商工会館とか、観光会館とかというふうになってくると思うんですが、その辺のことの選定をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○14番【土屋誠一君】 前回、福祉会館でやったから、川堀とか福浦とか、例えばお年寄りが歩いてこられるようなところ、例えばそのようなところを利用した方が。

○委員長【高橋延幸君】 それでは、正・副議長の出身地でいきますか。それでは、川堀と宮下を主流に、ですから、商工会館と川堀会館でいいんじゃないんですか。

内容は、「震災後の補正予算」及び「平成22年度決算」の主な事業についての説明でございます。

では、川堀会館と商工会館でよろしいですか。

（了承）

○委員長【高橋延幸君】 それで時間的というか、曜日的に加味していただいて、川堀会館がどちらがいいか、商工会館がどちらがいいかというふうに、ご審議いただければと思うんですが。空いている方でという形でよろしいですか。どちらでもいいですか。

では、場所の設定は、川堀会館と商工会館になりまして、日程もこれでということで、それで設定をさせていただきます。

次に、テーマですが、「震災後の補正予算」及び「平成22年度決算」の主な事業という形で、テーマにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（了承）

○委員長【高橋延幸君】 次に、出席者ですが、実施要綱第4条第1項により、原則としては全員という形でございますが、これはどのように行いましょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時39分

○委員長【高橋延幸君】 休憩中の委員会を再開いたします。

それでは、これは、後ほど打合せをさせていただきたいと思えます。

次に、4 その他（1）防災訓練について、資料No. 9を高橋議会事務局長からお願いいたします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 （資料No. 9 説明）

○委員長【高橋延幸君】 何かございますか。室伏議長。

○議長【室伏重孝君】 午前8時5分の、今までと違って、Jーアラートによる津波警報放送が入るということですが、今までの地震対策面ということで、地震が発生したということの招集が、確か消防とか、ああいうところに入って、それから各避難所へ動くっていうのがあったんですけど、このJーアラートによる津波警報放送、これは初めてのような気がするんですけど、これは、どういうふうなものなのでしょうか。

○委員長【高橋延幸君】 北村総務部長。

○総務部長【北村 満君】 これは、大津波警報が発令された旨の、最初にサイレン、そして防災無線が流れます。それと、口頭というか、言葉による大津波警報という、それが流れると、そういうものです。

○委員長【高橋延幸君】 室伏議長。

○議長【室伏重孝君】 今までの「地震が発生しました」っていうのがサイレンで鳴って、今度は、その後に口頭で、Jーアラートを通して、「この辺で津波が発生しました。」っていうことの、言葉で放送があるという、それだけのことですか。

○委員長【高橋延幸君】 北村総務部長。

○総務部長【北村 満君】 はい、そうです。

過去には、大津波警報も、サイレンだけは何秒鳴らして、何秒休止という、そういうものがあったんですが、それプラスということです。

○委員長【高橋延幸君】 よろしいですか。

○議長【室伏重孝君】 私としては、分かったような、分からないような。何か特徴があるのかなと。

○委員長【高橋延幸君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 冒頭のあいさつが長くなってもいけませんので、そのときは、お話をさせていただきますませんでした。防災訓練がいよいよ、この内容で実施を、またご協力をいただくわけですが、過日、先ほど議長のごあいさつにも若干ありましたが、私、そして正・副議長をはじめ、議員の数名の方々が、気仙沼へ復興支援とあわせて、研修ということで、気仙沼市長の菅原市長と宮城県議会の畠山議長の生きたお話を聞いてきたわけでございます。お二人、ご自宅も流されたという中での、非常に大変な行政運営をされているわけです。

私の印象として強く残ったことは、何しろ「逃げる」という、この一言だったということが、強く印象にございます。

そういったもので、今回防災訓練の中にも、津波を意識した部分、またそれぞれの地域、門川、吉浜、その地域の自主防は、避難経路も実際に歩くという、こんな計画も立てていらっしゃると思いますので、やはり今回のことで、これまでの内陸型の地震ではなく、海で震源があったときの、こういったことも少し、ただやはり、これまでの全体の訓練もございますので、今後この訓練、将来どういう形で進めるかということも、今後いろいろな議論が恐らく出てくるというように思われます。

ぜひとも、議員の皆様方におかれましては、今回の訓練を通じてまた、いろいろな町民の声を、行政の方にお寄せいただければと思います。

もう1点、気仙沼に行く途中に、水戸の方にも救援物資、以前届けさせていただきましたが、今度は、義援金をお届けさせていただきました。ご報告をさせていただきます。

あと、海拔表示板等につきましては、順次進めているところでございます。あらかじめの予定の部分の、あと少しで、最終的に終わるわけですが、この辺の問題、そしてこの防災訓練の日には間に合わないんですが、現在、各全戸配布に、海拔表示が一目で分かるような地図と言うんでしょうか、そういったものを現在、印刷をかけて、その後、整えば、全戸配布をするという、こういったことも、今準備を進めているところでございますので、ぜひとも、津波の意識が非常に高い中での防災訓練だと思いますので、いろいろな声をまた、のちのちの何かの機会にお寄せいただければと思います。

私の方から1つご報告と、この件につきましてのお願いをさせていただきました。

委員長、ありがとうございました。

○委員長【高橋延幸君】 北村総務部長。

○総務部長【北村 満君】 先ほど、室伏議長からＪ－アラートの内容ということで、確認しましたところ、サイレンが３秒鳴って、２秒休むのを３回繰り返して、その後「大津波警報が発令されました、避難してください。」それを１セットにして、それが３回流れると、そういう内容だということです。

○委員長【高橋延幸君】 他に何かございますか。

(なし)

○委員長【高橋延幸君】 次に、(２)全議員研修会の開催日程について、高橋議会事務局長からお願いします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 全議員研修会の日程等でございますが、先ほどもお話ししました、下郡議長会の研修が１０月３１日(月)、湯本富士屋ホテルでございます。午後３時から午後５時まで研修になります。

内容につきましては、「自然エネルギーの現状と課題」という題で、ＮＰＯの環境エネルギー政策研究所主任研究員の松平さんを講師にお招きして、研修をさせていただきます。

なお、午後５時１５分から、３町議会の懇親会を予定してございます。

県町村議会議長会主催によります研修会が、１１月２５日(金)仙石原文化センターでございます。こちらにつきましては、詳細が来次第、また皆様方にお話したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長【高橋延幸君】 説明が終わりましたが、よろしいですか。

(了承)

○委員長【高橋延幸君】 その他、他に何かございますでしょうか。

秋山消防長。

○消防長【秋山榮作君】 それでは、消防広域化について、ご報告させていただきます。

先般、平成２３年８月８日、神奈川県西部広域行政協議会２市８町首長会議において、消防広域化への新たな検討先、任意協議会への参画の是非表明で、湯河原町は参画を見合わせました。

主な理由としましては、大幅な人員削減により、火災・救急・救助などの、災害運用に支障を来すことで、住民サービスの低下を招くこと、また、消防署と消防団が、いままで緊密な連携により、高い消防力を保持してきましたが、広域化により、消防団との連携が希薄となり、これまでの消防力を維持することが難しいと考えられます。

さらに、費用負担の軽減についても、これまでに消防力の低下を招くことなく、経費の削減を進めてきました。

以上のことで、参画を見合わせましたが、将来の展望として、湯河原町が参加できる枠組みを残していただくことを要望しました。

また、９月開催の総務文教・福祉常任委員会での案件で、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長【高橋延幸君】 報告が終わりました。何かございますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前１０時５１分

再 開 午前１０時５９分

○委員長【高橋延幸君】 休憩中の委員会を再開いたします。

他に何かございますか。行政側から、何かございますか。

(なし)

○委員長【高橋延幸君】 高橋議会事務局長。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 先ほども少しお話をいただきましたが、総務文教・福祉、環境・観光産業常任委員会の合同所管事務調査でございますが、日程・場所につきましては、事務局で練らせていただきまして、日程は、バスが空いているということで、１０月７日(金)に決定させていただきます。

場所でございますが、静岡県島田市の大井川用水農業水利事業所という国の施設がございます。伊太小水力発電所という小水力の発電所を、９月に着工予定ということで、２０１３年度運用開始がだいたい決まってお

ります。こちらにもアポをとりまして、まだ現場では、まだ工事もいきませんけれど、こちらでお話を聞かせていただきたいなと思っております。

焼津のさかなセンター、今、福浦漁港の方も、町も力を入れて、毎週土曜日に即売会をやったりしております。そういうこともありますので、規模は全然違いますけど、焼津のさかなセンターを見ていただくのと、こちらでお昼をとっていただきたいなと思っております。

午後から、静岡県の防災センターにお邪魔しまして、お話を聞くと同時に、静岡県の防災情報を研修してくるというふうな考え方でございます。

あと議長から私の方にお話がございました、3月11日の震災を踏まえまして、今何が必要かということで、「絆」ということがキーワードになっております。それを踏まえまして、議員提案によります条例、平たく言わせていただきますと絆条例ですが、それを3月の上程を目指して、皆様方に検討していただきたいということがございます。事務局としましては、先進事例ですとか、そういったものも把握してございますので、またそちらに向かって、皆様方のご検討をいただきたいと思いますと思っております。

最後になりますが、一番下に要望書とチラシを予定してございます。昨日、商工会事務局長と担々焼きそばの会長の河本会長がお見えになりまして、議長に議会の方でも、この担々焼きそばのご協力をいただきたいということで、関東B-1グランプリ in 行田というのが、埼玉県行田市で、9月10日・11日に開催されます。こちらに、皆様方にもご案内させていただいた中で、ご参加いただければというようなご案内がまいりましたので、ご都合がつく方がいらっしゃいましたら、商工会の方に申込みをお願いしたいなと思っております。

そうということで、これは任意で皆様方をお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

○委員長【高橋延幸君】 他に何かございますか。

(なし)

○委員長【高橋延幸君】 それでは、最後に高橋議会事務局長から、案件の確認をお願いします。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 (案件確認)

○委員長【高橋延幸君】 ありがとうございました。

これにて、議会運営委員会を閉会いたします。

2011-10-05 : 平成23年第5回定例会(第4号) 名簿

1

湯河原町議会第5回定例会会議録

(第4号)

平成23年10月 5日(水) 午前10時00分 開議

1. 出席議員 15名

議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
1	山本 俊明	○	2	室伏 友三	○	3	村瀬 公大	○
4	露木 寿雄	○	5	佐藤 恵	○	6	長谷川俊子	○
7	高橋 延幸	○	8	内藤 陽子	○	9	杉本 光明	○
10	原田 洋	○	11	欠 番	○	12	丸山 孝夫	○
13	小澤 眞司	○	14	土屋 誠一	○	15	松野 満	○
16	室伏 重孝	○						

(出席 ○・欠席 ●・遅刻 △)

2. 欠席議員 な し

3. 説明のための出席者

職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
町長	富 田 幸 宏	○	副町長	露 木 高 信	○

公営企業管理者	青 木 剛	○	教育長	篠 原 通 夫	○
総務部長	北 村 満	○	行政課題担当部長	高 橋 正	○
福祉部長	鈴 木 誠 二	○	まちづくり部長	森 本 真 純	○
議会事務局長	高 橋 茂 雄	○	消防長	秋 山 榮 作	○
教育委員会事務局長	岩 本 知 三	○	秘書広報室長	松 野 善 一	
徴収対策室長	朝 倉 礼 彦		地域政策課長	柏 木 高 史	○
財政課長	平 澤 喜代司	○	庶務課長	長 田 勲	○
税務課長	佐 藤 吉 弘		福祉課長	菅 沼 浩 行	
介護課長	富 岡 清	○	保健センター所長	櫻 井 洋 一	
住民課長	力 石 浩 一	○	観光課長	柏 木 晃	
農林水産課長	柏 木 克 己	○	環境課長	内 藤 幸 信	

土木課長	菊 地 光 男		都市計画課長	神 谷 要	
水道課長	小 澤 宣 昭	○	温泉課長	力 石 剛	○
下水道課長	鈴 木 祥 雄	○	会計管理者兼 出納室会計課長	二 見 忠 彦	
学校教育課長	山 浦 雅 一		社会教育課長	丸 山 愛一郎	
消防本部総務課長	川 口 庄 二		消防本部警防課長	室 伏 郁 夫	
消防署長	石 田 利 正				

4. 出席した議会書記

議会事務局長 高橋茂雄 議会事務局主幹 開沼 靖

5. 議事日程

別紙のとおり

6. 会議の状況

別紙のとおり

開 議 午前10時00分

○議長【室伏重孝君】 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。
ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

9月29日に開催されました、決算審査特別委員会におきまして、委員長に山本俊明議員が、副委員長に佐藤 恵議員が当選された旨の報告書が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

これで、諸般の報告を終わります。

先ほど、議会運営委員会を開いておりますので、委員長からその結果を報告願います。

高橋議会運営委員長。

（7番 高橋延幸議員 登壇）

○7番【高橋延幸君】 おはようございます。先ほど、議会運営委員会を開き、協議をいたしましたので、その結果について、ご報告申し上げます。

追加案件として、町側から補正予算2件、工事請負契約の締結1件、報告1件と、議会側から意見書1件の、計5件を追加することに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長【室伏重孝君】 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして、議長において、1番 山本議員、2番 室伏友三議員の2名を指名いたします。

日程第1

○議長【室伏重孝君】 日程第1、議案第48号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町一般会計）」、議案第49号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町国民健康保険事業特別会計）」、議案第50号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町下水道事業特別会計）」、議案第51号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町老人保健医療特別会計）」、議案第52号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町介護保険事業特別会計）」、議案第53号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町公共用地先行取得事業特別会計）」、議案第54号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町後期高齢者医療特別会計）」、議案第55号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町水道事業会計）」、議案第56号 「決算の認定について（平成22年度湯河原町温泉事業会計）」を一括議題といたします。

本案につきましては、去る9月27日の本会議におきまして、決算審査特別委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、1番 山本議員、ご登壇願います。

（1番 山本俊明議員 登壇）

○1番【山本俊明君】 おはようございます。決算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託されておりました、議案9件の審査結果は、お手元に配布いたしました、委員会審査報告書のとおりでございます。

審査に当たりましては、9月29日と30日の午前10時から、2日間にわたり、町長、副町長、公営企業管理者、教育長及び部課長等関係職員の出席を得て、慎重に審議いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第48号 決算の認定について（平成22年度湯河原町一般会計） 全員賛成 原案認定、議案第49号 決算の認定について（平成22年度湯河原町国民健康保険事業特別会計） 賛成多数 原案認定、議案第50号 決算の認定について（平成22年度湯河原町下水道事業特別会計） 全員賛成 原案認定、議案第5

○議長【室伏重孝君】 全員賛成。

よって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

日程第3

○議長【室伏重孝君】 日程第3、決議第1号「町税等徴収対策強化特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

事務局をして、決議を朗読いたさせます。高橋議会事務局長。

○議会事務局長【高橋茂雄君】 （決議第1号 朗読）

○議長【室伏重孝君】 提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 高橋議員、ご登壇願います。

（7番 高橋延幸議員 登壇）

○7番【高橋延幸君】 決議第1号「町税等徴収対策強化特別委員会設置に関する決議」の提案理由を申し上げます。

長引く景気低迷と経済状況悪化の影響を受け、町税等の収納状況は、数年来、厳しい状況であります。平成21年7月に徴収対策室を設置し、担当職員が鋭意努力しております。

しかしながら、本年度の滞納繰越額は、16億円を超え、依然として厳しい状況にあります。

よって、議会におきましても、「税等に関する事項」及び「水道料金・温泉使用料に関する事項」について、調査・検討をし、更なる徴収率向上の強化に資するため、本特別委員会の設置を提案するものでございます。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【室伏重孝君】 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。12番 丸山議員。

○12番【丸山孝夫君】 この中で、議会は町税、このいわゆる委員会に対して、次の事項を付託するという中の1番に、「税等に関する事項」という、この「等」っていうのは、非常に幅広く解釈するんだと思うんですけど、例えば、国民健康保険料、これは当然この中に、この税等に関する中に、「等」に入っていると思うんですけど、その辺をはっきりしておいていただきたいということと、なぜ、そういう国民健康保険料なんかを、これ非常に、中でも大きな比重を占めるもので、これをなぜこういうところへ加えないのかということ、ちょっとその辺をお伺いいたします。

○議長【室伏重孝君】 7番 高橋議員。

○7番【高橋延幸君】 丸山議員ご指摘のとおり、国民健康保険料等も入っているということで、「税等」ということ。そして、温泉・水道も使用料という形で含まれておりますので、表に出てないのは国民健康保険料でございますが、トータル的に考えた中で、先ほどの提案理由の中にございます、「税等に関する事項及び水道料金・温泉使用料に関する事項についての調査・検討をし」ということで、更なる徴収率向上の強化を進めていこうという委員会でございますので、ご賛同賜れればと思います。

○議長【室伏重孝君】 12番 丸山議員。

○12番【丸山孝夫君】 そうすると、国民健康保険も入るということだと思えます。

そうすると、ここで2番目に、水道料金・温泉使用料と言っているながら、何で下水道使用料が入っていないのか。それからまた、「等」ということになれば、いろいろ保育料、あるいは町営住宅の使用料等も入ると思うんですけどもね、その辺をやっぱり、はっきりしておかないと、この目的の中に入っていないとかってことになるといけないので、その辺をはっきりして、この場で、おいていただきたいということで伺うんですけど、なぜ下水道ということ、ここに、上水道・温泉があって、下水道をなぜ加えないのか。

○議長【室伏重孝君】 7番 高橋議員。

○7番【高橋延幸君】 決算の特別委員会の中でも、企業会計ということで、下水道も企業会計としてやったらいかにかという質問があったかと思います。

ベテラン議員の先輩、ご存知のとおり、水道料と温泉使用料に関しましては、企業会計という形になっておりますので、そのくくりの違いかと思えます。

○議長【室伏重孝君】 12番 丸山議員。

○12番【丸山孝夫君】 そうすると、下水道使用料についても、ここでいわゆる、そのことについても付託するというふうに解釈していいわけですね。

○議長【室伏重孝君】 7番 高橋議員。

○7番【高橋延幸君】 そのように考えております。

○12番【丸山孝夫君】 わかりました。

○議長【室伏重孝君】 他に質疑はございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長【室伏重孝君】 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、決議第1号を挙手により採決いたします。

本決議は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長【室伏重孝君】 全員賛成。

よって、本決議は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました町税等徴収対策強化特別委員会の構成人員8人の選任方法につきましては、会派代表者会議において協議をしておりますので、ご報告いたします。

2番 室伏友三議員、4番 露木議員、6番 長谷川議員、9番 杉本議員、12番 丸山議員、13番 小澤議員、14番 土屋議員、15番 松野議員、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【室伏重孝君】 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名を町税等徴収対策強化特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、町税等徴収対策強化特別委員会を開催いたしますので、委員の方は、議会協議会室にご参集願います。

なお、再開は、午前10時45分からといたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

○議長【室伏重孝君】 休憩中の議会を再開いたします。

休憩中に開催されました町税等徴収対策強化特別委員会におきまして、委員長に室伏友三議員、副委員長に杉本光明議員が当選された旨の報告書が委員長から提出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第4

○議長【室伏重孝君】 日程第4、議案第59号「平成23年度湯河原町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富田町長。

(町長 富田幸宏君 登壇)

○町長【富田幸宏君】 おはようございます。議案第59号の提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算（第5号）は、台風15号の被害に係る災害復旧費などについて、歳入歳出予算に補正を要しますので、本案を提出するものであります。

令和2年度 滞納繰越分の状況について

1 令和2年度 滞納繰越分の滞納区分別滞納者数

滞 納 区 分	①令和元年度滞納者数 (令和元年5月31日現在)	②増	③減	④完納者 ・欠損者	①+②-③-④=⑤ 令和2年度滞納者数 (令和2年5月31日現在)	①-⑤ 増 減
500万円以上	26人	3人	5人	3人	21人	▲ 5人
300万円以上 500万円未満	36人	10人	18人	3人	25人	▲ 11人
100万円以上 300万円未満	207人	22人	67人	12人	150人	▲ 57人
50万円以上 100万円未満	184人	59人	68人	21人	154人	▲ 30人
50万円未満	1,887人	570人	22人	737人	1,698人	▲ 189人
合 計	2,340人	664人	180人	776人	2,048人	▲ 292人

2 令和2年度 滞納繰越分合計額

6億5,185万3,515円

2億2,391万7,247円の減

令和元年度 8億7,577万 762円

8科目の滞納額

構成比率

町税	2億8,734万1,458円	(44.08%)
国民健康保険料	1億9,200万9,654円	(29.46%)
下水道使用料	1億 998万3,437円	(16.87%)
水道料金	3,955万 565円	(6.07%)
温泉使用料	315万4,497円	(0.48%)
介護保険料	1,385万5,229円	(2.13%)
後期高齢者医療保険料	541万5,375円	(0.83%)
保育園保育料	54万3,300円	(0.08%)

3 少額滞納者数

滞 納 区 分	① 令和元年5月31日現在		② 令和2年5月31日現在		①-② 増減	
	滞納者数	滞納金額	滞納者数	滞納金額	滞納者数(完納者を含む)	納付金額
1万円未満	420人	1,671,223円	334人	1,319,014円	▲ 86人	▲ 352,209円
1万円以上 2万円未満	160人	2,270,301円	152人	2,191,906円	▲ 8人	▲ 78,395円
2万円以上 3万円未満	121人	2,990,524円	113人	2,795,800円	▲ 8人	▲ 194,724円
3万円以上 4万円未満	86人	2,962,989円	105人	3,636,824円	19人	673,835円
4万円以上 5万円未満	79人	3,528,534円	91人	4,054,707円	12人	526,173円
合 計	866人	13,423,571円	795人	13,998,251円	▲ 71人	574,680円

2011-12-07 : 平成23年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成23年12月7日(水)

午前10時00分

閉 会 午前11時22分

出 席 者 議 員 9 名

出 席 委 員	委員長	室 伏 友 三	副委員長	杉 本 光 明
	委 員	露 木 寿 雄	委 員	長谷川 俊 子
	委 員	丸 山 孝 夫	委 員	小 澤 眞 司
	委 員	土 屋 誠 一	委 員	松 野 満
	議 長	室 伏 重 孝		

欠 席 委 員 な し

傍 聴 議 員 1 番 山本俊明議員、5 番 佐藤 恵議員、8 番 内藤陽子議員
10番 原田 洋議員

一 般 傍 聴 神奈川新聞社 武田記者

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作 総務部長：北村 満

総務部行政課題担当部長：高橋 正 福祉部長：鈴木誠二

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

(徴収対策室) 室長：朝倉礼彦 副室長：須藤裕明

主幹：菊地敦子、川口かやみ、梨子本隆志、松本裕之(県派遣)

副主幹：高橋資次、二宮 淳、二見祐輔、飛田直哉、常盤茂樹

(地域政策課) 課長：柏木高史

(税 務 課) 課長：佐藤吉弘

(福 祉 課) 課長：菅沼浩行 主幹：池谷良二

(介 護 課) 課長：富岡 清

(住 民 課) 課長：力石浩一 主幹：新磯一寿

(水 道 課) 課長：小澤宣昭 副課長：柏木敏明

(温 泉 課) 課長：力石 剛

(下水道課) 課長：鈴木祥雄

(学校教育課) 課長：山浦雅一

書記： 議会事務局長 高橋茂雄 議会事務局主幹 開沼 靖

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成23年12月7日（水）午前10時00分

○委員長【室伏友三君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員の報告をいたします。傍聴議員は山本議員、佐藤議員、内藤議員、原田議員です。

それでは、町長からご挨拶をお願いします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、おはようございます。

9月定例会におきまして、本町税等徴収対策強化特別委員会が、議会側からのご提案の中で設置をされ、実質的な審議は今日がスタートということになります。

委員会開催におきましては、正・副委員長をはじめ、委員各位にご出席をいただきまして、ありがとうございます。町といたしましても、平成22年7月1日から、徴収対策室を設置し、鋭意、町税等の徴収の強化を進めているところでもございますが、平成22年度の決算につきましても、監査委員からも、税の公平性、料金の妥当性維持という、こういった意見の中で、徴収をさらにきちんと厳しくという、こういったご意見も頂戴している中で、本委員会が設置されたという状況もあるのかなと思っておりますが、議会側の皆さんと情報を共有する中で、しっかりと町といたしましても、徴収対策に鋭意努めてまいりたいという思いでございます。

本委員会の中で、またいろいろなご意見やアイデア、またそういった中で、その町の徴収対策を進める中で、いろいろな参考にさせていただきたいと、こんな思いもございます。まずは委員会の設置をいただき、第1回目がスタートするということ、御礼申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長【室伏友三君】 続きまして、議長からご挨拶をお願いします。

○議長【室伏重孝君】 皆さん、おはようございます。

12月定例会の中での町税等徴収対策強化特別委員会、第1回目、今、町長からお話がありましたけど、第1回目の委員会が開かれることになりました。そのような中で、皆様方、大変お忙しい中で、この委員会に出席していただきまして、感謝申し上げます。

内容等につきまして、いろいろと出てくると思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○委員長【室伏友三君】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行につきまして、まず案件（1）平成23年度10月末町税等収納状況について、次に、報告事項（1）子ども手当からの保育料等の徴収についてを行って、最後に案件（2）平成23年度滞納繰越分滞納者についてを審議したいと思います。

審議に入る前に、案件に入る前にですが、ぜひ会議が、円滑かつスムーズに動いていきますように、皆様方のご協力をお願いすると同時に、同じような内容の質問・意見、これは、ぜひ控えていただき、回答される行政側の皆さんも、的確かつ明瞭簡潔に、そして分かりやすくお願いしたいと思います。

また、答弁の際は、所属と名前をはっきり述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入ります。（1）平成23年度10月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長からお願いします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No.1 説明）

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 保育園の保育料には、幼稚園の保育料も入っているのかどうか、お聞きします。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 こちらは、保育園保育料のみで、幼稚園の保育料は入っておりません。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 幼稚園は、滞納は、ないということで、判断してよろしいですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 小澤委員のご質問にお答えします。

福浦幼稚園につきましては、滞納はございません。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 水道と温泉の料金の未収入分が、0になっていますね。これは、前回説明受けたときに、ちょっと納得しなかったんだけど、この説明を乞いたいんですけど。予算額の中の未収分。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 水道と温泉につきましては、企業会計をとっておりまして、予算上の未収ということではなくて、調定のところに、未収分として、これが一般会計で言う、滞納という形になります。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 なぜ未収入分で0にして、調定額で滞納という表現を使いましたけども、これを載せているんですか。この理屈がわからないんですよ。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 公営企業の会計は、調定が全部収入になります。未収分が現金になっていないと。未収分を回収することによって、現金になると。すでに、収入として、調定の段階で、収入として見ているわけです。会計処理上。

ですから、予算の中に、普通の税等によります滞納の分の、徴収して予算になるというものではないという、会計処理上の問題でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、前回も報告あったんですけども、納得いかなかったんだけど、決算の中では、これで言う滞納分というのは、決算上ではないですよ。その辺はどうなんですか。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 決算の中では、未収金として、現金化されてもないということで載ってくるということでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 だから、決算書の中では、滞納金という表現はないですよ。決算書の中には。ということは、滞納金自体が、決算書の中では、正確には見えないということですよ。その辺はどうなんですか。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 滞納分というか、未収分が滞納と考えていただいていいということでございます。決算書の中にも、未収金として、それは載っております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 載ってる。載ってないよ。決算書持ってきてみて。載ってないはずですよ。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 滞納という表現ではなくて、未収ということで、同じ滞納と同じに考えていただいて結構ですけれども、未収金として、企業の会計上は未収金となるということでございます。滞納分ではなくて、未収という形。同じように考えていただいて結構ですけれども。

○13番【小澤眞司君】 同じように考えないから、聞いているんですよ。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 未収分が、調定を起こした段階で、すでに全部収入となります。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 だから、未収分としては、正確にはないんですよね。お金をもらったという前提で、決算してるんでしょう。数字上では。前に、そういう説明しなかった。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 公営企業の会計の中には、調定を起こしただけで収入になります。確かにそうなります。それが複式簿記で公営企業をやっておりますけども、その中で、今度現金になったものと、現金にならないで未収、まだ収まってない未収金という、こういう扱いになります。

決算書の中に、同じように未収分という形で、決算書には載っているということでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、だから最初の予算額の中で、0にするというのは、未収分として0にするというのは、これはおかしいんじゃないですかという質問です。最終的に。

○委員長【室伏友三君】 青木公営企業管理者。

○公営企業管理者（企業部長）【青木 剛君】 予算のところの未収分が0というのは、一般会計で滞納繰越分として、いくら入るかというふうに一般会計は予算を組んでおりますけども、企業会計の場合には、調定段階ですでに収入になっておりますので、入らないものは未収として処理をして、未収金を集めたときに、現金になると、こういう会計上の処理でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 それは、それでいい。

あと、今の報告では、介護保険だけが減率して、他は、全て、昨年度に比べて増になっていると、前年度ですね、という報告をなさっていましたが、この3月末までには、この状態が改善されて、最終的には町税の収入状況は、大幅に改善されるんですか。その確認を。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 ぜひ、小澤委員のおっしゃるとおり、全科目、プラスというような形で報告をさせていただきたく、鋭意努力しておりますが、今ここで、必ず改善されるというお約束は、ちょっとできかねますけども、いい成績を残せるように、鋭意努力してまいります。お約束させていただきます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、現状でやっている徴収のやり方ですけども、前年度に比べて改善される、あるいは町民が協力してきているというふうに考えてよろしいんですか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 そのようにお考えいただいて、結構です。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。丸山委員。

○12番【丸山孝夫君】 介護保険料と後期高齢者の保険料の、当月収入の中でマイナスっていうのは、これは、ちょっとこのところ説明してくれない。

○委員長【室伏友三君】 富岡介護課長。

○介護課長【富岡 清君】 介護保険料の当月収入がマイナスになっている部分ですけど、それにつきましては、特別徴収ということで、特別徴収につきましては、年金から天引きしていますが、死亡とか転出がありますと、還付が生じてきます。その分がマイナスということでございます。

○委員長【室伏友三君】 丸山委員。

○12番【丸山孝夫君】 そうすると、後期高齢者の一番下の滞納繰越分のマイナスも、滞納繰越分の中の、いわゆる返したというような、そういうこと。

○委員長【室伏友三君】 力石住民課長。

○住民課長【力石浩一君】 内容的には、介護の方と同じでございます。対象者の方が75歳以上ということで、お亡くなりになる確率が多いですし、あと、転出ということもありまして、その影響でございます。

○12番【丸山孝夫君】 分かりました。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 それでは、次の案件に移りたいと思います。

先ほど申しましたように、案件（２）に入る前に、報告事項をやらせていただきたいと思います。

４ 報告事項（１）子ども手当からの保育料の徴収について、池谷福祉課主幹からお願いします。

○福祉課主幹【池谷良二君】 （資料No. 2 説明）

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 まず保育料の問題ですけれども、町対応としては、徴収対策室と連携を図るという表現が書いてありますけれども、これは、保育料の資料No. 1の一番下の欄ですけれども、これは、福祉課単独で、この徴収はできないんですか。徴収対策室が実際にお金を、福祉課単独で、特別徴収をするということは、できないんですかという質問です。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 特別徴収につきましては、事務手続き上は、福祉課が当然、実施することになります。

あと、対象者の選定ですけれども、何人か予定の方がいらっしゃいますけれども、その方々、保育料のみならず、他の税・使用料等もあろうかと思います。その中で、特別徴収の対象者として選定していいかという部分を協議しなければいけない、また、対象者の方々と普段折衝している徴収対策室の意見も聞かなければいけない。そういう面で、事務的には福祉課で行いますが、選定の段階では、当然徴収対策室と協議が必要という考え方でおります。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 そうすると、保育料自体も、徴収対策室で徴収しているんですか。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 現年分につきましては、口座振替でいただいております。それが未納になった方には、徴収対策室でもお声をかけていただいておりますし、過年度部分につきましては、徴収対策室の力をお借りして、徴収しているのが現状でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 それから法第２５条の方で給食費、これもとれるという話になっていますけれども、これ対象者はどのくらいいるんですか。給食費を未納の人たちは。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 小澤委員のご質問にお答えします。

給食費という限定ですが、ほとんど滞納という部分では・・・。

○委員長【室伏友三君】 ちょっとお待ちください。露木副町長。

○副町長【露木高信君】 岩本教育委員会事務局長、前に総務文教・福祉常任委員会のときに、滞納は、ないと言ったけれど、それを訂正してください。

○委員長【室伏友三君】 岩本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長【岩本知三君】 以前の総務文教・福祉常任委員会の中で、「給食費の滞納はございません」と発言いたしましたけれども、繰り越しての滞納はない、前年度からの滞納はありませんけれども、その年度内に滞納している方がございました。申し訳ありませんでした。

○委員長【室伏友三君】 それでは、続いて、山浦学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長【山浦雅一君】 今、局長が申しあげましたように、滞納件数は若干ありますが、この件につきましては、教育委員会としては、教頭先生にがんばっていただいて、何とか遅れがちでも、現年で対応できるように、今、調整しているところです。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○１３番【小澤眞司君】 対象者はどのくらいいるんですか。

○委員長【室伏友三君】 岩本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長【岩本知三君】 給食費でございますけれども、湯河原小学校で7人ございます。12月現在で、8万8,000円でございます。

これにつきましては、1名につきましては、遅れて、現在、納付をしております。その他の子どもにつきましては、原因を調査しまして、なぜ納付ができないかという原因が掴めましたので、それを解決するように、今現在、調整をしているところでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 じゃあ、湯河原小学校だけですか。7名でよろしいんですか。

○委員長【室伏友三君】 岩本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長【岩本知三君】 東台福浦小学校に2名おりますけれども、準要保護でございますので、3月31日までは、全部それは完納する予定になっております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、特別徴収の徴収の問題として、法第26条はここに書いてあるように、1万5,000円しか取れませんか。法第25条については、具体的にはどういう方法で徴収なさるんですか。

これは一番最後に、町対応として書いてありますけれども、給食費については、書いてないですね。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 福祉課といたしましては、この法第25条の申出につきましては、今のところ、保育料について、適用を図っていきたいと考えております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 じゃあ、教育委員会は、どうなんですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 先ほどは、申し訳ありませんでした。

給食費につきましては、あくまでも学校単位で、給食費を徴収しております。やみくもに、こういう制度を使って、徴収するのではなく、保護者と学校と話し合いをよくしていただいて、年度内にすべての給食費を徴収できるように、努力してまいります。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 特に私が知っている範囲では、湯河原小学校で、もう数年前の話ですけども、PTAの皆さん方が、給食費を徴収してまわっているという話をお伺いするんですが、それは事実ですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 給食費の徴収ですが、湯河原小学校につきましては、実は、本日も、給食費を集めるために、PTAの役員さんにお集まりになっていただいて、学年ごとに徴収を行っております。

その徴収した給食費を銀行まで納入するのは、教育委員会の職員が対応しております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、給食費を持ってこないという子どもが、PTAの父兄にわかりますよね。そういうことが逆に、子どもの学校への通学問題にもつながる可能性があるんじゃないんですか。その辺はどうですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 確かに、小澤委員がおっしゃるとおりに、いろいろなケースが考えられます。

今日、給食費の徴収と言いましても、なかなか全部の児童の給食費がいつべんに集まることは少なく、やはりこの1週間ぐらいに、忘れていたとか、いろいろな事情があって、遅れる子もいますけど、だいたい2回か3回に分けて、徴収しているのが現状です。

今言った、子どもの通学について、問題があるかというご質問ですが、その辺につきましては、徴収されているPTAの役員の方も、そのことを公言するということではなく、特にそのことで子どもが通学できないと

か、そういうことは、聞いてはおりません。

また、もしそういう問題があれば、徴収する場所には教頭先生もいらっしやっていますので、何か問題があれば、その場で相談等ができるようになっております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 実際には、教育委員会にそういう相談は、あったんですか。

○委員長【室伏友三君】 山浦学校教育課長。

○学校教育課長【山浦雅一君】 実は、徴収日に私も行かせていただきまして、まだ3回のうち2回なんですが、特にそういう雰囲気は感じられませんでした。

また、そういう場で相談をとすることは、聞いておりません。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 具体的には、この法第25条・26条の対象者については、ここに書いてあるように、対象者等、範囲が書かれていますけども、今年の10月から来年の3月までに限ると書かれていますけども、それ以降はできないんですか。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 先ほどでもご説明させていただきましたとおり、今回、施行しております特別措置法、措置法の期限が来年の3月までということになっております。

また、この特別徴収をするがための法律の施行令、政令でございますけれど、政令の中でも、来年の3月までというような規定がございます。それで、ここに書かせていただいたのが1点。

それから、ご存知のとおり、平成24年度につきましては、一般的な情報の中では、児童手当法を改正して云々という話が出ておりますけども、国においての法律の改正の状況がどうなるか、まだ不確定な要素がございます。

所管課といたしましては、来年度以降もやらせていただきたい気持ちはございますけども、如何せん法律に基づくものですから、未定ということにさせていただきます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 いままで湯河原町自体が、子ども手当からこういう料金をとるという発想がなかったんですね。それで、他の市町村ではやっているという話も出ていましたけども、湯河原町としては、こういう法律がはっきりしてれば、徴収は可能だと私は考えていますけども、とりあえず24年度以降は未確定というように判断してよろしいですか。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 「未確定」ということですね。あまり適切じゃないかと思えますけども、「未確定」ということでお願いいたします。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 来年の3月前までに、こういう法律に基づいた料金を徴収して、それ以降、24年4月以降、法律が使えなくなった段階における徴収のことについて、どうお考えになっているのか、それが最後ですけど。その辺をどういうふうに対策しているのか、教えてください。

○委員長【室伏友三君】 菅沼福祉課長。

○福祉課長【菅沼浩行君】 法律が使えなくなった、まあ適切じゃない言い方かも知れませんが、法律に基づく特別徴収若しくは申出による徴収が、仮にできなくなったとしても、また今年やるにしても、保護者の方とは、折衝若しくは、協議をした中で、いずれにしても、徴収するという形をとっていく予定でございます。

そういうことから、年度が越えて、法律が使えなくなったとしても、保護者の方とのつながりはございますので、その中で納付を促して、協力していただきたいという旨を伝えて、徴収に努めたいと思っております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 ぜひ、今、課長の言った中身で、そういう対象者に対しての協議をしっかりとした上で、確実な徴収を進めていっていただきたいと、こう思っております。

以上です。

○委員長【室伏友三君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 私の方から、少し気になる部分を。

この仕組みそのものは、今回この特別徴収という委員会の中での資料、仕組みの説明でございますので、いわゆる徴収対策という視点でのご質問が多かったと思いますけど、やはり仕組みとして、これが選べるという状況もございますので、法律の執行そのものは別といたしまして、今回こういった仕組みを町としても、逆に滞納者のみならず、この方が便利だという、こういった仕組みもあるかと思っておりますので、両方の側面から、この制度のあり方を、まずは、この委員会にご説明をという部分もございますので、ひとつご理解をいただければと思います。

○委員長【室伏友三君】 それでは、委員会途中でありますけれども、神奈川新聞の武田記者から、傍聴の申出がありましたので、これを許可したいと思います。よろしくお願いします。

あわせて、写真もということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、委員の方、何かご質問等はございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 次に、案件(2)平成23年度滞納繰越分滞納者について、滞納者に関する資料提出後の審議については、内容を勘案いたしますと、秘密会とすることが適切であると考えますが、秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、委員会の議決が必要となります。

お諮りいたします。秘密会とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長【室伏友三君】 全員賛成。

よって、これより先の審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

ただ今、秘密会とすることに決定いたしましたので、湯河原町議会会議規則第91条第2項の規定に基づき、これから申し上げます方以外の皆さんの退席を、求めたいと思います。

町議会議員、町長、副町長、公営企業管理者、総務部長、福祉部長、徴収対策室の副主幹以上、税務課長、住民課長、福祉課長、介護課長、水道課長、温泉課長、下水道課長及び議会事務局職員以外の方の退席を求めます。よろしくお願いします。

一般傍聴者の方もいらっしゃいますけれども、これは、秘密会でありますので、ぜひご理解いただき、議会の会議は公開が原則でありますけれども、一定の要件のもとに、公開しないことができることになっております。これを秘密会と申しますので、秘密会は地方自治法に規定されており、町民の利害関係などが含まれるなどの、特別な理由があるなど判断される場合のみ適用されるもので、湯河原町では湯河原町議会会議規則、湯河原町議会委員会条例により、議会委員会の議決により、秘密会とすることができることになっております。

ご理解をいただき、ご退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(対象者以外退席)

それでは、次に秘密会の開会に当たり、2点ほどお伝えをしたいと思います。

1点目は、秘密の保持についてでございます。湯河原町議会会議規則第92条第2項に、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない」との規定がございます。

このことに反した場合は、議員は懲罰の対象になり、職員におきましては、地方公務員法に基づく、罰則の適用を受けることになることをご承知置きください。

2点目、議事録についてでございますけれども、秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議録の性質上、議事の記録はとりますが、湯河原町議会会議規則第91条第1項の規定に基づき、公表はいたしません。

私の方からは以上であります。

○委員長【室伏友三君】 今日の案件は、秘密会も含めて、全てこれで終了したと思います。

それでは、これで一応秘密会を閉じさせていただいて、今度また委員会へと移りたいと思います。

それでは、委員会に移りますが、その他何かございませんでしょうか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 これは前回いただいた名簿と、全く同じだと思うんですけども、24年度以降の滞納の増加というのは、今のところ推測できるんですか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 10月31日現在ですが、本年度、現年度分の滞納者の数ですが、約3,200人、8科目全部あわせて、金額が1億5,000万円ほどになっております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員、よろしいですか。

○13番【小澤眞司君】 3,200人で、1億5,000万円の未収があるということですか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 10月31日までに納期が来ているもので、払っていないものが1億5,000万円あるということでございます。現年分だけでございます。現年に賦課された中でのことでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員、よろしいですか。

○13番【小澤眞司君】 はい、分かりました。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。丸山委員。

○12番【丸山孝夫君】 この資料で、116円の滞納が載っているんだけど、こういうのは、例えばもう1万円以下は、こういうところには載せないとか、その辺はどうなんですかね。116円の滞納が載っているんですよ。だけど、そう言い出したら、1円だって滞納だっていうことになっちゃいますから。その辺、こんな膨大な資料、その辺どうなんだろうね。

○委員長【室伏友三君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 金額の大きい、小さいじゃなくて、滞納がこれだけあるよということで、それで例えば1万円だとすると、逆におざなりになって、それが集めるような状況じゃなくなる場合もありますので、やっぱり資料としては、全部こういう形で整えておいて。

確かに1万円以下ですと、行けば、まあうっかりミスが多いと思うんですが、そういうことも踏まえまして、要は、これからの強化をします。だから、今までも、金額が小さいからというような形で、ずっと滞納になって、そういうのも事例がございますので、今後も強化をする意味があるということで、逆に1円からということで、そういう形でやらせていただきました。

○委員長【室伏友三君】 よろしいですね。あくまでも資料として出してあるということです。

他にございますか。松野委員。

○15番【松野 満君】 せっかく、議会にこういう特別委員会ができたんで、実際に法律上、議員がどこまでのあれができるのか、そして、せっかく9月の議会で特別委員会をつくったお陰で、少しは納税者も滞納を払ってくれるようになったとか、そういう実例とかそういうのは、今のところ無いのか、ちょっとその辺をお聞きしたい。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 ご質問の趣旨が、ちょっと分かりかねるところがありますが、議会の方が滞納整理に参加なさるという意味ですか。

○15番【松野 満君】 だから、どういうアドバイスができるのか。我々、法律上だめならだめなんだから。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 もちろん、おっしゃるとおりで、徴税吏員の資格を持っていなければ、役場の職員といえども、滞納整理をすることは、法的に認められておりません。

議会側からの協力ということになりますと、私の思い付く限りですけども、やはりこういった場をお借り

し、資料を提出させていただく中で、我々の滞納整理に関して、ヒントになるようなものがあれば、ご教示いただければ、それが直接的ではないにしても、間接的にも、我々の滞納整理を進めていく上での力になると思いますので、その辺はご協力をお願いしたいと思っております。

○委員長【室伏友三君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 先ほどのアドバイザーの件とちょっと重複しますが、まだその会社と細かな打合せをしておりませんが、担当者との打合せの中では、そのアドバイザーを導入することによって、相当の、町に苦情等が来るということで、その苦情に対応できるかどうかということも、その会社の方が心配されております。

ですから、逆にそれは、裏を返すと、各議員さんの知っている方が、議員さんをお願いに来る可能性もありますので、またそのときは、ともどもよろしくお願いしたいというようなことで。必ず、相談に来ると思います。

まだ実際に、徴収の職員とは、細かな打合せをしておりませんが、逆に職員が付いてこられるかどうかというのがあるということで、それらにつきましては、また部内の打合せで、はっきりした形のものを、今後の対応を考えていきたいというようなことも思っておりますので、その点を踏まえまして、これからのことをお願いしたいと思います。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 ちょっとお聞きしますが、収納率で、神奈川県で確か33番目とか何か言われていたような気がするんですけども、事業仕分けで、蓮舫さんが言ったような気がするんだけど、上の自治体と、湯河原は収納の仕方が違うんですか。例えば、市は別にして、町村の方でもいいんですけど、町村のトップと湯河原が下位だとすると、同じようなことをしていて、こういう差、要するに、同じようなことをしているわけですか。他の自治体は、収納率がいいところは、何か違うことをやっているんですかね。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 基本的には、滞納整理の手法は、それほど市町村によって変わるものではないと思います。「滞納整理に王道なし」という言葉がございます。地道な財産調査、あるいは滞納者の住民票・戸籍票、そういったものをコツコツコツ調べながら、財産を見つけて、どうしても納税していただけない方には差押えをして、それでも納税していただけない方には、それを処分して、税に充てるという、基本となるべきものは、共通しているものだと考えております。

○委員長【室伏友三君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 土屋委員のご質問の趣旨は、現年分の滞納率についてだと思うんですけど、これ、どこまで他の情報を持っているかわかりませんが、私は、あくまでこれは、推測ですけども、たぶん2市8町の中を見ても、町県民税の特別徴収、事業者側があらかじめ給料から天引きをしてという、恐らくその件数は、湯河原は、少ないのかなと考えられます。その事業所が滞納してしまえば、滞納になるわけですけど、恐らく地域性としては、いろいろな事業所がある中で、どちらかというと、中小零細企業の件数が多い。

したがって、国税については、恐らく源泉を事業者側が預かるとは思いますけど、町県民税までの特別徴収というのが、あまり、湯河原で多いとなると、例えば、旅館さん1つとっても、特別徴収しているかという、結果的には、働いている方がご自分で町県民税を納税するという状況もありますので、必ずしもそれが全てとは言いきれませんが、やはり上郡の方の、いわゆる現年分の徴収率が高いところについては、恐らく特別徴収というものがあるのかなと、こんな状況も1つ考えられると思っております。

○委員長【室伏友三君】 土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 観光地の宿命みたいなものもあるし、それは重々わかっているんですよ。収納率も、先ほどの数字を見ると、結構いい部分もあるので、先進事例も勉強しながら、県のアドバイザーの人にも教わりながら、そういうことをやってもらいたいと思っております。

ただ1点、この資料を見ると、結構、個人的に知っている人がいるんですけど、そういう情報っていうものは、たとえば収納の方の人に、私たちは言えるんですかね。

たとえば、「音信不通」とかって書いてあるじゃないですか、分からないとかって。ただ、働いているところは知っている場合があるわけです。そういう場合は、言っちゃいけないのかな。その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長【室伏友三君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 そのための、今回、秘密会をさせていただいたものですから、逆にそれが、その方がもしこの中に、不明者がこういうところにいますよということは、要は、同じ秘密会同士の間柄ですから、直接、例えば室長だったら室長の方に言っていただければ、行政側が調査しますので、それでそこに伺うというような形になります。そういった情報は、ぜひともお願いします。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 町側から、何かございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 それでは、委員会も秘密会も、これで全て終了したということで、大変お疲れ様でした。これにて、町税等徴収対策強化特別委員会を閉会いたします。

2012-02-29：平成24年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年 2月29日（水）

午前10時00分

閉 会 午前11時 3分

出 席 者 議 員 9名

出席委員	委員長	室 伏 友 三	副委員長	杉 本 光 明
	委 員	露 木 寿 雄	委 員	長谷川 俊 子
	委 員	丸 山 孝 夫	委 員	小 澤 眞 司
	委 員	土 屋 誠 一	委 員	松 野 満
	議 長	室 伏 重 孝		

欠 席 委 員 な し

傍 聴 議 員 1 番 山本俊明議員、5 番 佐藤 恵議員、7 番 高橋延幸議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作 総務部長：北村 満

総務部行政課題担当部長：高橋 正 福祉部長：鈴木誠二

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

（秘書広報室）室長：松野善一

（徴収対策室）室長：朝倉礼彦 副室長：須藤裕明 主幹：梨子本隆志

副主幹：高橋資次、二宮 淳、二見祐輔、常盤茂樹

（税 務 課）課長：佐藤吉弘

（福 祉 課）課長：菅沼浩行

（介 護 課）課長：富岡 清

（住 民 課）課長：力石浩一 主幹：新磯一寿

（水 道 課）課長：小澤宣昭

（温 泉 課）課長：力石 剛 主幹：常盤恭由

（下水道課） 課長：鈴木祥雄

書記： 議会事務局長 高橋茂雄 議会事務局主幹 開沼 靖

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年2月29日（水）午前10時00分

○委員長【室伏友三君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員の報告をいたします。傍聴議員は、山本俊明議員、佐藤 恵議員、高橋延幸議員、3名であります。

それでは、町長からご挨拶をお願いします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、おはようございます。

湯河原町では珍しい雪の日に、本、町税等徴収対策強化特別委員会の開催、正・副委員長はじめ、委員各位には、ご出席ありがとうございます。

昨日、予算審査特別委員会の結果が出ました。本会議での議決もまだ残されている中ではございますけども、この町税の対策強化につきましては、次年度には、アドバイザーの力を借りながらという部分の中で、今後税の公平性、また料金の妥当性を確保するために、しっかり取り組まなければいけないという、こんな思いでございますが、現状をまずはご報告させていただき、不納欠損等につきましても、状況をお伝えさせていただく中で、判断を進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【室伏友三君】 次に議長から、ご挨拶をお願いします。

○議長【室伏重孝君】 皆さん、おはようございます。

寒い日が続いております。また今日は、町長も今、申しましたけど、雪の中という形の中で、大変またお忙しい中を、委員長はじめ委員の皆様方には、委員会に出席していただきまして、ありがとうございます。

今日につきましては、第3回目となる委員会でございますけども、1月の徴収状況について、また不納欠損が主な内容でないかと思しますので、よろしくご審議のほどお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

○委員長【室伏友三君】 ありがとうございます。

本委員会は、本日で本年度最終になろうかと思えます。委員の皆様方におきましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入る前にお願いいたしますが、ぜひ、会議が円滑かつスムーズに進行できますよう、委員の皆様方のご協力をお願いいたしますと同時に、同じような内容の質問・意見は控えていただき、返答される行政側の皆様も、的確かつ明瞭・簡潔にお願いいたしまして、答弁の際は、所属と名前をはっきり述べていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入らせていただきます。

案件（1）平成23年度1月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 1 説明）

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、委員の方、ご意見・ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

（なし）

○委員長【室伏友三君】 次に、（2）平成23年度不納欠損について、須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 2 説明）

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、委員の方、ご意見・ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

露木委員。

○4番【露木寿雄君】 欠損の主な理由で、税が5年、料が2年経過で、53人となっていますが、これってというのは、普通、交渉していたり、継続交渉していたり、通知を出したりしていれば、これは少し過ぎても、

時効にはならないということを聞いたんですけども。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 時効の理由の主な例でございますが、まず、納税をしていただいていない方は財産調査をして、裁判所で差押えをする場合がございます。その財産調査により、差押えをした時点で、既に時効が発生していた部分がある場合がございます。そちらの部分は差押えができませんので、その部分は、徴収権がないということで、不納欠損するしかないというような形のはございます。

また、租税債権の回収が不可能という判断をいたしまして、滞納処分執行停止を、法に基づいてかけることがございますが、法によりますと、執行停止をかけてから、例えば生活困窮ですとか財産なし、どこかに転居先不明ですとか、いろいろ理由がありますけれども、それが継続して、3年経過しますと、不納欠損ということになりまして、租税債権が消滅しますけれども、その3年を経過する前に、時効の方が早くやってきてしまう、例えば、国民健康保険などは、時効が2年でございますので、3年を経過する前に、時効の方が早くやってきてしまう場合がございます。そういった場合には、やむを得ず、不納欠損をする場合がございます。

また、住民登録がない方が、転出等で居所不明になってしまいまして、その実態とか財産の確認できないまま、時効を迎えてしまって、やむを得ず不納欠損をするというような理由がございます。

このような理由がございますが、以上のような形で、不納欠損せざるを得ないということでございます。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 今、申し上げましたのは、あくまでも一例でございますが、私どもの反省点でございますが、もっと早く財産調査に着手をいたしまして、早期に時効を成立させないような努力をもっと早くしていれば、不納欠損額の方も、少なくて済んだという反省点がございます。

ですから、24年度の取組ですけれども、1つには早期着手、なるべく早く滞納者と折衝、これは、電話催告も含めまして、滞納者の家に訪問する場合もございます。そういったものを、なるべく早くすることによって、滞納額が膨らむ前に完納をしてもらおう。完納してもらえば、不納欠損というものは生じないわけでございますので、そういった努力をしていきたいと考えております。

○委員長【室伏友三君】 露木委員。

○4番【露木寿雄君】 そうすると、普通の方が、例えば料金が2年、3年経っても、時効にはならないんですよね。基本的に交渉して、分納だとかいろいろな形で行っている方が、2年経っちゃったら、時効になるんですか。ならないんですよね。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 今、露木委員がおっしゃったご質問の内容なんですけれども、通常は、滞納者に対しましては、催告なり何なりしてまして、分納してくださいとかってよくあるんですけれども、誓約書をですね、誓約書を提出することによって、時効をいったん中断させまして、最後までいただきますよという形になります。

今度は、一番最初の質問の内容なんですけれども、この5年経過、2年経過というのがございますけれども、この53人というのは、一応分納誓約とか、そういうものがとれないで、時効になってしまったものが53人いるということでございます。よろしいでしょうか。

○4番【露木寿雄君】 分かりました。

○委員長【室伏友三君】 他にどなたか。長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 確認をしたいんですけども、国保のように、料の場合には2年ですよね。たびたび議会でも、料を税に変えたらどうかというふうな意見が出ておりますけれども、それを税にしない理由、できない理由というか、その辺をもう一度お聞かせください。

○委員長【室伏友三君】 力石住民課長。

○住民課長【力石浩一君】 お答えします。

議会の一般質問の中でも取り上げられたことがあります。33市町村でございますけれども、税の割合が町村部に多いのですが、保険料というような状況もございます。

また、国保の広域化というものも見据えた上で、今、現状を維持しているような状況でございます。

○委員長【室伏友三君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 ちょっとよく分からないんですけども。他の地域がどうのこうのは結構です。町の状況をお願いしますと言っているんですけど。

○委員長【室伏友三君】 力石住民課長。

○住民課長【力石浩一君】 歴史的な背景もございますが、もともとは、国民健康保険料というところから発足、国民健康保険制度という、料の段階で発足したものでございまして、いろいろなシステム改修ですとか、そういった諸々の経費とかが、かかるような状況がございます。

そのような中で、うちの町の方針としましては、昔から料を用いているというような状況でございます。

○委員長【室伏友三君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 システム改修のときにはお金がかかるかも知れませんが、こういうふうにな納欠損になってしまわないような方法っていうのは、税の方がいいんじゃないかっていう、単純な考えから申してはみえませんが、もうちょっと、料を税にしない理由というのを、明確にしてほしいなと思うんですけども、そういうあれですか、ちょっと他の方の答弁でお願いしたいと思いますけれども、その辺を明確にお願いします。

○委員長【室伏友三君】 北村総務部長。

○総務部長【北村 満君】 過去に、私が部長をやっているときに、そのような一般質問がございまして、そのような中で、先ほどシステム改修という話がありましたが、例えば、今、共同電算化をしております。そういう中で、税の方が主流だよということになれば、湯河原町としても、いずれは移行しなければならないかも知れません。

ただし、国民健康保険は、先ほど住民課長が言ったように、もともとは、料でやりなさいというのが主旨です。これは、国民健康保険法でも。それを、住民税のデータを使った税方式で計算することができるというふうになっていて、それを分けるのは、委員がご指摘のように、時効の問題もあるかも知れません。

ですから、今後は、町村共同システムの動きなどを見る、又は先ほど住民課長が言ったように、国保も、県レベルでの広域化という話も、まだ消えてはおりません。そのような中で、どういう扱いになるかというのを見ながら、もし、税の方に移行するようでしたら移行、広域でやるのが料だと言え、料でやらざるを得ないのかなという気がします。

○委員長【室伏友三君】 よろしいですか。

○6番【長谷川俊子君】 はい、結構です。検討をお願いします。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 2年か2年半前に、やっぱり税にすべきだという意見が出た。あるいは、滞納の問題、それから不納欠損の問題で質問があったときに、その当時の課長は、やっぱりいろいろな問題があるけれども、要するに不納欠損をさせないために、納税課としては、いろいろ対策を打っている。

ですから、国民健康保険料にしても、その前に請求したり、あるいは継続させて、不納欠損にならないような対策を打つという答弁をしているんですよ。その議事録があれば、再度確認したいんですけども。それを見てどうのこうのじゃないですよ。やっぱり、そういう答弁をしているときに、8,800万円というこの不納欠損、現時点の2月末の段階でこの金額ですけども、実際には、前年、2、3年の不納欠損の金額は、どういうふうに、今、推移していたのか、それを教えてくださいませんか。期末でも結構ですし、2月末でも結構ですから。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 昨年度、22年度のときの金額なんですけど、全体で言いますと、全ての科目を合わせまして、2億4,000万円ほどでございます。正確に言いますと、2億4,157万3,075円という金額でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 ということは、不納欠損金額は、年々下がってるんですか。その辺の確認を教えてください。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 年々下がっているということでもございまして、その年その年ごとに精査をいたしまして、ご承知のように、平成22年7月1日に徴収対策室ができました。そして、担当科目は増えましたけれども、14人という人員をいただきました。その中で、やはり不納欠損をするに對しましては、1人1人の対象、滞納者の実態等を調査して、その人間はもう不納欠損せざるを得ないというものを、きちんと調べる前提がございます。14人の人員をいただきましたので、対象者の方の洗い出しの方を、14人の中で、事細かに対象者を洗い出して、調査をすることができましたので、本年度の予定額と比べまして、ずいぶん多くの不納欠損をさせていただきましたが、21年度につきましては、このような昨年度の2億4,000万円というほどではなくて、逆に言いますと、それより低い金額の不納欠損をさせていただいております。

ですから、逆に言いますと、22年度に徴収対策室ができた関係で、細かいところまで精査をすることができて、金額、2億4,000万円という大きな金額の不納欠損をさせていただいたという経緯がございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 基本的には、まずは単年度ごとの不納欠損を、せめて3年出してくださいよ、不納欠損の実態をね。

それともう1つは、今の答弁でいくと、徴収対策室ができたから、増えたんだという、これはちょっとね、発言としてはおかしいんじゃないんですか。逆に、不納欠損が21年度以前に、不正解な不納欠損だったということですよ、裏返してみれば。違いますか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 不正解だというようなご発言がございましたけれども、確かに21年度以前に、不納欠損として処理すべきものであったものが、処理できていなかったという部分は、反省点はございます。それは、今後も精査をいたしまして、徴収が不可能だと判断されるものに関しましては、法に基づいて、確実に不納欠損処理をしていきたいと考えております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、2年前の課長の答弁は何なんですか。要するに、不納欠損を少なくしようとする前提で、答弁があったんじゃないんですか。不納欠損を少なくしよう。そのために、こういうことをやっているんですよという答弁でしょう。違いますか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 不納欠損の中にも、財産なし、生活困窮、あるいは居所不明という、そういった理由で執行停止をかけて、法に基づいて、本来は、不納欠損をしなければなりません。

我々が反省しなければならないのは、時効ですね。時効を成立させてしまって、それによって不納欠損をしてしまったというものは、今後とも、極力防がなければならないという反省点はございますが、法に基づく財産なし、生活困窮、あるいは居所不明という、執行停止をかけて3年を経過して、租税債権がなくなるということは、法に基づいたものでございますので、こちらの方は法を遵守しながら、不納欠損処理をしていきたいと考えております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、この欠損の主な理由の中は、法律的にはっきりしているということですけども、税5年経過、料2年経過53名というのは、これは、対策を具体的にどのようにした結果、こういう53人になっちゃったんですか。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 時効をですね、今後成立させない、この53人の時効を成立させない、今後の方策としてなんですけども、そのようなお答えでよろしいでしょうか。

○13番【小澤眞司君】 はい、結構です。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 まず1つは、先ほど申し上げました、滞納者との早期の折衝でございます。早期の折衝、臨戸訪問・電話催告等ございますが、滞納額が多くなる前に完納させることにより、時効の成立を防ぐと。

もう1つは、納税意識のない滞納者については、早期に財産調査をした上で、差押えをしまして、速やかに時効を中断させるような努力をいたします。

もう1つは、分納の希望者がいた場合には、今でも分納誓約書を取っておりますが、分納誓約書を取りますと、時効が中断いたします。その分納誓約書を取った場合には、今、徴収対策室でも課内で協議をしておるんですが、担当者だけがその情報を持つのではなく、滞納システムの備考欄に、「いついつ、こういった形で納税誓約をもらって、その時効がいつ到来してしまう」というようなことを、詳しく書くことによって、職員全員がその情報を共有することによって、時効の成立を防ぐと。

また、納税誓約をもらっても、その次の日からまた、時効が進行してしまうわけですから、定期的に分納を守っている方には、定期的に納税誓約書を再提出していただくというような形、そのようなことを考えております。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 42名の町外転居先不明という方がいらっしゃいますけども、これは納税の担当もそうですけども、転居した先を、やっぱり明確に把握する対策というのは、どういうふうにやられているんですか。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 ご質問にお答えいたします。

町外転居先不明という者に対する対応ですけれども、その市町村に対しまして、実態調査というものを、例えば小田原なら、小田原市役所の方に、いろいろな項目につきまして、現在どういう状況ですかという調査をかけます。

その結果、小田原市内にいても、小田原市でも、転居先不明とかいう返事が返ってきます。いろいろな市町村に出しているんですけども。それに基づいて、これ以上調査が不可能ですよということで、うちが判断しましたのが、42名いたということでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 そうすると、生活困窮者、これは41名になっていますが、どういう生活困窮者か分かりませんけども、生活保護をもらっていても、税金、あるいは料は取れるわけですよね。そういう対策は、実際に今、生活保護をもらっているのも別にしても、そういう対策の上に立った納税ということは可能ですよね。そういう対策までしているんですか。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 生活困窮者からの料の徴収につきまして、水道料金ですとか、高齢者がほぼ多いので、介護保険料がかかっております。これは、生活保護の支給日に担当者が徴収している状態で、分納で引き続き終わらせないように、徴収はしている状態でございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 生活保護者も湯河原は今、私が知っている数字は、550名という、それ以上増えているかどうか分かりませんけども、そういうのにもやっぱり対象者、不納欠損というか、滞納の対象者はいらっしゃるんですか。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 現在、この生活困窮者41名の中に、生活保護を受けながら滞納をしている方はございます。

生活困窮41人出ておりますけども、生活困窮者のうち、この中に生活保護受給者は、入っております。

○13番【小澤眞司君】 困窮者から取っているわけじゃないでしょう。この41人は。ちゃんと答弁してください。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 申し訳ございません。先ほど失言がございまして、申し訳ございません。

生活困窮が、著しく困窮しているという理由で、今回、生活もぎりぎり精一杯の方を、税金の方には回らないという方が41人おりましたので、この方々を欠損としたいということで、載せさせていただきました。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 冷たい話で恐縮ですけどね、ということは、41名は、生活困窮がなくなっていけば、滞納分については、町としては、納めてもらうという方向の人たちも何人か、そういう人たちが何人か分かりませんが、可能性はあるというふうに判断していいんですか。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 そのとおりでございます。

○委員長【室伏友三君】 暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時35分

○委員長【室伏友三君】 休憩中の委員会を再開いたします。

須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 先ほどの生活困窮者の欠損の件ですけれども、この方々につきましては、生活困窮が続いておりまして、うちの方でも徴収ができないまま、時効が到来してしまいまして、その分を欠損にいたしたいということで、その取り切れなかった人たちが41名ございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 だから、町としては、時効ができないような対策をしているわけでしょう。違うんですか。

（松野委員：「時効できないようにしているんだけど、やっぱり払わないで、それが41名」

○13番【小澤眞司君】 それは、41名はいいですよ。だけれども、実際には、時効をさせないような方法で納税してもらうというのが・・・。

（松野委員：「それができれば、みんな苦労しないですよ」）

○13番【小澤眞司君】 それは苦労しないよ。それは、当たり前の話だよ。

だから、その辺を8,800万円ほど、この2月末で出るということ自体が、滞納総額が16億もある、やっぱり5%が不納欠損になるということは、これは、非常に大きな金額だと思うんですね。

だからその辺を、時効せざるを得ないという背景と、それから納税課として、どういうふうにして不納欠損にさせない。ちゃんと税金をもらうということを、もう少し真面目にやってもらいたいと思ってるんですね。

町税だけでも3,400万円あるわけですよ、不納欠損がね。だから、特に固定資産が2,200万円という、これなんか非常に金額的に大きいわけなんで・・・。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員、簡潔・明瞭をお願いします。

○13番【小澤眞司君】 分かりました。

だから、そういう意味で、町として、基本的に不納欠損をどの程度の金額まで、あるいは比率をどの程度までするのかということと、もう1点は、翌年度の対策をどういうふうにしていくのか、その辺をもう少し鮮明にしていきたいなと、こう思ってるんですね。

ですから、滞納総額が16億円もある。これをどういうふうにして徴収するかということとを、もう少し、ただ単に、この滞納繰越分のリストがどうのこうのではなくて、そういうもう少し長い目で見た方針をどうするのか。ですから、聞けば、県下では、非常に高い、一番高い町だということを自覚した上で、不納欠損及び滞納対策をしていただきたいと思っているんですね。

要望でいいです。

○委員長【室伏友三君】 要望でよろしいですね。

他にございますか。松野委員。

○15番【松野 満君】 この委員会が議会でできたから、この不納欠損のこういう結果が実際に出せるんですよ。そのために、今、小澤委員が言っているとおり、まだいろいろあるから、これ以降、不納欠損を出さな

いようにするには、職員はじめ我々議員も、どこかで手助けできるようなことがないかと。

前々から、私は言っているんだけど、それが個人情報保護法とか、そういうのがあって、なかなか、我々もイライラしているわけ。こういうのを見せてもらっても、1, 000円、2, 000円の人たちが、本当にここで不納欠損かってなったりしていることが多いじゃないですか。

だから、どういう形の中で、これから不納欠損をなくしていくには、これ多くなればなるほど、している人間がしゃべるんですよ。それで、湯河原の人間、結構平気で滞納したり、そういうしている人間が多くなっちゃうことが一番困るんですよ。そこをどうやってこれから、みんなで知恵を出し合って、なくして、納税者を増やすことが、やはりこの委員会を作った意味なんで、その辺をぜひ、正直に・・・。

これ現場は大変だと思います。本当に。そういうような、事実、そんなことはだめだと我々が言っても、払わない人間が多くなっているんで、その辺を皆さんこれから、収納する人たちは、やっぱり自分たちの苦労話を、私なんかはしてもらいたいわけです。そうすれば、それに乗じて、少しは手助けができるんじゃないかなってというのが、我々の気持ちなんでね、それを要望しておきます。要望です。

○委員長【室伏友三君】 他にございますか。土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 大変な課で、大変だと思いますけど、まずこの税の徴収で、例えばいろんな科目があるんですけど、例えば同じように徴収はしているんですか。徴収の仕方っていうのは、以前より変わってきちゃったりしてるのかなっていうことが、まず1つ、それを聞きたいんですけど。どういう仕方をしているのか。

ただ督促だけ出すのとか、歩いているのとか、あるじゃないですか。そういう、ちょっと科目によって違うと思うんですよ。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 ご確認させていただきたいんですが、複数の科目の滞納者がいた場合に、どのような形で徴収しているかということによろしいですか。

○14番【土屋誠一君】 はい、徴収の仕方です。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 まずは、例えば固定資産税と国民健康保険料の滞納をしている方がいらっしゃいまして、その担当者が自宅に訪問して徴収する場合、また、毎月来庁してきていただく場合もございます。

そのときにまずは、滞納者が固定資産税を払いたいと言っているのに、いや国民健康保険の徴収率があまり良くないので、できれば納付をいただきたいという気持ちがこちらにあったとしても、やはり納税者の意思を優先するというのが基本でございます。

ただ、納税者の中には、振り分けの方は、今日10万円持ってきたので、固定資産税に何万円、国民健康保険料に何万円という振り分けは、そちらに任せますという方もいらっしゃいます。ケース・バイ・ケースでございますけども、私も毎月毎月、こういった収納状況を出しておりますので、ちょっと収納率が弱いところには、納税者と交渉しまして、今回は、国民健康保険料の方に多く入れていただけませんか、というようなお願いをして、いつもとは違う比率で入れていただくこともございます。

○委員長【室伏友三君】 土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 納税者が来てくれるのが、一番ベターなんですけど、督促状を出しても来ないと。例えばそういう場合、ただ私が危惧するのは、このぐらいの自治体で、14名のスタッフで、24時間体制とは言わないんですけど、午後から行ったり、夜行ったりするのが、14名で大丈夫なのか。まあ人数が多ければ収納率が上がるということではないと思うんだけど、24年度で徴収アドバイザーの人件費も付けてるんですけど、他の自治体と違わなく、同じように例えばやっていて、収納率が低いのか。収納率の高い自治体というのは、何か違うことをやっているのか。収納の人数がすごくいるのか。極論を言うと、民間ってあり得ないんだけど、民間なんかに委託しちゃっているのか。

例えばですよ、水道を止めると、すぐ困って水道料金を払うとか、即水道を止めて、水道料金をもらいにいくとか、何か違うことをやっているから、収納率が上がっていると思っているんですよ、考え方が。

だから、今14名で大変なのか。徴収アドバイザーが来て、その辺のイロハを聞いて、今度は、すごく収納

率が上がるのか、ちょっとその辺、漠然とした質問なんだけど、どうなんですか。言いにくいと思うんだけど、今14名で、今どういう時間帯を割り振りしているんですか。同じ8時半に来て5時に帰るんじゃないくて、12時に来て9時に帰るとか、何かいろいろあるんでしょう。どういうことなんですか。その辺ちょっと教えてもらいたいんだけど。収納率を上げるためには。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 1点目の、14名で足りるのかというようなご質問なんですけど、確かに湯河原町のように、税以外に、税を含めて8科目ですね。1つの課、湯河原町の場合は「室」でございますが、そこで滞納整理を一括して引き受けている市町村というのは、恐らく神奈川県の中ではないと、実際ありません。

少なくとも、税務課の中で滞納整理をやっている者が、国民健康保険税ですとか、そういった、税と国民健康保険税ぐらいに限られていると思います。

あと真鶴町では、うちの徴収対策室みたいな、対策室と同じようなところできましたけれども、それでも、これだけの保育園保育料までを、一手に引き受けていくようなところはないと思います。

14人と人数をいただいているわけですから、他の課に比べましても、多人数でございますので、この人数で恵まれているという判断をいたしております。

あとフレックスタイム、要するに時差で夜間滞納、今、夜間滞納電話催告もやっておりますので、夜間滞納電話催告に当たっている者は、時差出勤で、時間をずらして出勤する対応をとらせていただいております。

○委員長【室伏友三君】 土屋委員。

○14番【土屋誠一君】 なぜ聞くかと言うと、先ほど他の委員さんの答弁の中で、時効のこととか、ちょっと人的ミスとかっていうんじゃないんだけど、ちょっと水道料金とかいろいろな部分で、生活困窮のこともそうなんだけど、ちょっと手が回らないというのかな、そういうふうには私は考えたので、できれば、大変なこと、徴収というのは、他のやっぱり不公平さを感じてはいけけないので、人数が少し増えれば収納率が上がるなら、14名が18名にして上がるなら、私は、その方がいいと思ってるんですよ。

また、徴収アドバイザーさんが来てくれるのは、すごく期待しているわけですよ。ですから、必ず数字に収納率が出ちゃうんだから、私なんかは単純だから、人数をこの倍にすれば、収納率はうんと上がると思っちゃってるわけですよ。

ですから、その辺はやっぱり、これはもう取らなきゃいけないことなので、ぜひ、人数が増えれば収納率が上がるなら、ぜひ行政側にそうしてもらいたいし、徴収アドバイザーにも期待しておりますので、大変なお仕事だと思いますけど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長【室伏友三君】 長谷川委員。

○6番【長谷川俊子君】 本当に徴収の方たちが、いろいろとご苦労されていると思います。

1つ私聞きたいのは、14人のうちの中に、女性の職員もいらっしゃいますよね。やっぱり、真面目な滞納者とか、ちょっと語弊がありますが、真面目な滞納者、不真面目な滞納者という、そういうランクがあると思うんですけども、やはりその滞納者の考え方を変えていただくように話をもっていかなきゃならないわけですよ。そうすると、やっぱりきめ細やかな、その人の生活の中身なども、よく聞いた上でいい方法というのはアドバイスしたり、そのやり方っていうものを提示するわけですけども、やはりこの間のテレビじゃないですけども、水道が止められて、ガスも止められて、3人が餓死をしていたというような、ああいう痛ましいあれを見ますとね、まあこれは私たち、徴収がんばってくださいという話の中で、逆になるかと思いますが、ああいうようなことが起こってはいけけないわけで、やっぱりそこには、人間味のある徴収ということが必要になってくると思うんで、要望としては、やはりきめ細やかな、まあ今度は、アドバイザーの方も来られますので、その辺の徴収方法というのが変わってくると思いますが、その辺本当に、人間味のある徴収の仕方を、厳しい中にもしていただきたいということを要望しておきます。

○委員長【室伏友三君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 まだ、議論が尽くされたとは思っておりませんが、先ほど来、いろいろな委員さんからのご質問等々で、実務は、担当の方がお答えをさせていただいたわけでございますけど、もう少し、人数も増やせという、こういったこともあろうかと思えます。

まずは、冒頭のご挨拶で申し上げましたように、予算が通ってからの話ではございますけれども、徴収アドバイザーという、そういった外部の力を、活用したいという考え方がまず1点。

もう1つ、この対策室を創って、情報の一元化ができたということが、まず1つあろうかと思えます。これが全て、徴収が上がってないので、一元化したから、じゃあどうなんだということにつきまして、なかなか明快な答弁もできない状況でございますが、一元管理ができたということは、この後そういった中で、先ほど来、厳しい徴収と、そしてやはり財産のある方には、差押え等々もあるわけですが、現実的に今、財産がない方においては、そういったことで時効を止める手段もないという、こういう状況もありますけども、なるべく考え方としては、時効を止めて、優良な税の納税者の方々に対しても、姿勢としては、きちっと示さなければいけないという思いで、担当等々も、その辺をもう少し自信を持ってやりなさいということもたびたび声をかけているわけでございます。

主観的なものを申し上げてはいけない立場ではございますけども、やはり、なかなか過去に、差押えというものに対して、町そのものの姿勢は、比較感で申し上げれば、今より恐らく、そういったものを良しとしなかったのか、やはり性善説に立って、物事を進めてきたのかという、こういった状況もあろうかと思えます。この辺は、やはり厳しくやるとなると、やっていく中で、いろいろな反響もあろうかと思えます。ぜひともまたそういった部分の中で、議員の皆様方に、町の事情もご理解いただく中で、援護射撃というんでしょうか、そういったこともお願いができればと思っておりますけども、いずれにいたしましても、やはりしっかりとした形で、税の公平性、料金の妥当性を欠かないような形の税・料金の徴収というのは、1つ重要かと思えます。

なかなか、町税につきましても、町民税につきましても、個人町民税でございますけど、湯河原の場合、これは、言い訳ではないんですが、事業所があるわけですが、事業所と言っても大きな事業所が少なく、恐らくそういったところでも特別徴収、まあ源泉、国税については、特別徴収をされていると思うんですけど、町県民税についての特別徴収というケースが、恐らく他の市・町よりは少ないという状況もあろうかと思えます。例えば、ある家族中心でやっている企業が、一方で、家族に給料を出して、法人の決算を進め、一方では個人の形で給料を取って、そこで町民税が払われていないなんていうケースも、これはケースとしてあります。

そういった部分で、そういう部分をどのようにきちっと納税をしていただくかということも、いろいろな打合せの中で、しっかりやれ、ということでやっております。ただ、数字がやはり全てでございますので、こういった部分を含めまして、これから更にしっかりとした、毅然とした態度で徴収を進めていく、また、個別の対応を進めていく事を、更に進めていきたいというふうに思いますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 1点だけ教えてもらいたいんですけど、滞納の初期段階で、納税課としては、他の課もそうでしょうけども、具体的にどういう対応をして、例えば3月分が未納ですよとか、4月分は未納ですよとかいうことの初期段階は、どういう対策をしているんですか。その辺をその1点だけ、ちょっと教えてください。その辺がよく分からないから。

○委員長【室伏友三君】 朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 初期段階では、当然ながら、法に基づいた督促状を送付いたします。

それとは別に、法には基づいておりませんが、催告書というものを、年に3回から4回に分けて送付いたしております。

○13番【小澤眞司君】 ありがとうございます。

○委員長【室伏友三君】 次に、(3)平成23年度滞納繰越分滞納者について、須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 (資料説明)

○委員長【室伏友三君】 説明が終わりましたが、いかがでしょうか。ご意見・質問がありましたら。
露木委員。

○4番【露木寿雄君】 これ通し番号によって、前の資料がないから分からないんですけど、あるところで合計が減っている、当然払った方は。徴収した方ね。この前の資料から、これが減っているのは、全て支払っているものと考えていいですか。

それとも、先ほど来出ているように、時効だとか一部不納欠損、そういうのは含まれないのか、それだけ教えてください。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 金額が減っているものは、全て徴収した金額のみでございます。

○委員長【室伏友三君】 小澤委員。

○13番【小澤眞司君】 この番号ですけれども、初期にもらった資料と、番号は変わってないですね。

○委員長【室伏友三君】 須藤徴収対策室副室長。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 当初のものと番号自体は変わってございません。

○13番【小澤眞司君】 分かりました。

○委員長【室伏友三君】 松野委員。

○15番【松野 満君】 いままで、この資料を委員会ですべてあれしてもらったのは、名前も全部入っちゃっているものもあるから、全部資料を、今回で委員会が終わるんだから、全部回収した方がいいと思うんで。議員でなくなる人もいるし、いろいろな形の中で、やっぱり個人情報になっちゃうと困るから、いままでの委員会に出してきた資料を、委員長ね、みんなで集めちゃった方がいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長【室伏友三君】 どうでしょうか。今、松野委員からの提案ですが、そういうふうな方向でよろしいですか。

(了承)

○委員長【室伏友三君】 それはまた後で、いつ集約するかということについては・・・。

(「今日、やっちゃった方がいい」の声あり)

○委員長【室伏友三君】 今日やっちゃうと言いましても、いままでの分を・・・。

○15番【松野 満君】 うちへ持っていったらいいでしょう。だから、本会議前に持ってきて。

○委員長【室伏友三君】 じゃあ、今日でなくて、2日でいいですかね。

これは、名前が入っていませんが、これも取扱注意だと思うんですが、これも含めてですね。要するに、3つ揃えて出すということですね。

よろしいですか。

○13番【小澤眞司君】 いや、4つだよ、実質は。名前が入ってないのを最初に配ったから。

(「基本的には3つだよ」の声)

○委員長【室伏友三君】 何かございますか。朝倉徴収対策室長。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 先ほどの小澤委員のご質問の中で、過去3年間の不納欠損の金額というご質問で、私がお答えできなくて、申し訳ございませんでした。

至急調べましたので、今ゆっくり読み上げますが、よろしいでしょうか。

○13番【小澤眞司君】 はい。

○徴収対策室長【朝倉礼彦君】 まず20年度でございますが、1億1,335万3,267円でございます。こちらが平成20年度でございます。

続きまして、平成21年度、こちらが7,570万7,885円でございます。

昨年度、平成22年度が、2億4,048万7,625円でございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○13番【小澤眞司君】 はい、いいですよ。

○委員長【室伏友三君】 次に、4 その他ですが、行政側から、何かございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 委員の皆さん、何かございますか。

(なし)

○委員長【室伏友三君】 それでは、一応全部、滞りなく終わりました。

先ほど申しましたように、本年度最後の委員会であります。本当に行政側の皆さんは、本当にご努力、大変だと思います。ぜひ、こういう委員会が、また来年度も続くわけだと思いますが、行政側だけを責めることだけに終始することなく、ぜひ議会も、これには十分な協力が必要ではないかというふうに思います。

この委員会が、今後形骸化されることなく、有機的に、忌憚のない意見交換の場と議論の場となりますように、それをお願いいたしまして、この町税等徴収対策強化特別委員会の今年度の分を終了させていただきます。また来年度も、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

2012-05-28 : 平成24年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年5月28日(月)

午後1時30分

閉 会 午後2時34分

出席者 議員 8名

出席委員	委員長	小澤 眞 司	副委員長	露 木 寿 雄
	委員	室 伏 寿美夫	委員	山 本 俊 明
	委員	佐 藤 恵	委員	原 田 洋
	委員	土 屋 誠 一		
	議長	高 橋 延 幸		

欠席委員 なし

傍聴議員 3番 村瀬公大議員、4番 善本真人議員、6番 丸山孝夫議員
8番 室伏重孝議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者(企業部長)：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作

総務部長：高橋 正 福祉部長：北村 満

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

(秘書広報室) 室長：松野善一

(徴収対策室) 室長：力石浩一 副室長：須藤裕明

主幹：菊地敦子、川口かやみ、梨子本隆志、松崎和広

副主幹：高橋資次、二宮 淳、二見祐輔、飛田直哉、常盤茂樹

(地域政策課) 課長：柏木高史

(庶務課) 課長：長田 勲

(税務課) 課長：朝倉礼彦

(福祉課) 課長：菅沼浩行

(介護課) 課長：富岡 清

(住民課) 課長：佐藤吉弘

(環境課) 課長：内藤幸信

(土木課) 課長：菊地光男

(水道課) 課長：小澤宣昭

(温泉課) 課長：力石 剛

(下水道課) 副課長：小澤茂雄

書記： 議会事務局長 鈴木誠二 議会事務局副主幹 狩野博則

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年5月28日（月）午後1時30分

○委員長【小澤眞司君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員の報告をいたします。村瀬議員、善本議員、丸山議員、室伏重孝議員の4名でございます。一般傍聴については、今回はございません。

それでは、まず町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、こんにちは。

天候には恵まれておりますが、何かと皆様方におかれましてはお忙しい中を、本日、町税等徴収対策強化特別委員会の開催につきまして、正・副委員長をはじめ、委員各位にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

4月に新たな議会構成によって、またこの特別委員会も設置をされたわけですが、これまでも、総務文教・福祉常任委員会、また前の徴収対策に関する委員会等々で、現状をいろいろお伝えをさせていただき、またご意見を頂戴しているところでございますが、ここでまた改めて、新たな委員会、また委員の方々の交代もあったということでございますけども、町といたしましても、大変町税等の滞納状況というのは、深刻な状況にございますが、いろいろな手を尽くし、また議会の皆様方のご協力をいただく中で、少しでも改善に向けなければならない、こういった思いでございますので、ぜひともご協力、またご理解をいただく中で、行政側と一緒にまた物事を進めていっていただければ何よりかという、こんな思いもございます。

そんなことを、まず私の方からお伝えをさせていただきまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長【小澤眞司君】 ありがとうございます。

それでは続きまして、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【高橋延幸君】 こんにちは。

正・副委員長並びに委員各位におかれましては、本日、町税等徴収対策強化特別委員会の開会に当たり、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。審議も多々あるようでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長【小澤眞司君】 ありがとうございます。

それでは、具体的な進行を進めたいと思います。

本日の進行につきましては、まず、次第の3 案件の中の（1）平成23年度3月末町税等収納状況について、案件（2）特定滞納者に対する特別措置についての次に、4 報告（1）タイヤロックの執行についてを行い、最後に案件（3）平成24年度滞納繰越分滞納者についてを審議したいと考えております。

案件に入る前に、ぜひ会議が円滑にスムーズに行えますよう、皆様のご協力をお願いすると同時に、同じ内容の質問・意見はぜひ控えていただき、回答される内容は、行政側の皆さんも、的確かつ明瞭簡潔に、わかりやすくお願いしたいと思います。

また、答弁の際は、所属と氏名をはっきり述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは案件に入ります。（1）平成23年度3月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長からお願いします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 1 説明）

資料の説明は以上でございますが、今年度、徴収アドバイザー派遣事業を予算計上し、株式会社 全国地方税徴収実務機構から、1名アドバイザーとして、現在役場に来ていただいておりますので、その近況につい

て、ご報告させていただきます。

徴収アドバイザーの先生につきましては、元神奈川県税事務所長を経験され、長年にわたり、滞納整理に精通した方で、月2回の来庁により、4月から現在まで、65件の事案について指導いただいております。高額及び徴収困難な事案について、専門的な知識や手法による指導を受けております。

内容ですが、例えば、消費者金融から長期にわたって借入れしている、多重債務者である滞納者は、利息の過払金があるため、これを回収する手段を、本人に助言して取り立てる手法ですとか、または昨年度、平成23年度に不動産公売を行いました、結果として、応札一買い手がなかった事案に対して相談したところ、販売に向けた営業活動の必要性について、様々なアドバイスをいただきました。

今後も、滞納整理を行っていく中で、様々な方法をアドバイザーからご指導いただき、滞納額の圧縮に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長【小澤眞司君】 ありがとうございます。

それでは、今の報告についての委員の皆様からのご質問、まずお願いします。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、案件(2)に特定滞納者に対する特別措置について、須藤徴収対策室副室長からお願いします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 (資料No. 2 説明)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、特定滞納者に対する特別措置について、委員からのご質問、あるいはご意見がありましたらお願いします。

土屋委員。

○12番【土屋誠一君】 この特定滞納者審査委員会、そのメンバーはどういう構成なのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 委員長に副町長になっておりまして、副委員長に総務部長、あとは部長級以上の職員の方がメンバーになっております。

○委員長【小澤眞司君】 土屋委員。

○12番【土屋誠一君】 行政側の職員がしているということですね。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 そのとおりでございます。

○12番【土屋誠一君】 分かりました。いいです。

○委員長【小澤眞司君】 他にございませんか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、次の案件でございますが、先ほど申したように、案件(3)に入る前に、報告事項をやっていただきます。

4 報告(1) タイヤロックの執行について、力石徴収対策室長からお願いします。

○徴収対策室長【力石浩一君】 (資料No. 3 説明)

○委員長【小澤眞司君】 どうもありがとうございました。ご質問等はございますか。

山本委員。

○2番【山本俊明君】 今年からということで、予算審査のときに聞けばよかったのかと思いますが、何個ほど用意したのか伺っていいですか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 予算上では3台の計上をさせていただきましたが、単価がそれよりも安かったものですから、残が生じました。それで、もう1台買う余裕ができましたので、今現在4台を徴収対策室に保管しております。

○委員長【小澤眞司君】 山本委員。

○2番【山本俊明君】 恐らくそこに1台あって、今3台使っていると。だいぶ効果があると思うんですけど、これ結局、付いているのが見えますよね、一般の方から。そうすると、この人は滞納していますよというのが分かってしまうんじゃないかと。そういう部分もあって、効果もかなりあるのかなと思うんですけども、他の自治体で、こういうのを使用しているのかどうかというのは分かりますか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 お答えいたします。

神奈川県内の状況でございますけども、9市町村、一番近いところだと、箱根町、あと大井町、ただ箱根町は購入しただけで、執行はしていないということです。大井町が4件執行いたしました。

あと市域になりますと、大きいところはもう、既に導入されておりまして、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、三浦市、秦野市、座間市で導入をしております。

○委員長【小澤眞司君】 山本委員。

○2番【山本俊明君】 先ほども申しましたが、滞納しているというのが分かってしまう部分もあるかもしれませんが、それで税金をしっかりと納めていただく、やはりそれが大事なことだと思います。税の公平性というものがありますので、ぜひ有効的に使っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長【小澤眞司君】 他の委員の方はございませんか。原田委員。

○10番【原田 洋君】 軽自動車の対象になるわけですね。町の町税。それとも、普通自動車もやるわけね、ああ、そうですか。

だいたい滞納して、このことを実施するには、何月ってというのは、どのぐらいを目標にしているんですか、滞納してから。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 何月というよりも、執行する件数ということでよろしいですか。

月にだいたい、二、三件を執行予定しており、滞納額につきましては、誠意がない方、履行されない方、そういう方たちを対象に、執行したいと考えております。

○委員長【小澤眞司君】 原田委員。

○10番【原田 洋君】 それが例えば、何月遅れたらって言った方がいいのかね。滞納、要するに支払いが遅れたときに、何度か集金にも行くだろうけども、こういう執行に当たるのは、どのぐらいの月を目安にしてとか、それとも何回も催促したけど払わないとか、そういう何か制約があるの。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 今現在では、そのような規定はつくってございません。

ただし、職員と交渉、全然もう納付について、連絡も来ない、来庁もしないというような不誠実な方について、滞納額が大きい方を、主に財産調査をしまして、車、軽自動車、オートバイとかを持っている方について、執行したいと考えております。

○10番【原田 洋君】 分かりました。

○委員長【小澤眞司君】 他の委員の方、どうぞ。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 なければ、次に行きたいと思います。タイヤロックの執行について、これは終わります。

それでは、案件(3)平成24年度滞納繰越分滞納者について、滞納者に関する資料提出後、審議につきましては、滞納者の氏名、滞納金額の記載等の内容を勘案いたしますと、秘密会とすることが適切であると思います。

秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項のただし書の規定に基づいて、委員会の議決が必要になります。

それではお諮りいたします。

秘密会とすることについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。

よって、案件（３）の審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

ただいま、秘密会とすることに決定いたしましたので、湯河原町議会会議規則第９１条第２項の規定により、これから申し上げます方以外の退席を求めます。

町議会議員、町長、副町長、公営企業管理者、総務部長、福祉部長、徴収対策室の副主幹以上、税務課長、住民課長、福祉課長、介護課長、水道課長、温泉課長、下水道課副課長及び議会事務局職員以外の方の退席をお願いします。

(対象者以外 退席)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、次に秘密会の開会に当たり、２点ほどお伝えします。

１点目は、秘密の保持についてでございます。湯河原町議会会議規則第９２条第２項に、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」との規定がございます。このことに反した場合、議員におきましては、懲罰の対象となり、職員におきましては、地方公務員法に基づく罰則の適用を受けることになることをご承知置きください。

２点目は、議事録でございます。秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議の内容として、議事の記録をとりますが、湯河原町議会会議規則第９２条第１項の規定に基づき、公表はいたしません。

以上、委員長から申し上げます。

(秘密会 午後２時００分～午後２時３０分)

○委員長【小澤眞司君】 案件は、秘密会を含めて終了いたしました。

それでは、傍聴議員の資料の回収をお願いいたします。

(資料回収)

○委員長【小澤眞司君】 資料の回収が終わりましたので、秘密会を終わります。

それでは、委員会の再開をいたします。

５ その他ですけれども、委員の方から何かございますか。土屋委員。

○１２番【土屋誠一君】 この特別委員会は、毎月１回やるんですか。定期的にとか、秘密会も含めて、どうなんですか。

○委員長【小澤眞司君】 予定では、７月にやりたいと思います。具体的に日程を、まだ詰めておりませんけれども、そういう、私に対する要望がございます。

露木副町長。

○副町長【露木高信君】 ６月の定例会という話もあったんですが、ちょうど５月末が出納閉鎖で、２３年度分が６月中旬にはまとまりますので、もしできましたら、７月をお願いしたいなと思っております。

それとあとここで、案件（２）の特定滞納者に対する特別措置、これが５月３１日までが弁明書の提出の期限になっていますので、約４０件ぐらいあります。それも、名前と住所、今度出させていただくような形になりますので、７月も申し訳ございませんが、秘密会をお願いしたいなと、そんなことを思っております。

それから、１か月おきぐらいでお願いしたいなというような考え方を持っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長【小澤眞司君】 資料No. ２の特定滞納者に対する特別措置については、町の条例に規定するサービス等が使えなくなることですので、こういう措置について、次の委員会で具体的に対象者を確認していきたいと、こう思っております。

それでは、他にございますか。町側は何かございますか。室長はないですか。

○徴収対策室長【力石浩一君】 特にございません。

○委員長【小澤眞司君】 次は、まだ日程は決まっておりますけれども、７月に開催したいと思います。それでは、町税等徴収対策強化特別委員会を閉会いたします。

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。
Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

2012-11-06 : 平成24年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年11月6日(火)

午後1時30分

閉 会 午後3時50分

出席者 議員 8名

出席委員	委員長	小澤 眞 司	副委員長	露 木 寿 雄
	委員	室 伏 寿美夫	委員	山 本 俊 明
	委員	佐 藤 恵	委員	原 田 洋
	委員	土 屋 誠 一		
	議長	高 橋 延 幸		

欠席委員 なし

傍聴議員 3番 村瀬公大議員、4番 善本真人議員、6番 丸山孝夫議員
8番 室伏重孝議員、13番 松野 満議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者(企業部長)：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作

総務部長：高橋 正 福祉部長：北村 満

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

(秘書広報室) 室長：松野善一

(徴収対策室) 室長：力石浩一 副室長：須藤裕明

主幹：菊地敦子、川口かやみ、梨子本隆志

副主幹：高橋資次、二宮 淳、二見祐輔、飛田直哉、常盤茂樹

(税 務 課) 課長：朝倉礼彦

(財 政 課) 課長：平澤喜代司

(福 祉 課) 課長：菅沼浩行

(介 護 課) 課長：富岡 清

(住 民 課) 課長：佐藤吉弘

(水 道 課) 課長：小澤宣昭

(温 泉 課) 課長：力石 剛

(下水道課) 副課長：小澤茂雄

書記： 議会事務局長 鈴木誠二 議会事務局副主幹 狩野博則

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年11月6日（火）午後1時30分

○委員長【小澤眞司君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員は、村瀬議員、善本議員、丸山議員、室伏重孝議員、松野 満議員の5名でございます。報告いたします。一般傍聴は来ておりません。

それでは、町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、こんにちは。

大変天候の悪い中、かつ閉会中において、大変お忙しい中を、本日、町税等徴収対策強化特別委員会の開催、そしてご出席、正・副委員長はじめ委員各位、ご苦労様でございます。また、ありがとうございます。

本特別委員会の目的につきましては、徴収対策強化ということを、議会側にもご協力をいただくという、こういった観点から、この委員会の設置をいただけたというふうに理解をしているところでございます。

そういった中で、いろいろな取組みをしておりますけれども、本日案件等につきまして、また滞納処分等々につきましても、今後の考え方などをご説明をさせていただくわけでございます。

目的は同じというふうに思っておりますけれども、やはり議会のお立場からの建設的なご批判、またご意見等々をいただく中で、さらに徴収対策に努めてまいりたいという、こういった思いもございますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただく中で、委員会を進めていただきますことをお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長【小澤眞司君】 続きまして、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【高橋延幸君】 皆さん、こんにちは。

本委員会が開催されるに当たりまして、もう12月定例会の3週間前という、昨日は議運も済みました。その中、議員各位におかれましては、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ご審議のほど、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○委員長【小澤眞司君】 ありがとうございます。

それでは、案件に入らせていただきます。（1）平成24年度9月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長からお願いします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No.1 説明）

○委員長【小澤眞司君】 10月1日付けで、収納率が前年度に比べて上がってきているという報告でございますけれども、徴収対策室の皆さんの努力だと思います。

この資料No.1についてのご質問等はございますか。露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 いつもの表と変わらないと思うんですけど、調定額（B）とありますよね。これは例えば、町たばこ税なんかだと、予算に対して半額ぐらいで、収納率100%になっていますよね。

その他のところは、ひどいところだと25%とかあるけど、これは年間の、町たばこ税のこの1億1,300万というのは、いつの時点の調定額なんですか。1年間分ですか。

○委員長【小澤眞司君】 高橋総務部長。

○総務部長【高橋 正君】 これは9月末現在の調定額でございます。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 その他の調定額というのは、これは年間のことですか。

○委員長【小澤眞司君】 高橋総務部長。

○総務部長【高橋 正君】 町民税等は、当初賦課されているものについては、この年間ですし、その後、修更正等が入ってきますと、それに加算されるということになりますので、現時点、9月時点での年間の調定額でございます。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 そうするとだから、町たばこ税は9月末ですよ、調定額は。そうすると、ここに収納率の脇にでもね、9月末の何かを入れると、9月末に対しての収納率が、本来なら100%なのが、80%ですよとか、ちょっと分かりやすいんじゃないですかね、1つ付いていると。これだとね、国民健康保険料の場合、今の時点25.58%で、最終的には80%ぐらいにはなるんですかね、その辺がこの、今の時点で、収納率が100%のところは80%ですよ、90%ですよというのが、分かりやすい表になると思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

質問の意味、分かりますか。

○委員長【小澤眞司君】 高橋総務部長。

○総務部長【高橋 正君】 納期限ごとにとということでしょうか。例えば、納期が到来しているものについての徴収率がどうかということですか。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 例えば、保育料なんかも、分かりますよ、納期が10回に分かれているものとか、4期に分かれているとか、それで、今9月末で、この表をまとめているわけでしょう。9月末でいいじゃないですか。8月の分も、9月に含めればいいでしょう。10月以降は含めないで入れれば、収納率が、町たばこ税だとか保育料並みになるわけでしょう。

じゃないと、今の収納率が見えてこないんですよ、これ。

○委員長【露木寿雄君】 北村福祉部長。

○福祉部長【北村 満君】 保育園の保育料のお話が出ましたので、ご説明いたしますと、予算額はこれだけの入園児がいるので、年間そのぐらいの保育料が入るだろうという予算額ですが、調定はあくまでも、その時点で在園している人数に対しての保育料ですから、月々変わってきますので、毎月毎月、その時点での人数を調定額として、それに対する徴収率という形になります。

ですから、町たばこ税ですとか入湯税も、月々の売上げ等で調定していると思いますので、保育園と同様だと思います。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 町税まとめて8科目ございますが、その科目ごとの内容になってきます。

したがって、こういうような形で年間の調定、あるいは月々の調定というような形で分けさせていただいているというのが実情です。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 だから、違うなら違うなりに、これ7項目あるんだから、それなりに表がつかれるでしょう。まとめたのは、まとめて平均でもいいけども、合計は。その1つ1つの納期が、9月末の時点で金額がわかるわけでしょう。完全な調定額が。それに対しての収納率が出せるわけでしょう。そういうのを、この脇にでも1つ入れれば、現在の収納率が「ああ、そうか、90%ぐらいいつているのか」とか、見えるでしょう。

これ年間のだと、これが35%が、今の時点ではじゃあ何%いつているのか、見えてこないんですよ。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 全体の表、右側に余白もございますので、今後検討させていただいて、分かりやすいような資料づくりに努めたいと思います。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 その辺、よろしくお願いします。

それともう1つ、介護保険料の普通徴収分、前年度は46.54%ですよ。それで現年は、一番右側、10月1日を入れても39.18%と、だいぶ落ちてるんだけど、これは何か理由があるんですか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 介護保険料につきまして、今回9月末ということで、徴収率が落ちているような状況です。介護保険料を滞納されている方につきましては、町税も滞納されている方がかなりいらっしゃる

います。

そのようなことで、例えば1つのお金を徴収してくるに当たって、町税優先ということが法律にありますので、そういうようなところで振分けを、徴収職員がさせていただいて、そのようなバランスを踏まえて、今後につきましても、入れていきたいと考えております。

○委員長【小澤眞司君】 今の質問の中で、調定額、これ年間単位で書かれているけども、月単位に調定額が書けるかという質問でございますので、徴収対策室として検討していただいて、書けるならば、次の委員会のときにできるかどうか、検討していただきたいと思います。

他に質問はございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、資料No. 1の質問を終わらせていただきます。

次に、(2)から(4)については、後で資料をお届けしますので、それを参考にしながら質問していただきたいと思います。

3 案件(2)から(4)、また、4 報告事項(1)特定滞納者の認定については、使用する資料、滞納者氏名、滞納金額等の記載がありますので、審議については、秘密会とすることが適切であると思います。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項のただし書に基づき、委員会の決議が必要となります。

お諮りいたします。

秘密会とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。

それでは、3 案件(2)300万円以上高額滞納者の町税等の納付状況について、(3)平成24年度滞納繰越分滞納者について、(4)平成24年度上半期不納欠損執行予定表について、4 報告事項(1)特定滞納者の認定についての審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

次に秘密会の開催に当たり、2点ほどお伝えいたします。

1点目は、秘密の保持についてでございます。

湯河原町議会会議規則第92条第2項に、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない」との規定がございます。

このことに反した場合は、議員におきましては、懲罰の対象となり、職員におきましては、地方公務員法に基づく罰則の適用を受けることになることを、ご承知しておいてください。

2点目は、議事録についてでございます。秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議の内容として、議事の記録をとりますが、湯河原町議会会議規則第92条第1項の規定に基づき、公表はいたしません。

以上2点、委員長より申し上げます。

(秘密会開会 午後1時50分～午後3時40分)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、通常の委員会を再開いたします。

4 報告事項(2)差押執行状況表について、梨子本徴収対策室主幹からお願いします。

○徴収対策室主幹【梨子本隆志君】 (資料No. 5 説明)

○委員長【小澤眞司君】 ご質問はございますか。原田委員。

○10番【原田 洋君】 預金を差押えしているんですか。預金ていうのは、普通預金か何かで、下げられないようになっていて、じゃない、定期か何かで。そのために差押えしているの。

それとも、預金がないのに、預金通帳を差押えしているんですか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 こちらの預金の差押えにつきましては、だいたいサラリーマンであれば、給料日というものが預金調査をしますと、いつ振り込まれるというのが分かります。

あと、残高とかを確認して、そこに滞納額に満たなくても、金額があれば、それを差押えるということと

す。差押えることによって、必然的に時効も止まると。そういうような形も含めた中で、差押えをさせていただいております。

○町長【富田幸宏君】 もう少し具体的に、どういう差押え方をしているのかという、通帳を預かっちゃっているのかとか、入金や、資金移動があったときに、その辺のもう少し詳しい実態を話して。

○徴収対策室長【力石浩一君】 まず、徴収対策室の方で、各金融機関の方に預金調査をしております。その預金調査に基づいて、残高が判明します。その時点で、もちろん滞納者の預金になりますけども、その預金を、定期預金にしる普通預金にしる、あらゆる預金がありますけども、その時点で差押えをするというようなことで、差押えされると、その預金は引き下ろすことができないということになります。

○委員長【小澤眞司君】 原田委員。

○10番【原田 洋君】 ちょっと勉強のために聞きますけども、いわば預金通帳、ゼロでも差押えする、極端に言えば。後に入ってくるものも、おろされないような形で差押えということをするわけですね。

今、もし入っているんだったら、これを下げて、払ってくれませんかという方法があるわけでしょう。差押えしなくても。その辺をちょっと、教えてください。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 預金が0円であれば、差押えは基本的にはしません。今現時点、あるその金額に対して差押えをするものですから、その額を差押えて取り立てるというような形になります。

○委員長【小澤眞司君】 原田委員。

○10番【原田 洋君】 じゃあ、入っているっていう金額だけね。後から入ってきたのは、別ですね。

○徴収対策室長【力石浩一君】 差押えの対象にならないです。

○10番【原田 洋君】 ならないんですね。はい、分かりました。

○委員長【小澤眞司君】 他に質問はございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 1点だけ確認のために。動産が4件ございますけども、この動産の中でですね、やっぱりほんとに、家族で貴重に守っている財産、財産というか動産ですよ。だから、具体的には宝石とか、絵画とかですね、そういうものまで、この動産の中で押えている実績はあるんですか。

力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 この4件につきましては、軽自動車が3件、あと1件は絵画5枚差押えたのが、それを差押え1件と捉えておりまして、4件という形で、今年度インターネット公売にかけまして、車の方は20万1,000円、絵画の方は5枚で、合計10万円で公売したというような状況です。

○委員長【小澤眞司君】 指輪とか宝石とか、そういうものは押さえたことはないんですか。そういうのは対象になるんですか。

力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 貴金属、宝石も対象にはなりますが、鑑定が必要になりますので、予算はありますけども、そういった鑑定評価というものも必要になってきますので、できるだけ公売しやすいものを考えております。

○委員長【小澤眞司君】 はい、分かりました。

今の室長の報告以外に、何かご質問はございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 なければ、質疑を終わりにします。

秘密会の案件も含めて、終了いたしました。

その他で、委員の皆様、何かございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 行政側からは何かございますか。説明不足はなかったですか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、ないようですので、資料の回収をお願いいたします。

(資料回収)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、傍聴議員の資料の回収は終わりましたね。

それでは、町税等徴収対策強化特別委員会を閉会いたします。

次の会議につきましては、来年の１月過ぎにでも開催したいというふうに考えておりますので、また、ご協力をよろしくお願いいたします。

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。

Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

2013-02-21：平成25年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成25年2月21日（木）

午前10時00分

閉 会 午前11時37分

出 席 者 議 員 8名

出 席 委 員	委員長	小 澤 眞 司	副委員長	露 木 寿 雄
	委 員	室 伏 寿美夫	委 員	山 本 俊 明
	委 員	佐 藤 恵	委 員	原 田 洋
	委 員	土 屋 誠 一		
	議 長	高 橋 延 幸		

欠 席 委 員 な し

傍 聴 議 員 4番 善本真人議員、6番 丸山孝夫議員、8番 室伏重孝議員
13番 松野 満議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作

総務部長：高橋 正 福祉部長：北村 満

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

（秘書広報室）室長：松野善一

（徴収対策室）室長：力石浩一 副室長：須藤裕明 主幹：川口かやみ、梨子本隆志

副主幹：高橋資次、二宮 淳、二見祐輔、常盤茂樹

（税 務 課）課長：朝倉礼彦

（財 政 課）課長：平澤喜代司

（福 祉 課）課長：菅沼浩行

（介 護 課）課長：富岡 清

（住 民 課）課長：佐藤吉弘

（水 道 課）課長：小澤宣昭

（温 泉 課）課長：力石 剛

（下水道課）副課長：小澤茂雄

書記： 議会事務局長 鈴木誠二 議会事務局副主幹 狩野博則

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成25年2月21日（木）午前10時00分

○委員長【小澤眞司君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員につきましては、善本議員、丸山議員、室伏重孝議員、松野議員の4名でございます。ご報告いたします。

それでは、町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、おはようございます。

3月定例会を直前に控えまして、公私ともに何かとお忙しい中を本委員会開催に当たり、正・副委員長をはじめ委員各位にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会の調査内容等につきましては、数字が全てという、こういった状況がございますが、また本日、現況をご報告をさせていただく中で、いろいろなご意見、また対策等々の何かお知恵をいただければという、こういった思いもございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【小澤眞司君】 それでは続きまして、議長からご挨拶をお願いします。

○議長【高橋延幸君】 おはようございます。

本日、委員会の開催に当たりまして、正・副委員長並びに委員各位に感謝をいたします。ご審議のほど、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長【小澤眞司君】 それでは、案件に入らせていただきます。

皆さんのお手元に次第があると思いますけども、（1）平成24年度12月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長からお願いします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 1 説明）

○委員長【小澤眞司君】 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

（なし）

○委員長【小澤眞司君】 ご質問がないようですので、質疑を終了させていただきますけど、よろしいですか。

（了承）

○委員長【小澤眞司君】 次に、（2）平成24年度滞納繰越分滞納者についてのご説明をお願いいたしますが、使用する資料については、滞納者の氏名、滞納金額等の記載がございますので、審議については秘密会とすることが適切であると思います。秘密会にするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書の規定に基づいて、委員会の議決が必要となります。

お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。

よって、案件（2）についての審議は、秘密会とすることに決定いたします。

ただいま、秘密会とすることに決定いたしましたので、湯河原町議会会議規則第91条第2項の規定に基づいて、指定する者以外の退席を求めるところですが、本日出席の職員は、滞納状況について状況をよく認識する必要があるかと思うので、このまま秘密会に出席することとし、退席は求めませんので、よろしくお願いいたします。

次に、秘密会の開会に当たり2点ほどお伝えいたします。

1点目は、秘密の保持でございます。このことに反した場合、議員におきましては、懲罰の対象となり、職員におきましては、地方公務員法に基づいて、懲罰の適用を受けることとなることをご承知おきください。

2点目は、議事録についてでございます。

秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議の内容を議事の記録としてとりますが、公表はいたしません。

以上2点、委員長より申し上げます。

(秘密会 午前10時15分～午前11時28分)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、通常の委員会を再開いたします。

その他で、何かご意見はございますか。委員の皆さん方、どうですか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 町側から、何かございますか。青木公営企業管理者。

○公営企業管理者(企業部長)【青木 剛君】 水道料金の債権回収業務について、1点ご報告をさせていただきます。

まず、水道料金の徴収につきましては、徴収対策室と水道課が連携して、主に給水停止の措置を行いまして、未収金の縮減ということでやっておりますけども、さらなる徴収の強化ということも考えております。

水道料金につきましては、税とか国民健康保険料と違いまして、町が強制的に取り立てることが可能な自主執行権がある債権としての位置付けがないということで、先ほどから出ております、財産の差押え等ができません。

したがって、民間でいう商売の料金と同じ扱いになりますので、電話の催告ですとか督促状、催告書を出したり、あとは給水停止ということで、徴収強化を図っております。

今般、国の内閣府の新たな取組みとしまして、弁護士等の民間活力を活用した公金の債権回収業務、これが25年度から、全国で約10市町村を対象としたモデル事業として実施されることになりまして、本町もこれに応募をしました。

25年2月14日に選定、本町が決定されたということでございます。25年度の水道料金徴収強化を図るため、実施をしていく予定でございます。

委託する内容につきましては、弁護士による自主納付の呼び掛けとか、納付の請求としての催告書の送付、納付相談、場合によっては、民事執行法に基づく強制執行ということを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長【小澤眞司君】 今の青木公営企業管理者からの報告について、ご質問はございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 町側から、他にございますか。力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 滞納額にかかります延滞金及び還付加算金の料率の見直しにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思いますが、資料を用意しておりますので、申し訳ありませんが、配布させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長【小澤眞司君】 お願いします。

(資料配布)

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 こちらの資料につきましては、神奈川県からいただきました資料でございます。

参考資料の延滞金等の見直しについて(案)をご覧いただきたいと思います。

平成25年度税制改正の大綱が、今年1月29日に閣議決定されまして、現在の低金利の状況に合わせて国税にかかる延滞金等の見直しが行われました。

これに伴いまして、地方税法の一部を改正する予定で、地方税にかかる延滞金、還付加算金の料率が引き下げられる方向でございます。

この表の桃色で色付けしてあります延滞金の改正内容につきましては、一番上の段では、現在、1か月を過ぎた延滞金は、特例措置がなかったため、年14.6%となっておりますが、今回の改正で特例措置が創設されまして、年9.3%程度になる予定です。これは一番右側の参考というところの下を見ていただきます

と、ピンク色で囲ってある、9.3%のところですよ。

また、その下の段の、納期限の翌月から1か月以内の延滞金は、年7.3%となっておりますが、これは特例措置が設けられておりまして、現在4.3%という状況です。今回の改正により、これがさらに、一番右にあります3%程度の料率になる予定です。

その下の、事業の廃止等による徴収の猶予等については、特例措置の年4.3%から、右にあります2%程度の料率になる予定です。

その下の緑色で色付けしてあります、還付加算金の改正内容につきましては、現在、年7.3%ということで、本則でうたっておりますが、これも特例措置が設けられていて、現在、4.3%になっております。これは改正によりまして、さらに2%程度の料率になる予定でございます。

なお、この改正の内容につきましては、平成26年1月1日以降の期間にかかる延滞金について適用されるものでございます。これに伴いまして、25年度の町議会の方に、条例改正を予定しています。

報告につきましては、以上でございます。

○委員長【小澤眞司君】 今の報告についてのご質問はございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、青木公営企業管理者と力石徴収対策室長からの報告を終わります。

それでは、秘密会での案件も含めて、終了いたしました。

それでは、資料の回収をお願いいたします。

(資料回収)

○委員長【小澤眞司君】 回収は終わりましたか。

最後に、力石徴収対策室長から、延滞金等の見直しについての説明がございましたけれども、これについては、総務文教・福祉常任委員会の中でも再度説明していただきますので、ご了承ください。

それでは、町税等徴収対策強化特別委員会を閉会いたします。皆さん、長い時間どうもご苦労様でした。

2013-05-27 : 平成25年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成25年5月27日 (月)

午前10時00分

閉 会 午前10時54分

出 席 者 議 員 8 名

出 席 委 員	委員長	小 澤 眞 司	副委員長	露 木 寿 雄
	委 員	室 伏 寿美夫	委 員	山 本 俊 明
	委 員	佐 藤 恵	委 員	原 田 洋
	委 員	土 屋 誠 一		
	議 長	高 橋 延 幸		

欠 席 委 員 な し

傍 聴 議 員 3 番 村瀬公大議員、6 番 丸山孝夫議員、8 番 室伏重孝議員
13番 松野 満議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作

総務部長：高橋 正 福祉部長：北村 満

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

(秘書広報室) 室長：松野善一

(徴収対策室) 室長：力石浩一 副室長：須藤裕明

主幹：川口かやみ、梨子本隆志、小山浩之

副主幹：二見祐輔、常盤茂樹、小清水孝司

(税 務 課) 課長：柏木克己 副課長：涌井信明 主幹：富士川 貢

(財 政 課) 課長：菅沼浩行

(福 祉 課) 課長：富岡 清

(介 護 課) 課長：丸山愛一郎

(住 民 課) 課長：佐藤吉弘

(水 道 課) 課長：小澤宣昭

(温 泉 課) 課長：平澤喜代司

(下水道課) 課長：柏木敏明

書記： 議会事務局長 鈴木誠二 議会事務局副主幹 狩野博則

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成25年5月27日（月）午前10時00分

○委員長【小澤眞司君】 おはようございます。ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員は、村瀬議員、丸山議員、室伏重孝議員と、松野議員は遅くなるそうですが、報告いたします。

それでは、町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長【富田幸宏君】 おはようございます。

早朝より、大変お忙しい中、本日、町税等徴収対策強化特別委員会を開催したところ、正・副委員長はじめ委員各位にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件、また報告等につきましては、お示しのとおりでございますが、この委員会に報告させていただく全ては、数字が全てという、こういった状況にもございます。

また、皆様方のお立場から、お気付きの点等々がございましたら、どうぞご意見をいただく中で、今後も徴収対策をしっかりと進めていきたいという、こういった思いでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長【小澤眞司君】 それでは、議長のご挨拶をお願いいたします。

○議長【高橋延幸君】 おはようございます。

6月定例会も、あと1週間に迫ってまいりました。本日は、特別委員会の開催に当たり、お集まりいただき、誠にありがとうございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長【小澤眞司君】 どうもありがとうございました。

それでは案件に入りますが、厳しい滞納状況を踏まえると、案件を審議するに当たっては、個人名等を出しでの説明や質疑が考えられますので、案件（１）から（３）の全ての審議については、秘密会とすることが適切であると思います。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第１６条第１項のただし書の規定に基づき、委員会の決議が必要となります。

お諮りいたします。

秘密会とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。

よって、案件（１）から（３）までの全ての審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

ただいま秘密会とすることに決定しましたので、湯河原町議会会議規則第９１条第２項の規定に基づいて、指定する者以外の退席を求めるところですが、本日出席の職員は、滞納状況について状況をよく認識する必要があるかと思っておりますので、このまま秘密会に出席することとし、退席は求めませんので、よろしくお願いいたします。

次に、秘密会の開催に当たり２点ほどお伝えいたします。

１点目は、秘密の保持についてでございます。このことに反した場合、議員におきましては、懲罰の対象となり、職員におきましては、地方公務員法に基づく罰則の適用を受けることになりますので、ご承知おきください。

２点目は、議事録についてでございます。秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議の内容として議事の記録をとりますが、公表はいたしません。

以上２点、委員長より申し上げます。

（秘密会開会 午前10時03分～午前10時33分）

○委員長【小澤眞司君】 それでは、通常の委員会を再開いたします。

4 報告事項（１）平成２４年度差押執行状況表について、梨子本徴収対策室主幹からお願いします。

○徴収対策室主幹【梨子本隆志君】 （資料No. 4 説明）

○委員長【小澤眞司君】 説明が終わりました。何かご質問はございますか。

山本委員。

○２番【山本俊明君】 過去の経緯から出てるんですけども、例えば建物更生共済については、ずっと０、０、０で今回１とか、有価証券も同じなんです。これは、いままでそういうことをやってなかったということで０なのか、それとも、そういう対象がなかったということで０なのかっていうのは、分かりますか。

○委員長【小澤眞司君】 二見徴収対策室副主幹。

○徴収対策室副主幹【二見祐輔君】 有価証券、建物更生共済につきましては、県の短期派遣職員の方が、徴収対策室に４か月任されて、その中で、いろいろ主でやっていただき、ノウハウを教えていただいて、２４年度中に初めてといいますか、差押えを実行し、建物更生共済については、取立てを行ったものでございます。

○委員長【小澤眞司君】 山本委員。

○２番【山本俊明君】 そうやって、新しいノウハウでやったものに関しては、「０」と表記するよりも、それまでやってなかったという表記の方が分かりやすいのかなと思います。県の職員に来ていただいたことで、効果があったという解釈でいいわけですね。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 付け加えて説明させていただきます。

２２年度までは、平均差押え件数が４０件足らずということで、極端に２３年度は件数が伸びております。これも職員が各研修に参加したことですか、やはり県の短期派遣職員から、知識を習得したとか、そういったことが挙げられます。それによりまして、いままでは主なものが、預金ですとか生命保険、給料ですとか、そういう三本柱ぐらいのところだったのですが、ちょっと視点を変えたところ、こういった財産もあるというようなご指摘、あるいは捉え方、方向を変えるというようなことで、たまたまこの建物更生共済のときは、満期になったということで、今回、納付があったという状況でございます。

あと、先ほど、梨子本の方から、インターネット公売というようなお話もありましたが、付け加えさせていただきますと、現在、宮下のホテルあかねの横にあります、イーグルビューというマンション、これを２２年度と２３年度、神奈川県共同公売で、物件を共同公売にかけたのですが、買い手がありませんでした。インターネット公売を、今月入札を行いまして、中国の方が入札に参加して、１５０万円というお話があったのですが、現地に来たところ、坂がきついということで、そのお話が流れてしまいまして、いま現在、第２順位の方に、価格が１１３万８、０００円で、お話を持ちかけているというような状況でございます。まだ結論は出てございません。

付け加えさせて、説明させていただきました。

○委員長【小澤眞司君】 二見徴収対策室副主幹。

○徴収対策室副主幹【二見祐輔君】 今、力石室長の説明の中で、建物更生共済について、満期金と説明いたしましたが、これは共済金、建物に損害があって、保険共済金ですね、保険に相当するものが下りたということで、１点訂正させていただきます。

○委員長【小澤眞司君】 他にございますか。土屋委員。

○１２番【土屋誠一君】 今、聞いたんですけど、これで金額がいくらになったというのが出てこないの。例えばインターネットで、自動車を差押えて、軽自動車なんかを売ったんでしょう。他にも、例えば有価証券でも満期になったものがいくらであったとか、そういう金額っていうのは出てこないの。２４年度は２３０件あって、総合計でいくらになったという数字は出てこないの。

○委員長【小澤眞司君】 分かりますか。力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 この２３０件が全て、その預金をとれたとか、あるいは不動産が売れたとかっていう、２３０件の件数ではございません。差押えをかけたということで、それにかけた滞納金額の合計を説明させていただきますと、１億２、９４６万円ほど、この２３０件に当たる滞納金額は、約１億３、０００

万というところでございます。

あと、インターネット公売させていただきました3件ですが、車は京都の方がインターネット公売で落札したのですが、こちらが20万1,000円です。絵画の5点は、落札額が5点で10万円です。着物は15点で、落札額が20万401円と、この車・絵画・着物の合計で、50万1,401円という内容でございます。

○委員長【小澤眞司君】 土屋委員。

○12番【土屋誠一君】 売れたものは、それだけ出てくるんだけど、例えば最終的には1億2,000万ぐらいの差押えの金額があるわけでしょう。どこかでお金にしなきゃならないでしょう。その土地とか有価証券をずっと握っているわけじゃないんだから、お金にしなきゃならないから、その辺の細かい数字を出してくれないと、差押えの執行の金額がどのぐらいになったのかなっていうのが分からないところがあるから。

○委員長【小澤眞司君】 梨子本徴収対策室主幹。

○徴収対策室主幹【梨子本隆志君】 差押え230件を行いましたけれども、実際に現金収入として町の方に入ってきたお金というのは、約1,840万円ほどです。

○12番【土屋誠一君】 分かりました。また、次回からその辺の数字を、少しずつ、お願いします。

○委員長【小澤眞司君】 だから、差押執行状況表の中に推定でもいいから金額が入れば。やっぱりこれだけだと、頭の中に入らないので、だいたいの金額でもいいですから、表記することはできるのかどうか。

○12番【土屋誠一君】 差押えだから、お金払っていれば、それは戻せばいいことだから。ただ、それがもう切れちゃった場合に換金しなきゃならないからね。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 件数だけではなく、金額の方も表記した方が分かりやすいかと思っておりますので、この資料をご提出するときには、表記するようにいたします。

○委員長【小澤眞司君】 はい、お願いいたします。

他にございますか。町側の答弁はありませんか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、質疑が終わりました。以上で秘密会の案件も含めて、終了いたしました。

それでは、資料の回収をお願いいたします。

(資料回収)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、その他に入ります。

町側から何かございますか。力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 申し訳ございません、先ほどの資料No.4の差押執行状況の件ですけども、左側に差押え内容の各項目がございます。その中で、金額に表せるものと表せないものがございます。例えば不動産とかですと、実勢価格ですとか評価額ですとか、その方の希望価格ですとか、いろいろな金額があるかと思っておりますので、金額で表せる預金ですとか給料ですとか、そういった部分についてのみの表記というような形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長【小澤眞司君】 分かりやすく、表現してください。

その他、何かございますか。佐藤委員。

○5番【佐藤 恵君】 収納とはちょっとかけ離れているかもしれませんが、今回の町税の収納の関係で、前の金額等を見たときに、金額が少ない方もいらっしゃるって、そういうのを考えまして、前にも納付の方法で、私も提案させていただいたことがあるんですけども、コンビニで納める方法を県内でもところどころで始めている。それは町民の納付の利便性向上というものもあると思うんですね。

今回の徴収対策とは、ちょっと違う部分があるかもしれませんが、町民の納付の利便性向上ということで、滞納している方にも、近いから、ちょっと払っておけるなという方がいらっしゃるのではないかなということで、ここでちょっと提案させていただきたいと思うんですけども、大磯町で調べさせていただきまして、今年の4月から、コンビニ納付を始めたということで聞きましたところ、1種類だけの税金関係の納付だ

と、単価が高いということで、前にも湯河原で教えてもらった、納付に関してはコンビニの場合、1枚61円ですか、手数料がかかるということなんですけれども、ただ銀行だと、時間的に9時から3時までということで、納付時間が決まっております。会社員の方とか、そういう方のことを考えたときに、24時間納付ができる場所としてのコンビニというものを、初期投資として、二百何十万かかっているという、大磯の役場の方のお話もありましたけれども、払う側の利便性も考慮した1つの方法として、いいんじゃないかなと思っておりますので、その辺をこれから研究していくとか、そういうお考えはあるんでしょうか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 コンビニ納付ですとか、いろいろな各種、インターネットを使っただけの収納というように、前向きに検討しなければいけないということで、前に1回、行政課題とかで、そういった冊子の中にも含まれておりました。

コンビニ収納に向けて、ちょっと検討しなければいけないということで、先月には、収納代行業者であります信金情報サービスですとか、今月に入りまして、地銀ネットワークサービスですとか、そういったところを呼びまして、職員も勉強をさせていただいています。県内でも、33市町村中、20市町村がもうすでに導入済みということです。

これはうちの方の考え方としては、プラスアルファの面で、コンビニ収納だけでなく、いろいろなモバイルレジですとか、今、子どもさんも携帯電話をかなり持っていますので、そういった部分も含めまして、検討していかなければいけないというようなことで進めている状況です。

また、夜間納付ということも、お話にありましたけれども、実は去年の12月3日から週2回、夜間の電話催告を夜8時まで、実施しております。職員がいるわけですから、その間にお金を納めていただける手立てはないかと思ひまして、徴収対策室の方で、その週2回ですけども、夜8時まで、収納の窓口を開設しております。

実績を説明させていただきますと、先週の金曜日現在で、収納額が約609万円ございました。今月までということで、スケジュールを組み、60回夜間の納付窓口を開設しまして、33人の方が夜、徴収対策室の方に訪れまして、609万円ほど徴収させていただきました。コンビニ収納については、前向きに考えていきたいと思っております。

○委員長【小澤眞司君】 佐藤委員。

○5番【佐藤 恵君】 ありがとうございます。

いろいろな方法で努力なさって、夜遅くまでやってくださっていることはよく分かりますけれども、コンビニの納付のときに、その方法がちょっとよく分からないですけれども、去年の6月からか、町村システムを導入してますよね。そういうシステムを使ってやることはできないんですか。

大磯の場合には、コンビニ納付をやるときに、その導入に併せてやったということ言いましたが、湯河原の場合は、もうすでに導入してしまってますけれども、そういうシステムを利用するということは、できないんですか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 もちろん、システムがイーアドワンから切り替わっています。その後に切り替えた時点で導入しているのが、開成町とか大磯町ですけど、うちの方もそのシステムを活用して、システム改修をすることによって可能となります。

○5番【佐藤 恵君】 分かりました。ありがとうございます。

○委員長【小澤眞司君】 他にございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 なければですね、滞納者のリストの扱いの問題でございますけれども、私、委員長として委員の皆さん方に提案がございます。

これまでの委員会で使用してきた、個人名簿等が入った滞納者リストの資料ですが、本日は使用せず、審議いたしませんでした。行政側では、毎回資料を作成するのも大変だと思いますし、資料作成の時間を実際に徴収に回すことも1つの考え方だと思います。

については滞納者リストについて、年に1回、2回でもよいのではないかと思います。委員の皆さん、いかがでございましょうか。今年の約1年間、400ぐらいの滞納者リストが提出されておりますけども、年に1回か2回の提出で、回数を少なくしたいと思いますけども、行政側はどうお考えですか。

力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 今、委員長からお言葉をいただきました。

滞納者リストの作成につきましては、最低でも年1回は、皆様にご提供させていただきたいと考えております。

また、このリストにつきましては、夜間も含めまして、かなりの時間をかけて作成している状況ですので、この時間を職員の徴収に回させていただきまして、徴収に励みまして、その分収納率の向上に結び付けられたいようなことで考えております。

○委員長【小澤眞司君】 どうもありがとうございます。

ぜひですね、無駄な時間を省いていただいて、徴収の方に力を注いでいただきたいと思います。

(松野議員：「委員長、委員外議員」)

○委員長【小澤眞司君】 松野議員。

○13番【松野 満君】 それもいいことだし、金額順と五十音順と両方あったでしょう。どっちかにした方がいいよ。それだって無駄だよ。

○委員長【小澤眞司君】 はい、分かりました。

松野議員からですね、1冊にしてくれというような話なので、後で協議してですね、どういうふうにするのか、決定していきたいと思います。

それでは、町税等徴収対策強化特別委員会を閉会いたします。

平成20年度(2008年度)第1回横須賀市個人情報保護運営審議会

平成20年5月23日(金)

午前10時から

横須賀市役所本館市議会第2委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事(諮問)

- ・滞納対策事業における個人情報の目的外利用について

(財政部納税課滞納対策担当)

3 その他

(配付資料)

- ・滞納対策事業における個人情報の目的外利用について

滞納対策事業における個人情報の目的外利用について（諮問）

所管課等名：財政部納税課滞納対策担当

諮問理由

横須賀市においては、増加する各種滞納（未納）債権について、市民全体の公平な負担の観点から滞納額の減少に取り組むため、平成 20 年度より新たに滞納対策担当を財政部納税課に設置し、全庁をあげて債権管理を徹底し滞納債権の回収に取り組むことといたしました。

そのため、各所管課で保有している個別の滞納者情報を収集し内容を精査したうえ、各所管課が適切に滞納債権を回収できるよう滞納対策担当が指導助言にあたります。

また、収集した滞納者情報を名寄せし、同一人物が複数の滞納債権に関わっている場合には、個別の所管課ごとではなく市として効率的に対応する方法により交渉を実施し、必要な場合には法的措置を行ってまいります。

以上のことを実施する過程において、滞納対策担当が各所管課から滞納者情報を収集することは、個人情報保護条例上規制されている「本人外収集」にあたり、これを利用することは「目的外利用」にあたると考えます。さらに、関係所管課にこれまで把握されていなかった、他の所管課の滞納者情報を提供する際には、当該所管課において「本人外収集」及び「目的外利用」が発生することとなります。

よって個人情報保護条例第 9 条第 1 項に規定される目的外利用について、本審議会に意見を求めるものです。本人外収集につきましては、同条例第 8 条第 1 項第 5 号により諮問を要しないものとさせていただきます。

なお、目的外利用に関する本人通知については、滞納対策担当で扱う案件になった段階でその都度各所管課が行うことといたします。

1. 事業の名称・内容

(1) 事業の名称

滞納対策事業

(2) 事業の内容

① 滞納対策の指導助言

各所管課から提供された滞納者の未納状況等の情報を集約し、納税課がもつノウハウを生かして、所管課が効果的、効率的、継続的な滞納対

策を行えるよう指導助言を行う。

② 効率的な回収の促進

各所管課から提供された滞納者情報の名寄せを行う。同一人物に滞納債権が重複するものについては、市全体として効率的な滞納債権の回収を図るため、滞納対策担当が調整して回収を担当する所管課を決め、他の所管課の情報を提供し、市としての窓口を一本化する。

2. 所管課からの個人情報の本人外収集及び目的外利用について

各所管課が保有する滞納状況等の情報について滞納対策担当が収集する。

(1) 滞納者等の個人情報

氏名、住所、居所、性別、生年月日、電話番号、勤務先所在、勤務先名称、賦課額、未納期別、未納額、納付状況、交渉経過、処分状況

(2) 収集元、及び債権の種類

各所管課（別紙資料1のとおり）

収集する債権については、軽微なものまで収集するのではなく、概ね次の基準による。

<基準>

- 滞納債権の発生年度が繰り越しているもので、本市からの催告に対して納付方法等の相談もなく、納付されていないもの。
- 地方税法第13条の2（※2）の繰上徴収の要件に該当するもの。

(3) 目的外利用する範囲

所管課より別添資料2「滞納整理票」により滞納者の個人情報を収集し、これを整理した後に関係する所管課に提供する。

(4) 利用形態

各所管課から提供された滞納者情報の名寄せを行い、同一人物に重複するものについては、市全体として効率的な滞納債権の回収を図るため、主たる担当先を滞納対策担当が調整し決定する。

従前の様に各所管課が個別に交渉するのではなく、市としての窓口を一本化することで統一し、効率的な交渉や対応ができるようにする。

なお、未納事由の解消等により、情報が不要になった場合には、担当課から滞納対策担当に情報資料一式をすみやかに回収するものとする。

具体的な情報の流れについては「図 1 滞納情報の流れ」、処理の流れは「図 2 公債権の処理の流れ」及び「図 3 私債権処理の流れ」のとおり。

(5) 本人外収集及び目的外利用

① 滞納対策担当が各所管課より滞納者情報を本人外収集する。重複のない債権については、所管課と滞納対策担当が共有したうえで指導助言を行う。

② 滞納対策担当は本人外収集した情報を名寄せしたうえで、重複する債権については滞納対策担当が調整した担当所管課に他の所管課の滞納者情報を提供する。

③ 重複した債権の担当所管課は、所管する債権と併せて他所管課の債権の納付交渉及び回収処理を行うことで、目的外利用する。

④ 本件における滞納者情報の目的外利用については、滞納対策担当に滞納者情報を集約する旨を「広報よこすか 7 月号」に掲載し周知を図る。併せて、所管課が滞納対策担当に滞納者情報を提供する際、あらかじめ目的外利用について本人通知をする。

なお、市税（納税課）、国民健康保険料（健康保険課）、介護保険料（長寿社会課）、保育園入所児童に係る保育料（保育課）、措置費負担金（児童相談所）については、地方税法第 20 条の 11、また、道路占有料（道路維持課）については国税徴収法第 146 条の 2 により官公署への協力要請を行うことができると規定されている。このことに関して、平成 19 年 3 月 27 日の総務省自治税務局企画課長からの通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においても、税と同様の自力執行権をもつ、国民健康保険料、保育園入所児童に係る保育料など、地方税の滞納処分の例により執行権をもつ債権については、一元的に財産情報を利用することは差し支えないとの解釈がされている。

（参考資料 3 p 8～9）

3. 債権の回収方法

横須賀市の債権については、主に税のように自力執行権を持つものと、私債権と同様に自力執行権を持たないものに種別される。

自力執行権がある債権は、市税以外に介護保険料、国民健康保険料、保育園入所児童に係る保育料、措置費負担金、道路占有料等である。これらはいずれも、地方税法、国税徴収法の例による滞納処分により債権回収することができる。そのため、質問調査による財産調査、裁判所の手続きを要しない強制執行（差押）をすることができる。これらの債権回収については、現在納税課等で行っている差押を基本とした滞納処分をすすめていく。自力執行権がある債権が重複した場合は、各所管課別に差押処分をすることは、公債権の優先順位（地方税が公課に優先する※地方税法第14条）の関係から齟齬をきたす（※例1）ことが憂慮されるため、一本化してすることが、回収処理上有利である。

一方、自力執行権のない私債権に準ずる債権については、支払督促の手続きや、少額訴訟等により債務名義を確定した上で、裁判所に申し立てをして債権の回収をはかることになる。この際も債権が重複した場合、各所管課別に裁判所に申立をすることは、債権者が横須賀市長で同一であることから効率的でなく、一本化して回収を図ることにより費用も軽減される。

4. 安全管理の確保

各所管課から収集し目的外利用する個人情報の安全管理措置については、次のとおり取り扱い徹底してまいります。

① 人的安全管理

滞納者情報は、滞納関係事務の担当者に限り取り扱うものとする。

② 組織的安全管理

個別の案件に応じて関係課を限定し、他課に提供することを禁ずる。

③ 物的安全管理

収集及び提供した情報は、本人からの納付によって保有する必要がなくなった場合には、すみやかに滞納対策担当が回収したうえで所管課に返却する。

なお、滞納対策担当で保管すべき滞納者情報については、公文書取扱規程に基づく第3種の公文書として5年間保存した後に廃棄する。

別紙資料1

所管課名及び所管する公租・公課・料金等と根拠法令等

所管課等	債権の種類	根拠法令等
財政部納税課	市税（市民税・固定資産税等）	地方税法
健康福祉部長寿社会課	介護保険料	介護保険法第144条 地方自治法第231条の3
健康福祉部健康保険課	国民健康保険料	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3
こども育成部保育課	保育料	児童福祉法第56条 地方税法
こども育成部児童相談所	児童措置費	児童福祉法第56条 地方税法
環境部資源循環推進課	廃棄物収集等手数料	廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第34条他 手数料条例
都市部住宅政策課	市営住宅家賃	市営住宅条例第18条
土木みどり部道路維持課	道路占用料	道路法第73条 国税徴収法 道路占用料条例
土木みどり部公園建設課	公園墓地使用料	公園墓地条例第12条
企画調整部市民安全課	災害援護資金貸付金及び違約金	税外収入の督促と滞納処分条例
こども育成部こども青少年支援課	母子・寡婦福祉資金償還金	母子及び寡婦福祉法第13条 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付に関する規則
市民部人権・男女共同参画課	地域改善対策事業貸付金	税外収入の督促と滞納処分条例
港湾部港湾総務課	係留施設使用料	ボートパーク条例第10条
市民病院医事課	医療費	健康保険法第75条 病院事業条例第10条
上下水道局業務部料金課	上下水道料金	横須賀市水道事業給水条例第29条 下水道条例第14条
教育委員会学校管理課	平成15年度の強制執行の費用	税外収入の督促と滞納処分条例
教育委員会学校教育課	校納金全般	公金ではない。
教育委員会学校保健課	学校給食費	学校給食法第6条第2項

答 申 書

平成20年（2008年）5月23日

横須賀市個人情報保護運営審議会

横 個 運 第 1 号
平成20年（2008年）5月23日

横須賀市長 蒲 谷 亮 一 様

横須賀市個人情報保護運営審議会
委員長 今 村 哲 也

市長の所管に係る個人情報の取扱いについて(答申)

平成20年5月23日付け横財納第8号により諮問のありました個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく、保有個人情報の目的外利用について審議した結果、適当なものと認めましたので答申します。

なお、次の意見を附しますので、保有個人情報の運用及び管理にあたっては市民の権利利益に十分配慮することを要望いたします。また、本答申は滞納対策担当が存続する期間において有効なものとしします。

記

- 1 納税課滞納対策担当は、市の滞納対策を主管する主体として、収集し利用する保有個人情報の管理について責任を負うこと、また本件に関する市民からの苦情には真摯に対応すること。
- 2 滞納対策担当が滞納者情報を取得する際、目的外利用に関する所管課からの本人への通知がなされたか否かを確認したうえで取得すること。なお、本人通知には、市内部における個人情報の取扱い及び問合せ先を明記させること。また、数個の債権の窓口となる所管課が決まった場合における催告の通知には、行政指導の主体及び問合せ先について明記させること。
- 3 滞納対策担当から関係所管課へ提供される個人情報が担当者以外又は他の所管課に漏えいしないようにするための具体的方策を滞納対策担当が速やかに作成し、関係所管課に周知すること。
- 4 滞納者の名寄せを行った後に各所管課に別の課の滞納者情報を併せて提供する際には、どこの課にいかなる情報を提供したかを記録し、全庁の滞納対策事務の進行管理における情報の流れを把握すること。
- 5 いわゆる私債権的な公債権のうち数個の債権の窓口となる所管課においては、情報共有の相手方となる他の課との連携が充分にとられるよう管理監督にあたること。また、事務終了後の個人情報の確実な廃棄又は回収を徹底すること。

平成20年度第1回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 平成20年5月23日（金）10:00～11:30
- ・ 場 所 横須賀市役所市議会第2委員会室（10階）
- ・ 出席委員 今村委員長、篠原委員、小泉委員、田中委員、浜田委員、三縄委員
- ・ 事務局 松谷部長、菱沼課長、室井上席主査、斉藤
- ・ 実施機関 財政部納税課滞納対策担当 浦島担当課長、岸主任
- ・ 傍聴者 な し

1 開 会

2 議 事

個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく、保有個人情報の目的外利用について諮問を行った。

諮問事項 滞納対策事業における個人情報の目的外利用について

（財政部納税課滞納対策担当）

3 審議内容

（説明要旨）

市において増加する各種滞納（未納）債権について、市民全体の公平な負担の観点から滞納額の減少に取り組むため、平成20年度より新たに滞納対策担当を財政部納税課に設置し、全庁をあげて債権管理を徹底し、滞納債権の回収に取り組むこととした。

そのため、各所管課で保有している個別の滞納者情報を収集し内容を精査したうえ、各所管課が適切に滞納債権を回収できるよう滞納対策担当が指導・助言にあたる。

また、収集した滞納者情報を名寄せし、同一人物が複数の債権を滞納している場合には、個別の所管課ごとではなく市として一体的に交渉し、必要な場合には法的措置を行う。

そこで、滞納対策担当が各所管課から滞納者情報を収集し、これを利用することは、本人外収集及び目的外利用にあたり、さらに、関係所管課にこれまで把握されていなかった他の所管課の滞納者情報を提供し、これを利用して債権回収にあたることは、当該所管課において本人外収集及び目的外利用が発生することとなる。

よって、個人情報保護条例第9条第1項に規定される目的外利用について、本審議会に意見を求めるものである。なお、本人外収集については、同条例第8条第1項第5号により諮問を要しないものである。

なお、目的外利用に関する本人通知については、滞納対策担当で扱う案件になった段階でその都度各所管課が行うこととする。

（委 員） 滞納対策担当が収集した情報は、すべての課がすべての情報を見ることができるのか。また、調査票の生年月日はどういう形で利用されるのか。

（実施機関） 債権を回収する担当所管課は他課の情報を見られるが、その他の課は見られない。また、調査票の生年月日は、金融機関の調査をする場合に個人を特定するために利用する。

- (委 員) 他課には、担当所管課に滞納情報が提供されたことを知らせるのか。
- (実施機関) 知らせる。その後、担当所管課が他課の分を含めて回収する。
- (委 員) 滞納対策担当は、債権の回収方法について関与しないのか。
- (実施機関) 基本的には、回収方法について指導していく。
- (委 員) 相手方に連絡をする際は、家族にも滞納の事実を話しているのか。
- (実施機関) 本人との関係を慎重に確認した上で、内容を伝えている。
- (委 員) 訴訟になった段階でも、市は分割払いなどの和解に応じているのか。
- (実施機関) 自力執行権のある債権は、訴訟をすることはないので、随時、担当者との話し合いにより応じている。また、自力執行権のない債権についても、和解の勧告や申し入れがあれば話し合いに応じている。
- (事 務 局) 訴訟をする場合は、議会の議決が必要である。その際、議案に和解もあり得る旨を明記して議決を経る。
- (委 員) 給与の差押は慎重に行う必要がある。
- (実施機関) 本人に給与の差押をする旨の文書を送り、その後、勤務先に調査をする。その段階でほとんどの人が納付する。実際に差押をする例は余りない。
- (委 員) 回収の優先順位はあるのか。
- (実施機関) 本人に希望がない場合は、自力執行権がないものから回収し、自力執行権があるものについては税が最後と考えている。基本的な順位は、料金、公課、税である。
- (委 員) 確認だが、滞納対策担当が直接回収することはないのか。
- (実施機関) 直接回収しない。
- (委 員) 2年間に限り、滞納対策担当が存続すると聞いたが。
- (実施機関) そのとおりである。
- (委 員) 滞納対策担当は、各課との調整をするような内部的な課と認識するが、そうすると、担当所管課が他課の分も含めて催告などの行政指導を行うというのは可能か。
- (実施機関) 各課で持っている債権を一本化して催告し、回収した方が市にとって効率的であり、本人にとっても分かりやすいと考えている。
- (委 員) 市営住宅家賃と水道料金の滞納債権があった場合に、その債権が住宅政策課で一本化するとして、催告書は住宅政策課名なのか、連名なのか。
- (実施機関) 市長名を表示する。
- (委 員) 担当部課名は表示するのか。
- (実施機関) 担当課や事務局の表示はする。したがって、市営住宅家賃と水道料金の滞納債権があった場合は、住宅政策課で水道料金と一本化して回収する旨を本人に通知して、その後、実際に回収することとなる。
- (委 員) 担当部課として表示するのは、回収を実際に担当する課のみなのか。
- (実施機関) そのとおりである。
- (委 員) 自力執行権のあるものとないものを区別しないと、本人は税金を払ったつもりでも、実際は税金ではなかったということもありえるのではないか。
- (実施機関) 債権の種類を明示して回収していきたい。また、本人に極力確認をしていきたい。
- (委 員) 滞納処分の例による徴収と一般の民事債権と区別して回収する必要がある

る。

(実施機関) はっきりと区別して回収したい。

(委員) 催告書を市長名で出す以上、その内容は非常に重いものとなる。担当所管課が、債権を全部列挙した文書になるのか。書面の使い方も考える必要がある。

(実施機関) 税関係は、ほとんどが市長名となっている。ただ、市長名で催告する以上は、今後はより慎重に取り扱いたい。

(委員) 本人通知においては、担当所管課に集約して回収する旨を通知することだが、その前段階において、広報よこすかなどで制度の周知はしないのか。

(実施機関) 広報よこすかで滞納者情報を収集し、一本化して回収する旨を広報する。

(委員) 滞納が生じたら、すぐに名寄せされてしまうのか。

(実施機関) すべての滞納を名寄せするのではなく、基準を設けてそれに該当するものを名寄せしていくということである。

(委員) 市民病院の医療費についてだが、滞納額は窓口負担分のみの金額なのか。

(実施機関) 本人の負担分と保険機関から支払われる分には時間差があるため、保険機関分も未納と計上されている。実際の滞納額は、より少ない額である。

(委員) 現場では入院費も払わない人も多いのか。

(実施機関) 救急現場では多いと聞く。これからは、適切に処理していきたい。

(委員) 滞納対策担当に集約される債権は、結局、通常の方法では回収できない債権が持ち込まれるのではないのか。そうすると、その先の手段、つまり訴訟や民間委託、債権者代理などの方法は検討しているのか。

(実施機関) 他市の事例では聞いている。ただ、全国的には各所管課ごとに回収している事例が多い。

(委員) 債権を集めて一本化したほうが、より回収できると思う。また、専門知識も要求される。そういった意味では、滞納対策担当というのは必要なのかもしれない。

(委員) 本人が複数の債権を滞納している場合に、支払う意思はあるが、支払うと生活が立ち行かなくなるということがあると思う。その際、分納などの指導は滞納対策担当ですか。

(実施機関) 基本的には、滞納対策担当で指導することになる。そこで、執行停止や減免などの相談も受けていく。また、病気がちであったり、収入がないということであれば、紹介できる先があれば紹介し、本人の利益を考えていきたい。

(委員) そういった情報は、元の所管課に戻るのか。

(実施機関) 戻らない。ただし、執行停止をするときなどは状況を把握する必要がある。

(委員) 市の有する債権には消滅時効の短い債権があるが、現状はどう時効を中断させているのか。

(実施機関) 本人から承諾書をもらい、それにより時効が中断する。また、自力執行権のある債権については、差押によって中断する。

(委員) 訴訟費用なども回収しているのか。

- (実施機関) 訴訟を起こせば、訴訟費用もあわせて請求する。ただ、全てを回収できるケースは少ないと思う。
- (委 員) 横須賀市の予算額はいくらか。
- (事務局) 一般会計で約1,300億円であり、企業会計等を含めると約3,000億円である。
- (委 員) 収納率はどれくらいか。
- (実施機関) 市税は約98%、保育料は約97%である。
- (委 員) 確認だが、滞納対策担当は2年間に限り存続することだが、延長することはあり得るのか。
- (実施機関) 2年間の成果をまとめ、その結果、全庁のレベルアップを図ることができ、一本化して回収するほうがよいということであれば、そういう報告を出すこととなる。
- (委 員) 諮問内容が非常に重く、また、滞納対策担当の存続期間を考えれば、答申は滞納対策担当が存続する間のみ有効とするのはどうか。
- (実施機関) 組織が変われば方法も変わると思う。個人情報保護の観点からも、その時点で改めて諮問をしたい。
- (委員長) 答申は滞納対策担当が存続する間のみ有効とするほか、審議会の考えは附帯意見に示すこととして、本件については了承するものとしてよろしいか。
- (各 委 員) (了承)
- (委員長) 答申の作成については委員長に一任いただき、事務局と調整のうえ委員長が作成し、後日各委員に送付することとしてよろしいか。
- (各 委 員) (了承)

4 その他

- ・次回審議会は、平成20年6月19日(木)午後2時 302会議室にて開催する。

5 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は午前11時30分に会議の閉会を宣した。

[小田原市公式サイトトップ](#) [暮らしの情報](#) [税金](#) [税の情報](#) [小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例](#)

小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市税の滞納を放置しておくことが納税義務の履行における市民の公平感を阻害することを考慮し、市税を滞納し、かつ、納税について著しく誠実性を欠く者に対し、納税を促進するための特別措置を講じることにより、市税の徴収に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(督促及び滞納処分)

第2条 徴税吏員は、市税の滞納があったときは、速やかに、小田原市市税条例(昭和50年小田原市条例第2号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法においてその例によることとされた国税徴収法(昭和34年法律第147号)の規定に基づき、市税に係る督促及び滞納者の財産の差押え、換価、換価代金等の配当その他の滞納処分に関する手続を厳正に執行しなければならない。

(質問及び検査)

第3条 徴税吏員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査することができる。

- (1) 滞納者
- (2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- (4) 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第4条 徴税吏員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴税吏員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号のいずれかに該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- (1) 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - (2) 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴税吏員は、前2項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(その他財産調査に関する事項)

第5条 前2条に定めるもののほか、滞納処分における財産の調査については、地方税法においてその例によることとされた国税徴収法第143条から第147条までの規定に定めるところによる。

(滞納者に対する措置)

第6条 第2条又は前3条の手続に着手しても、なお、市税が滞納となっている場合において、当該滞納となっている市税の徴収の促進に必要があると認めるときは、市長は、当該滞納者に対し、他の法令、条例又は規則の定めに基づき行うものを除くほか、市長が必要と認める行政サービスの停止、許可の拒否等(以下「行政サービスの停止等」という。)の措置を執ることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の行政サービスの停止等の措置と併せて滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項(以下「氏名等」という。)を公表することができる。ただし、当該滞納者が、地方税法に規定する滞納処分に関する罪又は滞納処分に関する検査拒否等の罪に処せられたときは、この限りでない。

(小田原市市税滞納審査会への諮問)

第7条 市長は、前条の行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を小田原市市税滞納審査会(以下「審査会」という。)に提出し、その意見を聴かななければならない。

- (1) 滞納者の氏名及び住所(法人にあっては法人名及び所在地)
- (2) 市税の滞納額
- (3) 督促及び滞納処分の手続の経過
- (4) 滞納処分のための質問、検査及び搜索の状況
- (5) 行政サービスの停止等又は氏名等の公表を要すると認めるに至った事情を示す資料
- (6) 行政サービスの停止等の内容又は氏名等の公表の予定
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(滞納者からの事情聴取)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に滞納者の出席を求め、その滞納に至った事情を聴くことができる。

(審査会の意見の尊重)

第9条 市長は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表をするに当たっては、審査会の意見を尊重しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第10条 市長は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表が必要であると認めるときは、あらかじめその予定する措置の内容を滞納者に通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項の規定による弁明の機会の付与の手続は、規則で定める。

(公表の方法)

第11条 滞納者の氏名等の公表は、広報紙への掲載、市揭示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(損害賠償等)

第12条 市長は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等を公表した場合において、事実の誤認があったこと等により滞納者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

平成12年2月23日議会提出

小田原市長 小 澤 良 明

[制定理由]

市税滞納者の納税の促進と市民の市税徴収に対する信頼を確保するため、納税について著しく誠実性を欠く滞納者に対する行政サービスの停止等の特別措置を定めるため制定する。

[内 容]

1 滞納処分の手続の執行(第2条関係)

徴税吏員は、市税の滞納があったときは、小田原市市税条例、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、速やかに滞納処分の手続を執行しなければならないこととする。

2 滞納者に対する特別措置(第6条関係)

市長は、滞納処分又は滞納処分のための財産調査の手続に着手しても、なお、市税を滞納している者について、その滞納となっている市税の徴収の促進に必要があると認めるときは、行政サービスの停止、許認可の拒否等の措置を執ることができることとするとともに、滞納者の氏名等を公表することができることとする。

3 小田原市市税滞納審査会への諮問(第7条及び第9条関係)

市長は、2による措置を執ろうとするときは、あらかじめ小田原市市税滞納審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならないこととし、当該措置の決定にあたっては、審査会の意見を尊重しなければならないこととする。

4 滞納者からの事情聴取(第8条関係)

審査会は、必要があると認めるときは、審査会に滞納者の出席を求め、事情を聴くことができることとする。

5 弁明の機会の付与(第10条関係)

市長は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表をしようとするときは、滞納者に対しあらかじめ弁明の機会を付与しなければならないこととする。

6 公表の方法(第11条関係)

滞納者の氏名等の公表は、市長が必要と認める事項につき、広報紙への掲載その他市長が必要と認める方法で行うこととする。

7 損害賠償等(第12条関係)

市長は、滞納者に対し、行政サービスの停止、氏名等の公表等を行った場合において、事実の誤認等により滞納者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復に誠実に対処しなければならないこととする。

[適用]

平成12年7月1日

最終更新日：2012年04月16日

[なぞり検索ON](#)

[印刷](#)

[ツイート](#)

[noteで書く](#)

[いいね！](#)

[シェア](#)

この情報に関するお問い合わせ先

総務部：市税総務課

電話番号：0465-33-1345

パソコンからのお問い合わせは次のリンクから

[総務部：市税総務課へのお問い合わせフォーム](#)

[総務部：市税総務課のページはこちら](#)

この情報についてのご意見・ご感想をお聞かせください！

このページの情報は分かりやすかったですか？

- ☒ とてもわかりやすい
☐ どちらかといえば、わかりやすい
☐ どちらかといえば、わかりにくい
☐ わかりにくい

[送信する](#)

※システム上、いただいたご意見・ご感想に対する回答はできません。

回答が必要な内容に関しましては、お問い合わせ先の担当課まで直接お願いいたします。

※住所・電話番号等の個人情報については記入しないようお願いいたします。

※文字化けの原因となる、丸付き数字などの機種依存文字や半角カタカナは記入しないようお願いいたします。

小田原市役所

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市狹窪300番地（郵便物は「〒250-8555 小田原市役所〇〇課（室）」で届きます）

電話：0465-33-1300（総合案内）

Copyright (C) Odawara City, All Rights Reserved.